

第 6 期

徳島県廃棄物処理計画

（素案）

令和 7 年 1 0 月

徳 島 県

〈目次〉

第1章 計画の意義

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の期間	2
第3節	計画の位置づけ	2

第2章 廃棄物処理の現状

第1節	一般廃棄物（ごみ）の現状（令和5年度実績）	4
第2節	一般廃棄物（生活排水）の現状（令和5年度実績）	18
第3節	産業廃棄物の現状（令和5年度実績）	23
第4節	その他の現状	33

第3章 第5期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価

第1節	一般廃棄物の目標達成に関する点検・評価	36
第2節	産業廃棄物の目標達成に関する点検・評価	50

第4章 排出量及び処理量の見込み

第1節	一般廃棄物（ごみ）の将来予測	60
第2節	産業廃棄物の将来予測	65
第3節	今後影響を与える要因	68

第5章 廃棄物の減量等目標値

第1節	目標値設定の考え方	72
第2節	一般廃棄物（ごみ）の目標値	73
第3節	産業廃棄物の目標値	74

第6章 基本施策

第1節	基本施策の体系	75
第2節	関係者の役割	87

第7章 計画の進行管理

第1節	推進体制及び進行管理	94
-----	------------	----

補章 1 徳島県食品ロス削減推進計画

第 1 節	計画策定の趣旨	9 5
第 2 節	本県における食品ロスの現状	9 6
第 3 節	計画の目標	1 0 0
第 4 節	推進事項及び施策	1 0 2
第 5 節	各主体の役割	1 0 4

補章 2 ごみ処理の広域化・集約化計画

第 1 節	計画の趣旨	1 0 6
第 2 節	計画期間	1 0 7
第 3 節	前計画の点検・評価	1 0 7
第 4 節	人口及びごみ排出量の将来予測	1 1 2
第 5 節	広域化ブロック区割りの設定	1 1 6
第 6 節	各ブロックにおける廃棄物処理体制	1 2 0
第 7 節	持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化及び ごみ処理施設の集約化について	1 3 0

第 1 章

計画の意義

第1章 計画の意義

第1節 計画策定の目的

我が国では、循環型社会を構築していくため、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や、各種リサイクル関連法の制定等の対策が行われてきました。

本県においても、これまでの取り組みから、廃棄物の減量や適正処理については、着実に進捗しているものの、廃棄物の排出量、再生利用、最終処分等の状況をみると、循環型社会の実現には十分とは言えず、不法投棄をはじめとする不適正処理についても、改善傾向にあるものの未だ撲滅には至っていません。

今、国際情勢の緊迫化により、コストの高騰等、資源制約等、廃棄物処理においても影響を受ける局面を迎えており、さらに、気候変動や海洋プラスチックごみなど、SDGs 達成に向けた地球環境問題への対応も急務になっています。

また、激甚化傾向にある自然災害により、国民の安全・安心へ向けた意識が高まっている他、廃棄物排出を抑制しつつ、資源を有効に活用する「サーキュラーエコノミー」が新たに注目される等、今後は、安全・安心を重視し、経済成長にも寄与する循環社会の実現を図っていく必要があります。

本県においても、これまでの知見を最大限に活かした防災・減災対策に一層重点を置き、さらには地域経済の振興も結びつけるため、循環型社会の実現に一層注力することが必要となっています。

本県では平成14年3月に「第一期徳島県廃棄物処理計画」を策定して以来、廃棄物の減量や適正処理等の目標値を掲げ、各種施策に取り組んできたところであり、令和3年3月には、目標年度を令和7年度とする「第五期徳島県廃棄物処理計画」を策定し、適正な廃棄物処理を推進してきました。

今回、第五期計画が目標年度を迎えるにあたり、ごみ減量等目標値の達成状況及び関連施策の評価等を行い、この評価結果を基に課題を抽出して目標値及び施策の見直しを行った上で、新たに「第六期徳島県廃棄物処理計画」を策定することとしました。

今後は、この「第六期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、県民、事業者、市町村及び県が一体となり、本県における循環型社会構築を目指した取組を推進します。

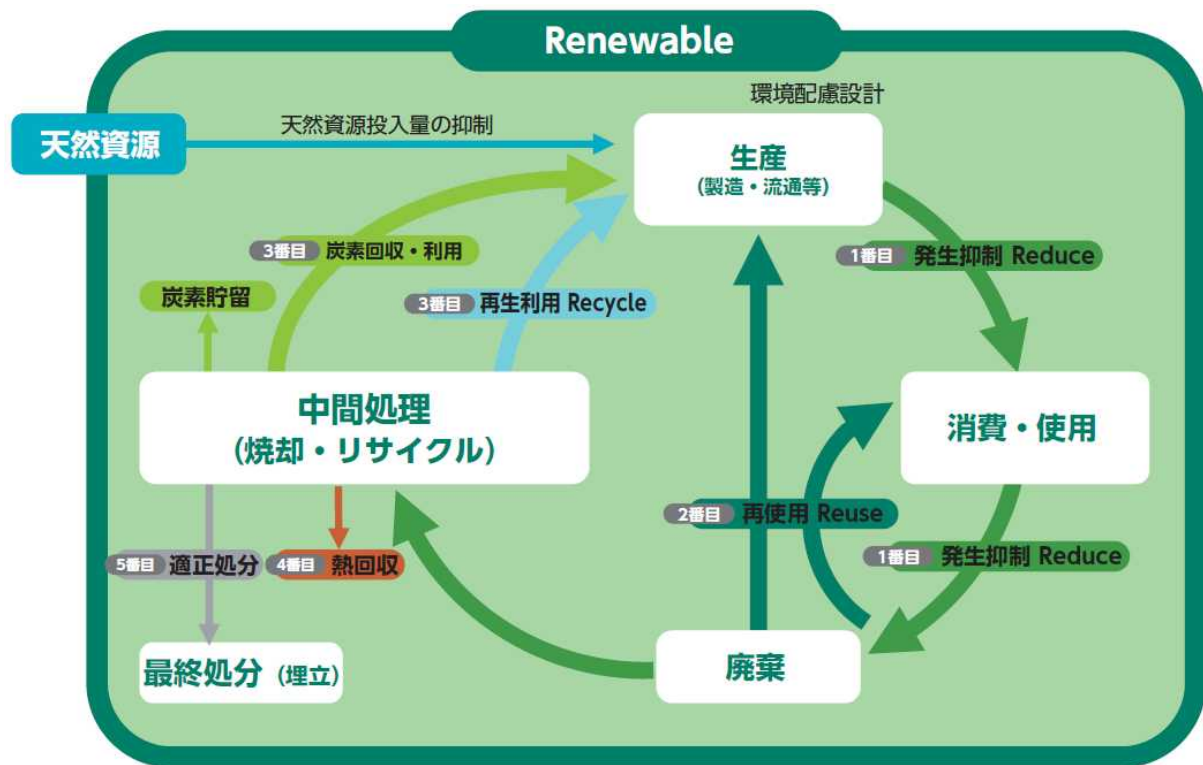


図 1 目指すべき循環型社会の姿

資料：環境省「令和 6 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より

第2節 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年とし、令和 12 年度を目標年度とします。

また、循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして、令和 12 年度における廃棄物排出量の予測及びごみ減量等目標値の設定、目標を達成するための施策の検討を行います。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づく廃棄物処理計画であり、同法第 5 条の 2 に基づき、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の内容を遵守するとともに、「循環型社会形成推進基本法」や各種の廃棄物リサイクル関連法の趣旨を尊重して策定するものとします。

また、補章の「徳島県食品ロス削減推進計画」については、食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条に基づき、本県の区域内における食品ロスの削減の推進を図るために定める計画です。

さらに、「徳島新未来創生総合計画」及び「徳島県環境基本計画」等の上位計画や「徳島県災害廃棄物処理計画」及び「徳島県食品ロス削減推進計画」等の廃棄物関連の各種計画との整合性にも配慮します。

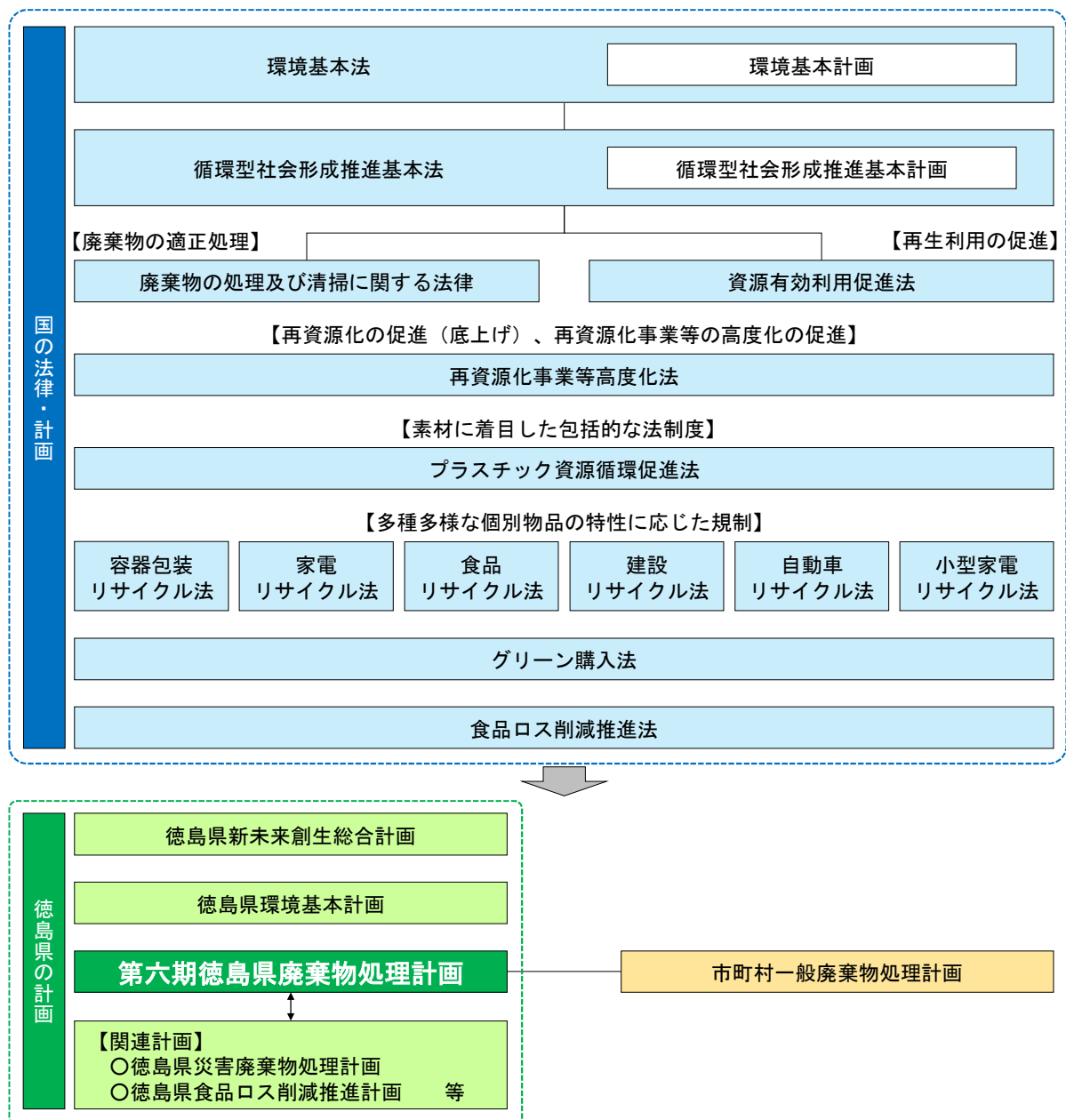


図 2 本計画の位置付け

第 2 章

廃棄物処理の現状

第2章 廃棄物処理の現状

第1節 一般廃棄物（ごみ）の現状（令和5年度実績）

1 ごみの排出量の推移

（1）排出量及び1人1日当たり排出量の推移

排出量の指数比較（H30を100）は表1、年間排出量の推移は図3に示すとおりです。

ごみの排出量は、全国的に減少傾向にあります。本県においても令和元年度以降、排出量は減少傾向にあり、第五期徳島県廃棄物処理計画の基準年度である平成30年度と指数比較すると令和5年度では、9.5%の減少（23万7千t）となっています。

また、1人1日当たり排出量でみると、図4に示すとおり平成30年度には954g/人・日であったものが令和5年度には911g/人・日と減少傾向にあり、43g/人・日の削減を達成しています。一方、全国平均よりは多い状況にあります。

表1 排出量の指数比較（H30を100）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
排出量（t/年の指数）	100.0	100.4	98.4	96.6	94.5	90.5
徳島県1人1日当たり（g/人・日の指数）	100.0	101.0	100.4	99.6	98.6	95.5
全国1人1日当たり（g/人・日の指数）	100.0	100.0	98.0	96.8	95.8	92.6

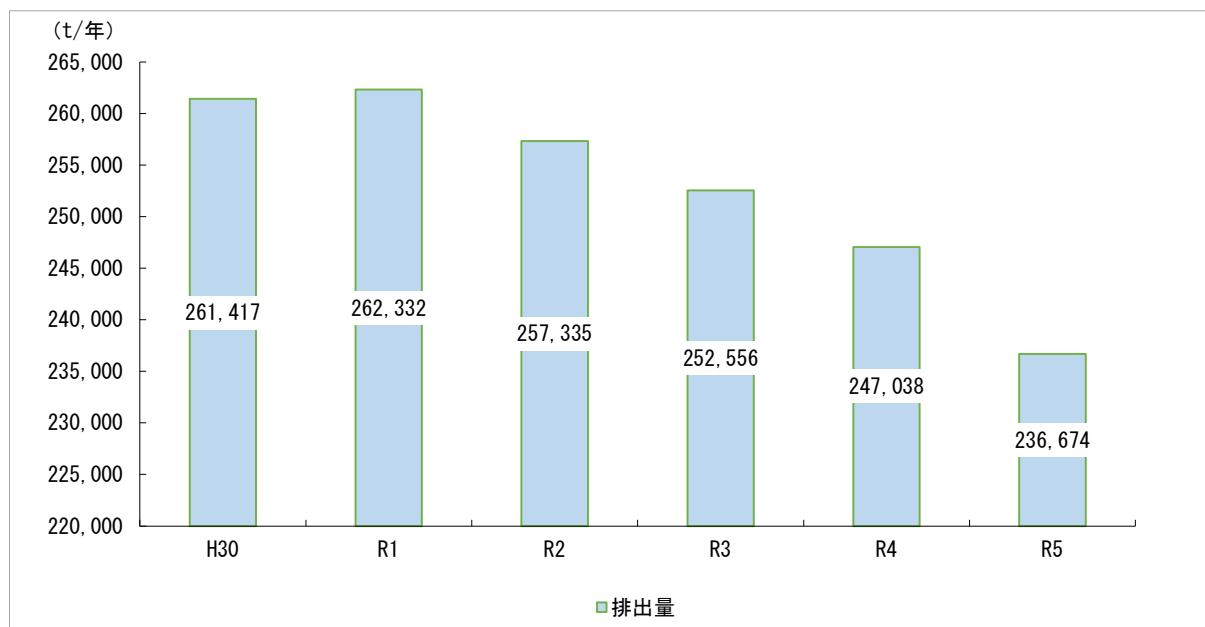


図3 年間排出量の推移

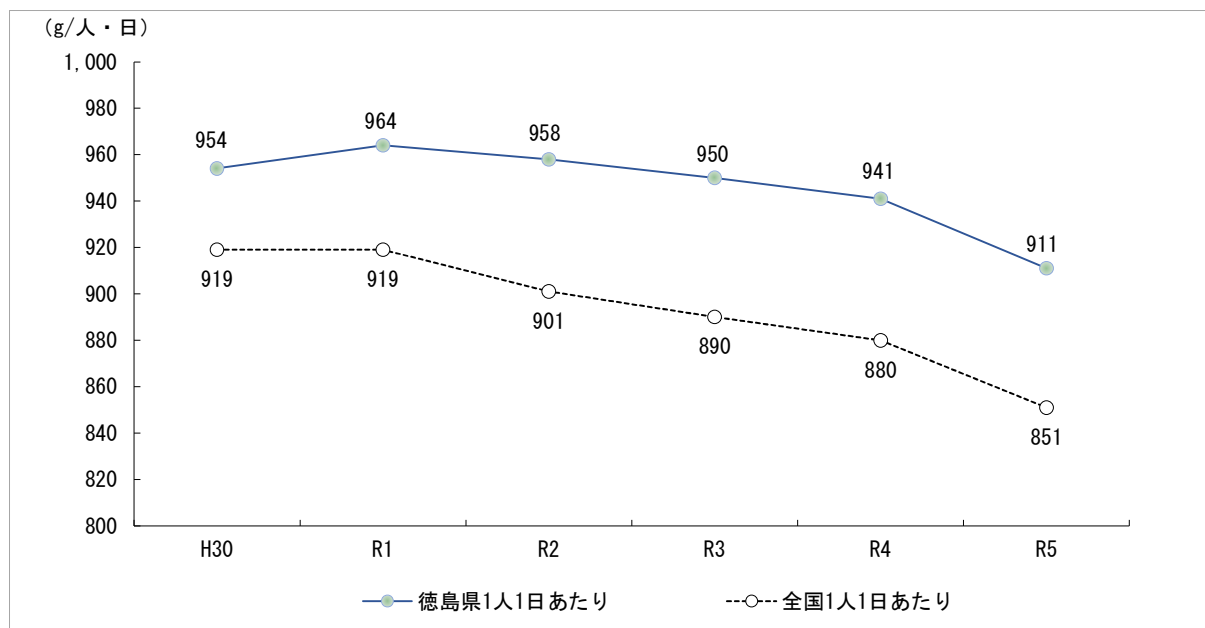


図 4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

表 2 1人1日当たりのごみ排出量の全国の状況（令和5年度）

順位	都道府県	ごみ排出量 (g/人・日)
1	京都府	749
2	滋賀県	761
3	神奈川県	769
31	徳島県	911
全国平均		851

(2) 排出形態別ごみ排出量の推移

排出形態別排出量の推移は、図 5 に示すとおりです。

生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は、どちらも減少傾向にあります。

表 の排出形態別排出量の指数比較に示すとおり、平成 30 年度を 100 とした場合の指数でみると、令和 5 年度には生活系ごみは 90.5、事業系ごみは 90.6 と減少傾向にあります。

なお、事業系ごみは、産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物であり、事業者が市町村施設等へ直接搬入又は許可業者を介して搬入したものです。令和 5 年度において事業系ごみの排出量に占める割合は、全国平均では 30.4%に対し、本県は 25.8%となっており、全国より低い状況にあります。

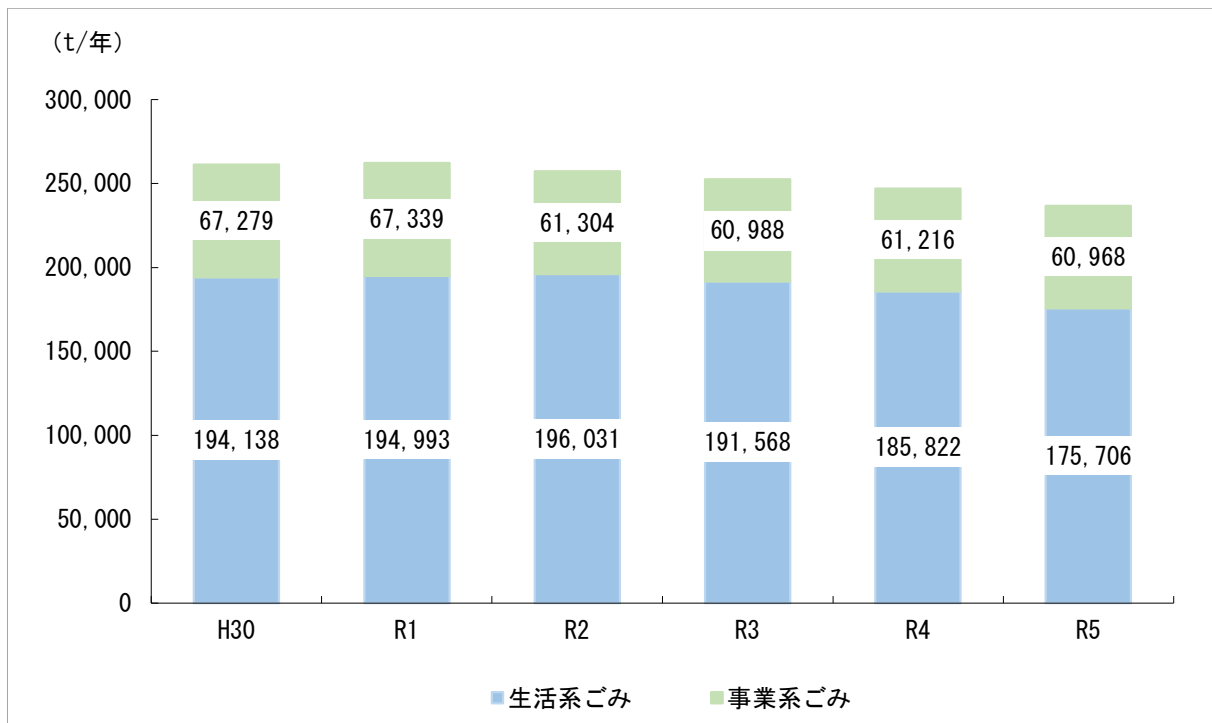


図 5 排出形態別排出量の推移

表 3 排出形態別排出量の指数比較 (H30 を 100)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活系ごみ	100.0	100.4	101.0	98.7	95.7	90.5
事業系ごみ	100.0	100.1	91.1	90.6	91.0	90.6

(3) ごみ種別排出量の推移

ごみ種別割合は、図 6 に示すとおりです。

平成 30 年度と令和 5 年度のごみ種別の割合を比較すると、可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの割合が増加し、不燃ごみ・集団回収量の割合が減少しています。

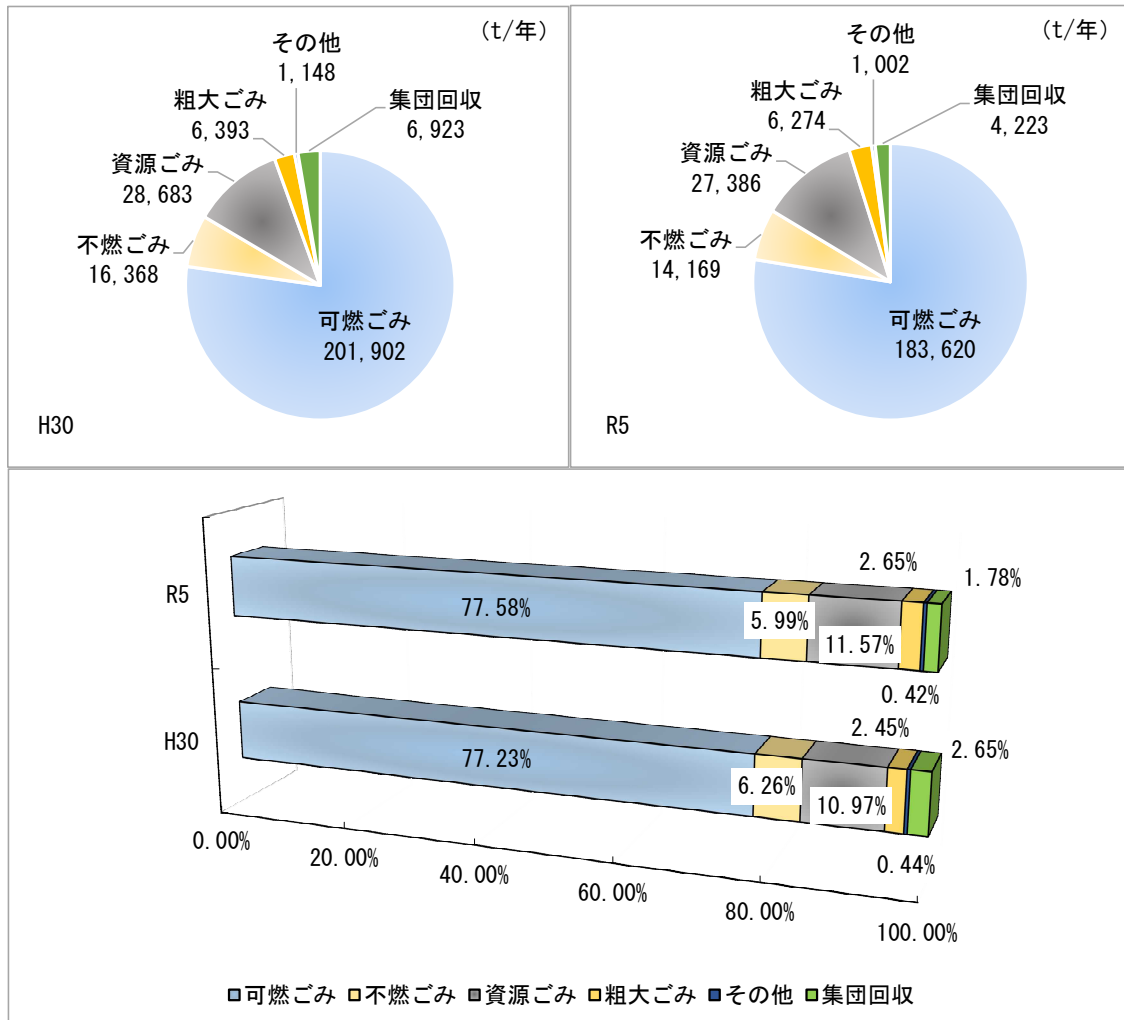


図 6 ごみ種別割合の比較

2 処理・処分状況

令和5年度における本県の一般廃棄物（ごみ）処理・処分フローは、図7に示すとおりです。

本県の排出量は23万7千tであり、このうち集団回収活動により4千tが資源化されます。残りの23万2千tのうち79.2%にあたる18万4千tは焼却施設において直接焼却処理され、その他は直接資源化、焼却以外の中間処理、直接最終処分されています。

最終的には、資源化量が3万7千t（リサイクル率15.8%）、最終処分量が2万6千t（最終処分率11.1%）となり、17万3千tが焼却処理等により減量化されたこととなります。

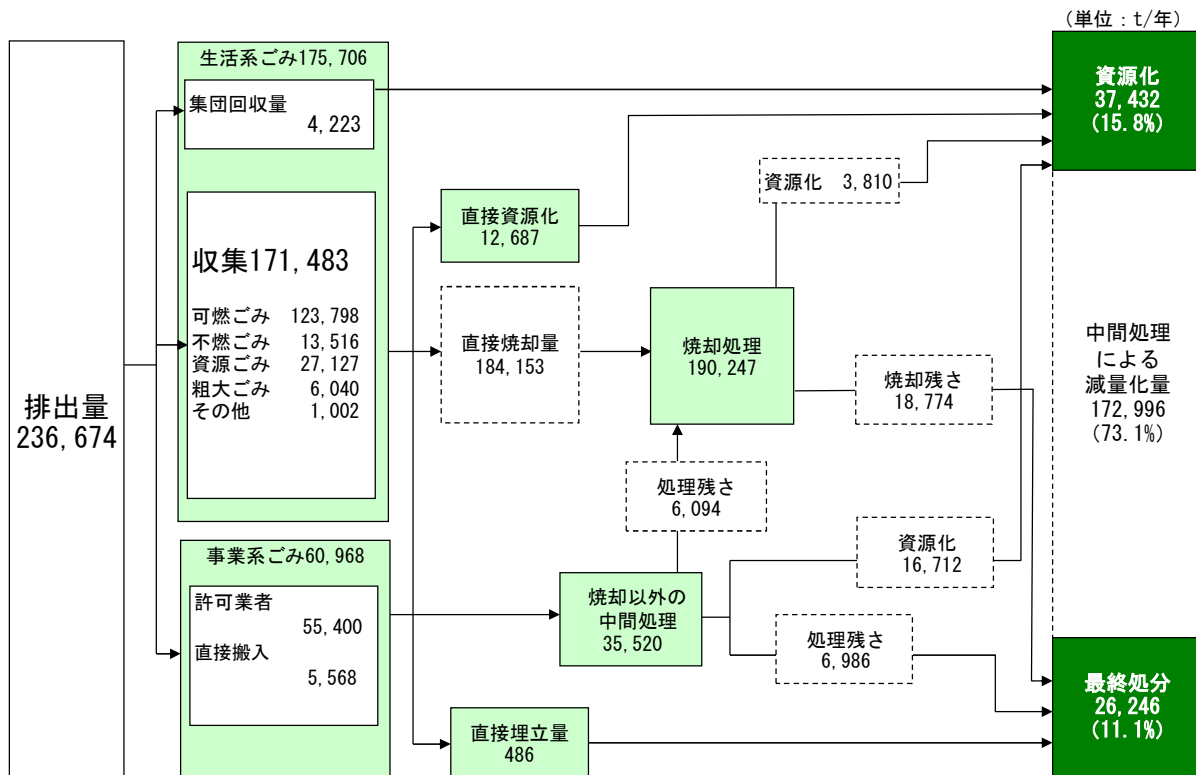


図7 一般廃棄物（ごみ）処理・処分フロー（令和5年度）

3 リサイクルの状況

(1) 品目別資源化量の推移

資源化量の推移は、図 8 に示すとおりです。

資源化量は減少傾向にあり、特に令和 5 年度には大きく減少しています。

表 4 に示すとおり、1 人 1 日当たり品目別資源化量の推移をみると、令和 5 年度は平成 30 年度と比較して、紙類、金属類、ガラス類及び燃料化が減少しており、特に紙類が大幅に減少していますが、それ以外の品目は横ばい傾向にあります。

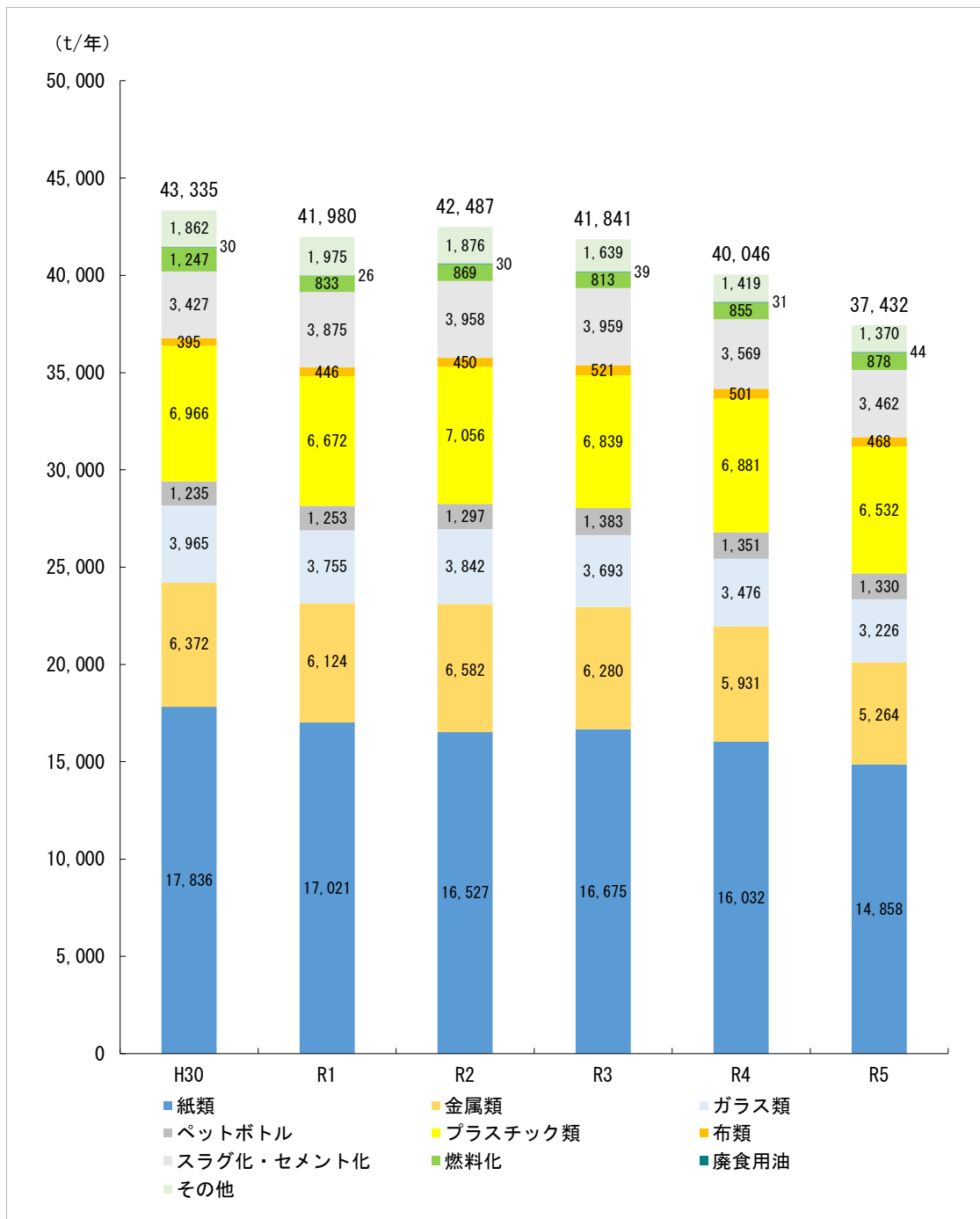


図 8 資源化量の推移

表 4 1人1日当たり品目別資源化量の推移

(g/人・日)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
紙類	65.1	62.6	61.5	62.7	61.1	57.2
金属類	23.3	22.5	24.5	23.6	22.6	20.3
ガラス類	14.5	13.8	14.3	13.9	13.2	12.4
ペットボトル	4.5	4.6	4.8	5.2	5.1	5.1
プラスチック類	25.4	24.5	26.3	25.7	26.2	25.1
布類	1.4	1.6	1.7	2.0	1.9	1.8
肥料化・飼料化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
スラグ化・セメント化	12.5	14.2	14.7	14.9	13.6	13.3
燃料化	4.6	3.1	3.2	3.1	3.3	3.4
廃食用油	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
その他	6.8	7.3	7.0	6.2	5.4	5.3
合計	158.2	154.3	158.1	157.4	152.5	144.1

(2) リサイクル率の推移

リサイクル率の推移は、図 9 に示すとおりです。

本県は全国平均よりも低い状況にあり、減少傾向にあります。

全国平均も減少傾向にあり、これは直接資源化量及び再生利用量の拡大、集団回収量の拡大が難しいためだと考えられます。

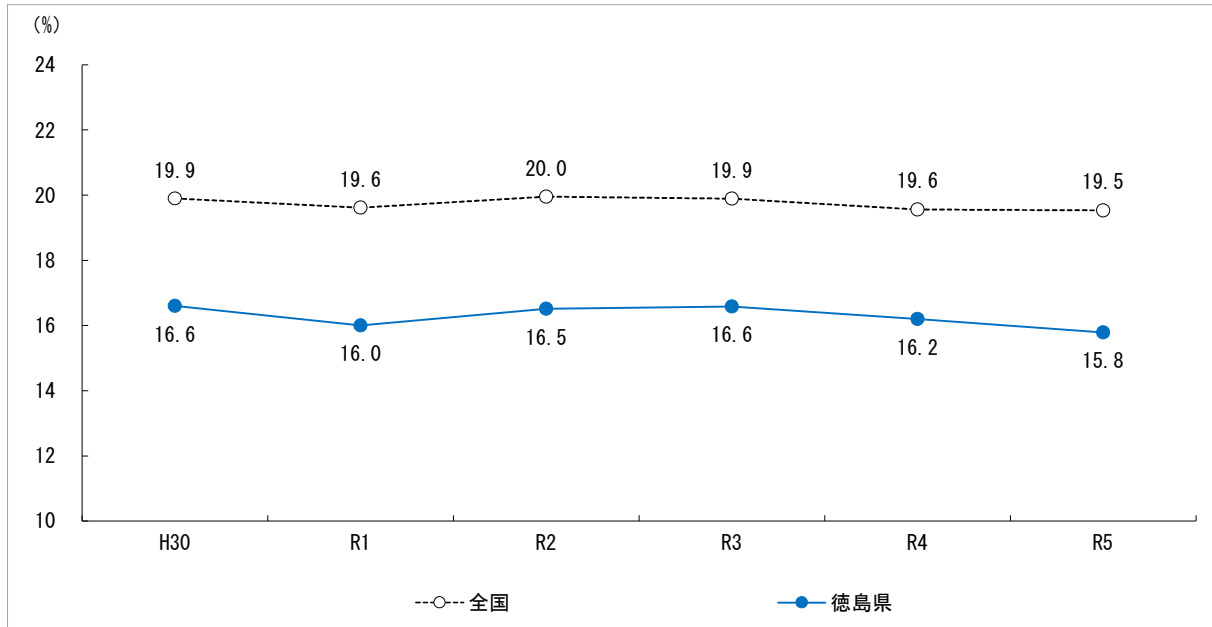


図 9 リサイクル率の推移

表 5 リサイクル率の全国の状況（令和 5 年度）

順位	都道府県	リサイクル率 (%)
1	岡山県	29.0
2	鳥取県	28.2
3	東京都	24.9
29	徳島県	15.8
全国平均		19.5

4 最終処分の状況

(1) 最終処分量の推移

最終処分量の推移は、図 10 に示すとおりです。

本県の最終処分量は令和元年度に増加しましたが、令和 2 年度以降は減少傾向にあり、令和 5 年度には 2 万 6 千 t となっています。

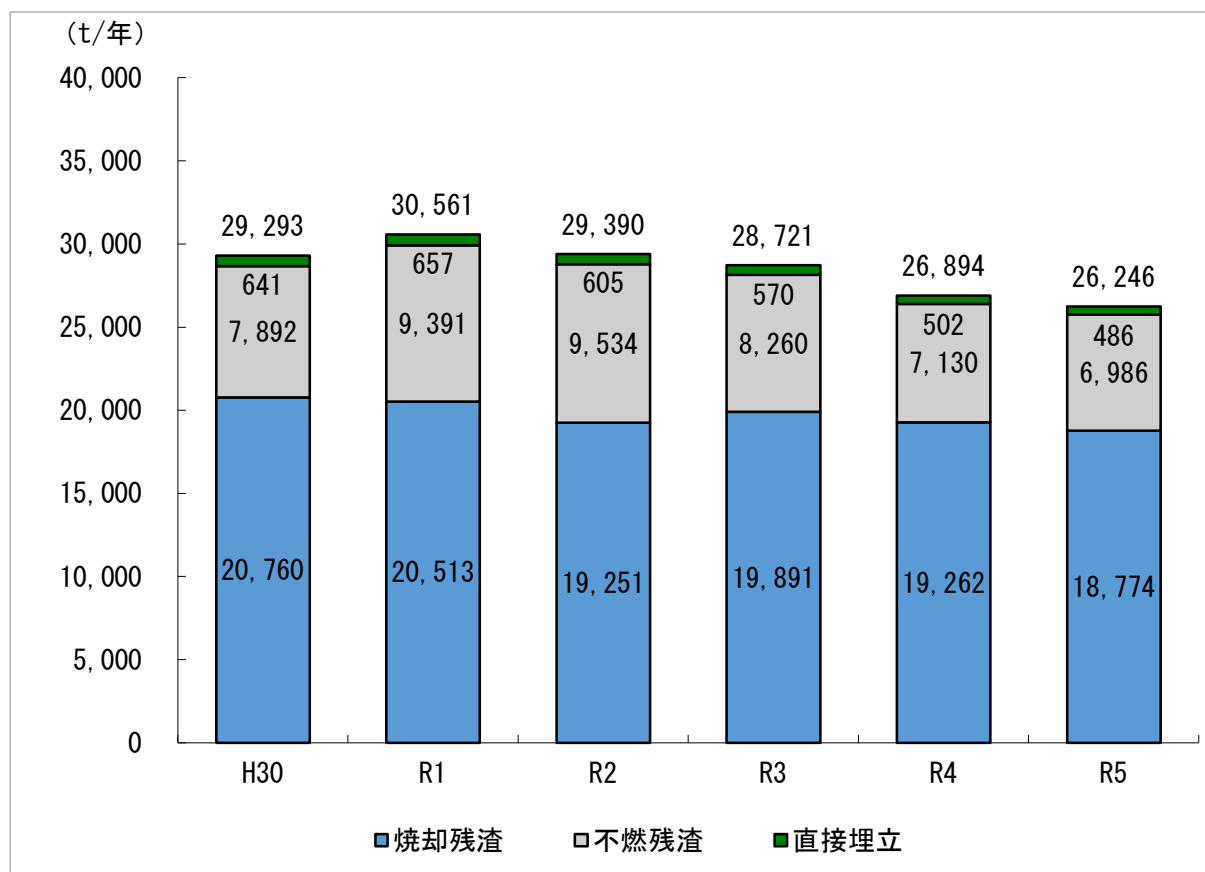


図 10 最終処分量の推移

(2) 最終処分率の推移

最終処分率の推移は、図 11 に示すとおりです。

最終処分量の減少に伴い、最終処分率も年々減少していますが、令和 5 年度の本県における最終処分率は 11.1%であり、全国平均よりも高い状況にあります。

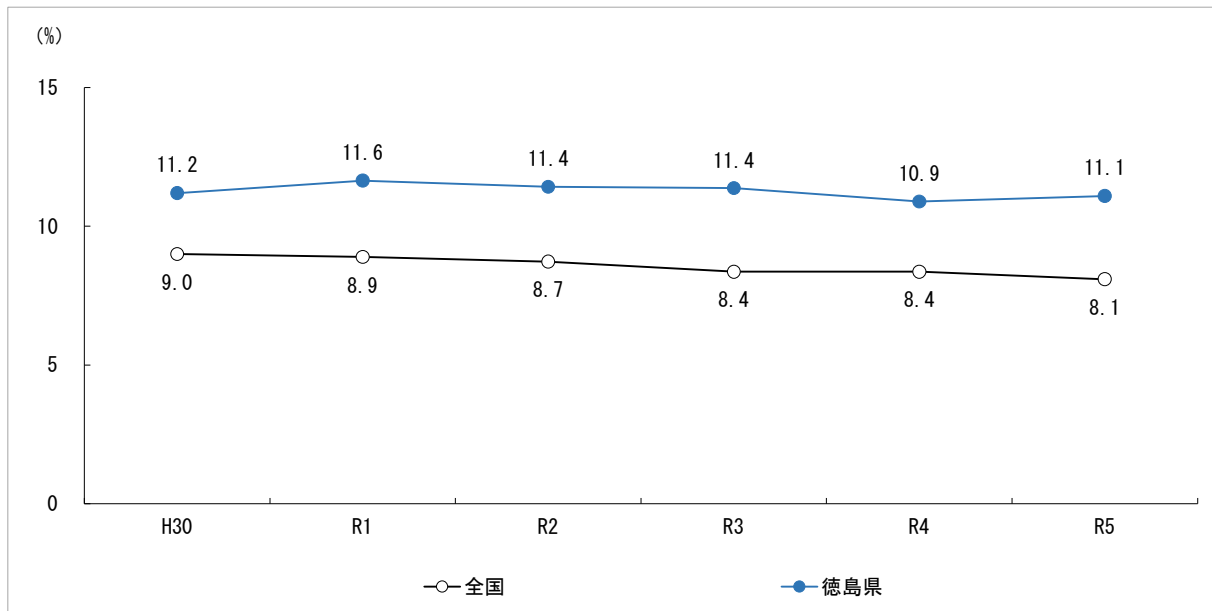


図 11 最終処分率の推移

表 6 最終処分率の全国の状況（令和 5 年度）

順位	都道府県	最終処分率 (%)
1	三重県	2.8
2	高知県	3.7
3	佐賀県	3.8
38	徳島県	11.1
全国平均		8.1

(3) 最終処分場の状況

本県の一般廃棄物最終処分場の状況は、表7に示すとおりです。

令和6年度現在、一般廃棄物最終処分場は9箇所あり、全体容量は307万7千m³、残余容量は109万6千m³となっています。

表7 一般廃棄物最終処分場の状況

	R2	R3	R4	R5	R6
市町村、一部事務組合及び(一財)徳島県環境整備公社	1,326,400 715,280 (8)	1,326,400 691,685 (8)	1,326,400 669,226 (8)	1,326,400 647,934 (8)	1,326,400 495,734 (8)
民間	853,586 72,025 (1)	1,137,151 247,335 (1)	1,751,058 805,128 (1)	1,751,058 701,056 (1)	1,751,058 600,036 (1)
合計	2,179,986 787,305 (9)	2,463,551 939,020 (9)	3,077,458 1,474,354 (9)	3,077,458 1,348,990 (9)	3,077,458 1,095,770 (9)

※上段：全体容量 (m³) 中段：残余容量 (m³) () 内は施設数

(4) 一般廃棄物処理施設の分布状況

一般廃棄物処理施設について、ブロックごとに分布状況を整理すると図 12 に示すとおりです。

一般廃棄物処理施設は現在 85 施設あり、62%が東部ブロックに集中しており、南部ブロックに 23%、西部ブロックに 15%の割合で分布しています。



	東部	南部	西部	計
焼却施設	10	3	2	15
粗大ごみ処理施設	2	2	2	6
資源化施設	6	2	2	10
その他のごみ処理施設	17	3	3	23
し尿処理施設	10	4	2	16
コミュニティ・プラント	3	4	0	7
最終処分場	5	1	2	8
計	53	19	13	85

図 12 一般廃棄物処理施設の分布状況

(5) ごみ処理経費

本県のごみ処理経費は表 8、全国のごみ処理経費は表 9 に示すとおりです。

本県のごみ処理経費は増加傾向にあり、令和 5 年度には 174 億円となっています。全国のごみ処理経費についても、増加傾向にあります。

また、1 人当たりのごみ処理・処分費（施設整備費除く）の推移は、図 13 に示すとおりです。

平成 30 年度から令和 5 年度までの間に 4 千円高くなっており、全国平均より高い状況にあります。

表 8 本県のごみ処理経費

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設整備費		1,903,878	2,539,998	655,196	719,616	2,097,172	1,967,042
処理・処分費	処理費	8,143,013	8,028,011	8,233,515	8,734,417	8,810,998	9,044,337
	委託費	4,348,961	4,683,024	4,804,946	4,832,477	5,104,804	5,196,401
	収集運搬機材費	134,144	163,560	198,329	163,146	193,023	229,890
	その他	477,898	514,372	465,909	528,260	1,539,197	983,830
	小 計	13,104,016	13,388,967	13,702,699	14,258,300	15,648,022	15,454,458
合 計		15,007,894	15,928,965	14,357,895	14,977,916	17,745,194	17,421,500

表 9 全国のごみ処理経費

(単位：千円)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設整備費		423,832,276	414,620,422	438,508,520	431,370,573	387,090,341	440,204,014
処理・処分費	処理費	702,968,688	685,170,707	667,567,125	658,772,667	688,776,490	700,632,696
	委託費	821,369,576	857,313,696	900,905,865	920,420,550	951,271,564	991,534,583
	収集運搬機材費	5,878,486	6,579,928	5,680,833	5,623,553	4,906,017	4,532,702
	その他	136,918,776	125,200,583	116,309,793	128,709,910	119,861,334	154,253,517
	小 計	1,667,135,526	1,674,264,914	1,690,463,616	1,713,526,680	1,764,815,405	1,850,953,498
合 計		2,090,967,802	2,088,885,336	2,128,972,136	2,144,897,253	2,151,905,746	2,291,157,512

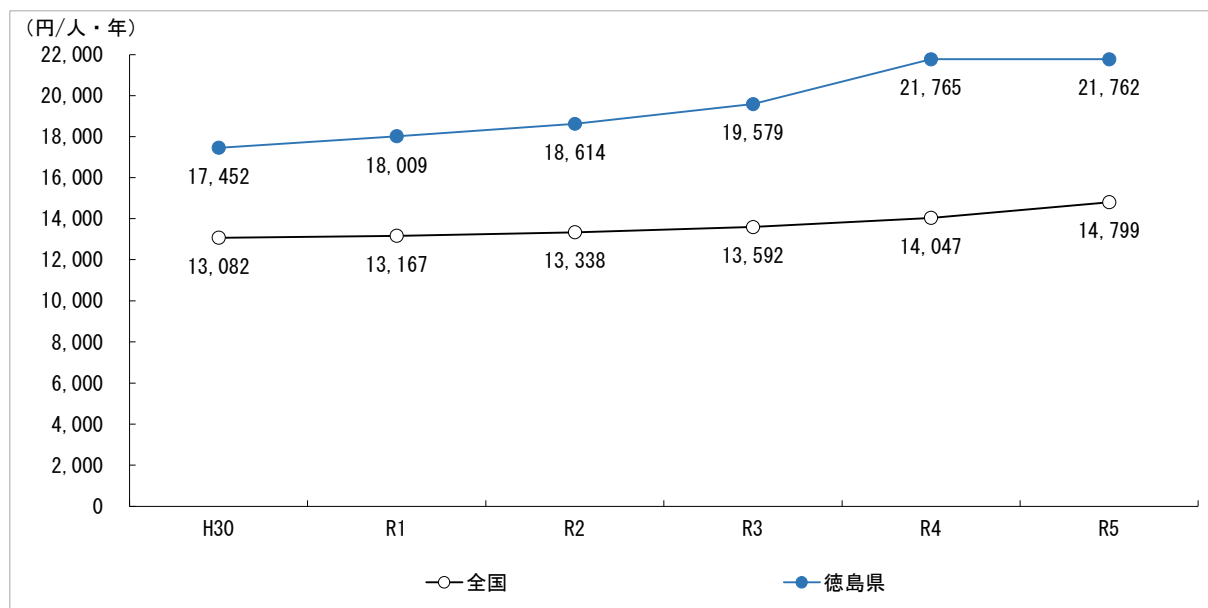


図 13 1人当たりのごみ処理・処分費（施設整備費除く）の推移

第2節 一般廃棄物（生活排水）の現状（令和5年度実績）

1 生活排水処理人口の推移

(1) 生活排水処理人口の推移

生活排水処理人口の推移は、表 に示すとおりです。

年度間で変動はあるものの、全体的には公共下水道、農業集落排水等及び合併処理浄化槽は増加傾向にあり、コミュニティ・プラント、単独処理浄化槽及び収集人口・自家処理人口は減少傾向にあります。

生活排水の処理フローは、図 14 に示すとおりです。

表 10 生活排水処理人口の推移

(人)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内人口		750,853	743,471	736,160	728,227	718,962	710,171
水洗化人口	公共下水道	117,965	122,106	120,950	123,601	123,808	123,454
	コミュニティ・プラント	6,842	7,950	6,704	7,288	4,865	3,489
	農業集落排水等※				15,318	17,717	17,350
	浄化槽	581,588	561,590	559,135	534,247	529,013	534,132
	(合併処理浄化槽)	323,532	322,926	327,382	321,471	318,367	330,104
非水洗化人口	収集人口・自家処理	44,458	51,825	49,371	47,773	43,559	31,746

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

※令和2年度以前は、農業集落排水等は浄化槽及び合併処理浄化槽に含まれている。

○水洗化人口

公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水等及び浄化槽等によりし尿が処理可能でトイレが水洗化されている人口を示します。

○非水洗化人口

汲み取り等トイレが水洗化されていない人口を示します。

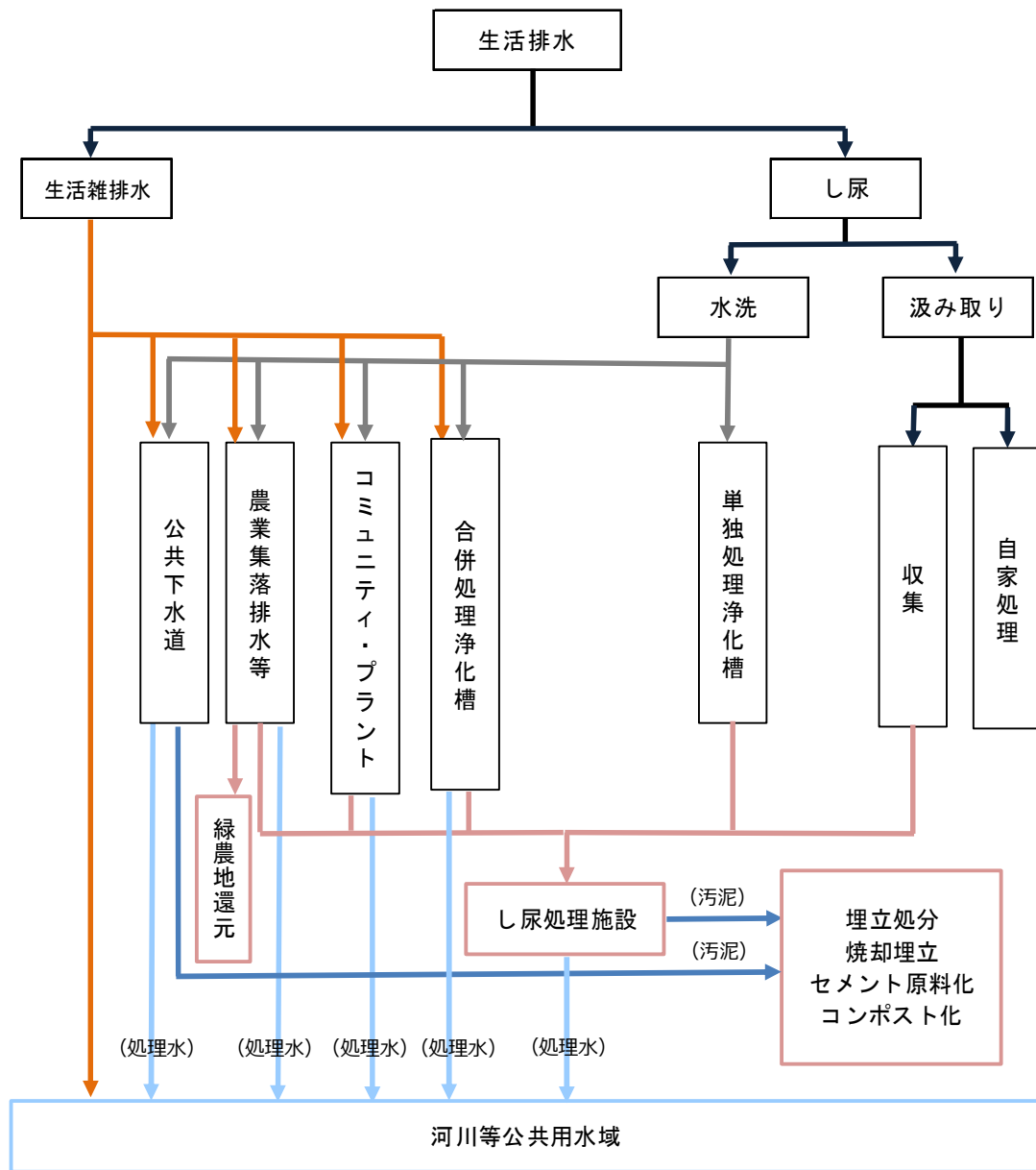


図 14 生活排水の処理フロー

(2) 生活排水処理に係る指標

① 水洗化率

本県における水洗化率の推移は、図 15 に示すとおりです。

令和 5 年度の水洗化率は 95.5%であり、全国平均よりやや低いものの、高い増加を示した。

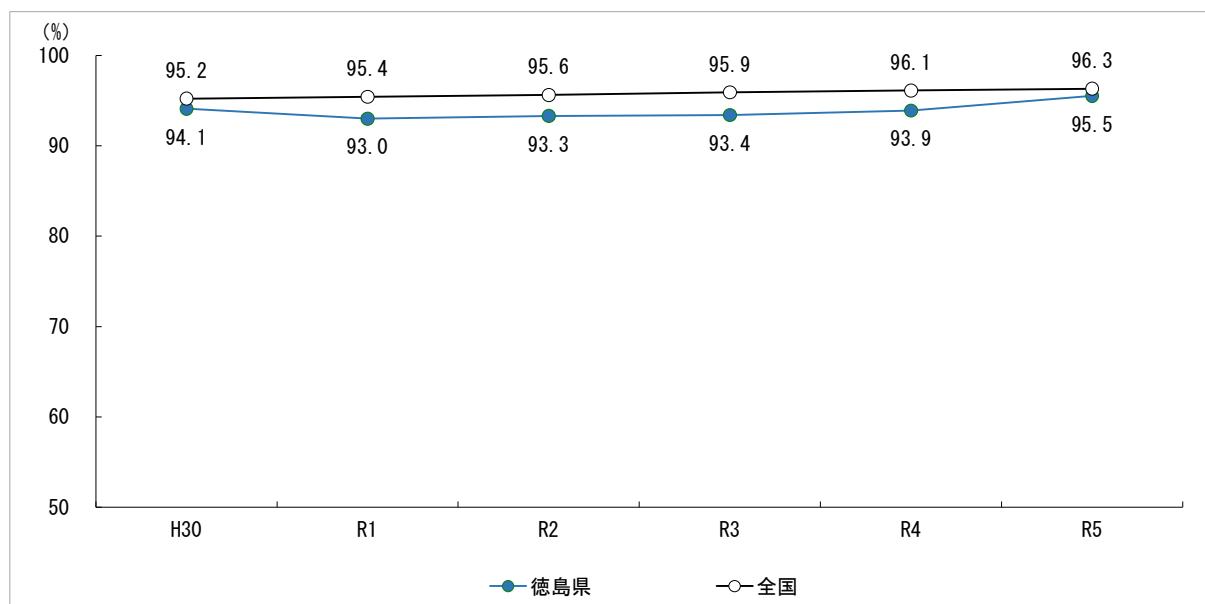


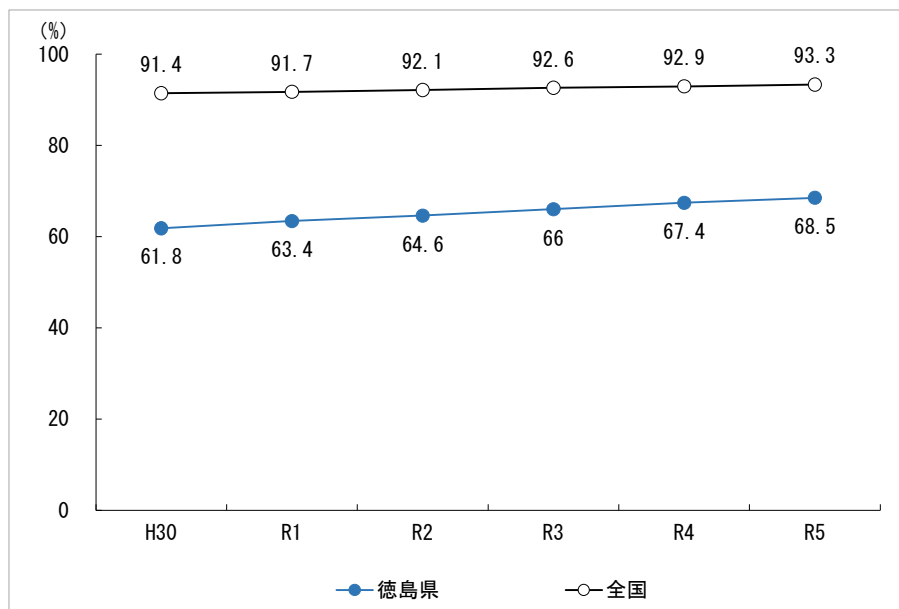
図 15 水洗化率の推移

② 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率の推移は図 16、下水道普及率の推移は図 17 に示すとおりです。

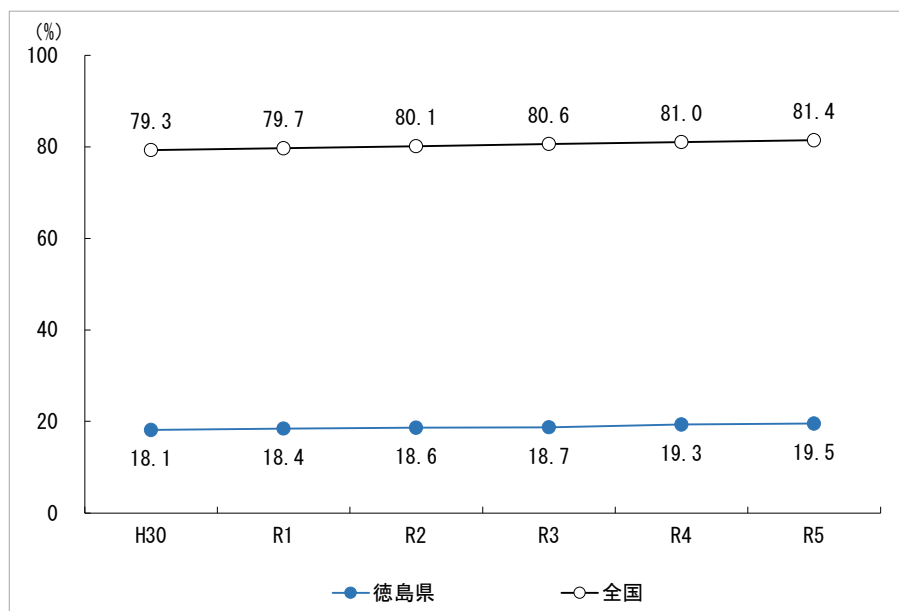
汚水処理人口普及率は着実に上昇していますが、全国平均と比較すると、24.8 ポイント低い状況にあります。

浄化槽整備率は全国的に上位にあり、人口分散地の多い本県の地域特性が表れています。



資料：国土交通省「都道府県別汚水処理人口普及状況（各年度末）」より

図 16 汚水処理人口普及率の推移



資料：国土交通省「四国地方の下水道整備状況（各年度末）」より

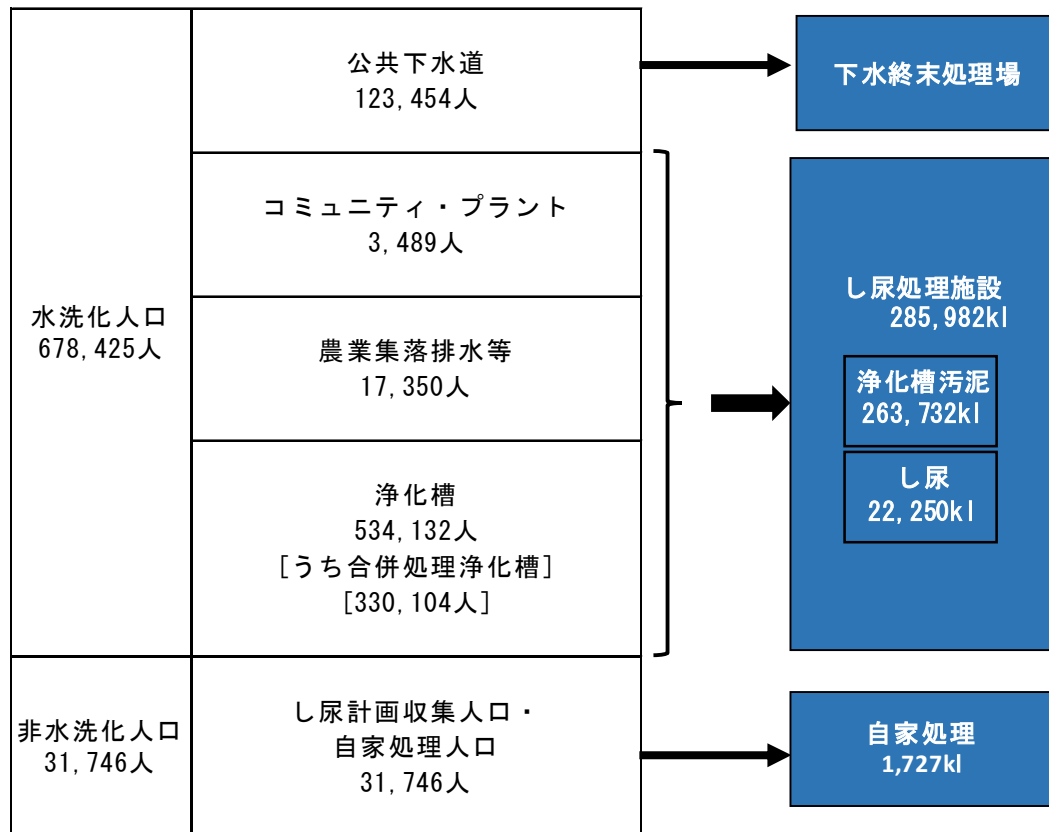
図 17 下水道普及率の推移

2 処理・処分状況

令和5年度のし尿処理・処分フローは、図18に示すとおりです。

令和5年度の総人口のうち、水洗化人口は95.5%、非水洗化人口は4.5%となっています。
また、令和5年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は28万6千klであり、このうち汲み取りし尿が7.8%、浄化槽汚泥が92.2%となっており、大部分を浄化槽汚泥が占めています。

処理状況については、し尿処理施設で処理されたものが全体の99.4%、自家処理されたものが0.6%となっています。



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

図18 し尿処理・処分フロー（令和5年度）

第3節 産業廃棄物の現状（令和 5 年度実績）

1 産業廃棄物の発生・排出状況

(1) 産業廃棄物の推移

発生・排出量の推移は、図 19 に示すとおりです。

本県では、これまで廃棄物処理計画の策定にあわせて、概ね 5 年ごとに産業廃棄物の実態調査を実施しており、「第六期徳島県廃棄物処理計画」策定の基礎資料として、令和 6 年度に令和 5 年度実態調査を行いました。令和 5 年度における産業廃棄物等の発生量は、271 万 7 千 t で、有価物量（法令上は廃棄物に該当しないもの）を除く産業廃棄物の量は 265 万 7 千 t で発生量に対する割合は 97.8%となっています。

前回調査（平成 30 年度）と比較すると、表 に示すとおり、発生量は 33 万 2 千 t（10.9%）減少し、排出量は 18 万 6 千 t（6.5%）減少しました。

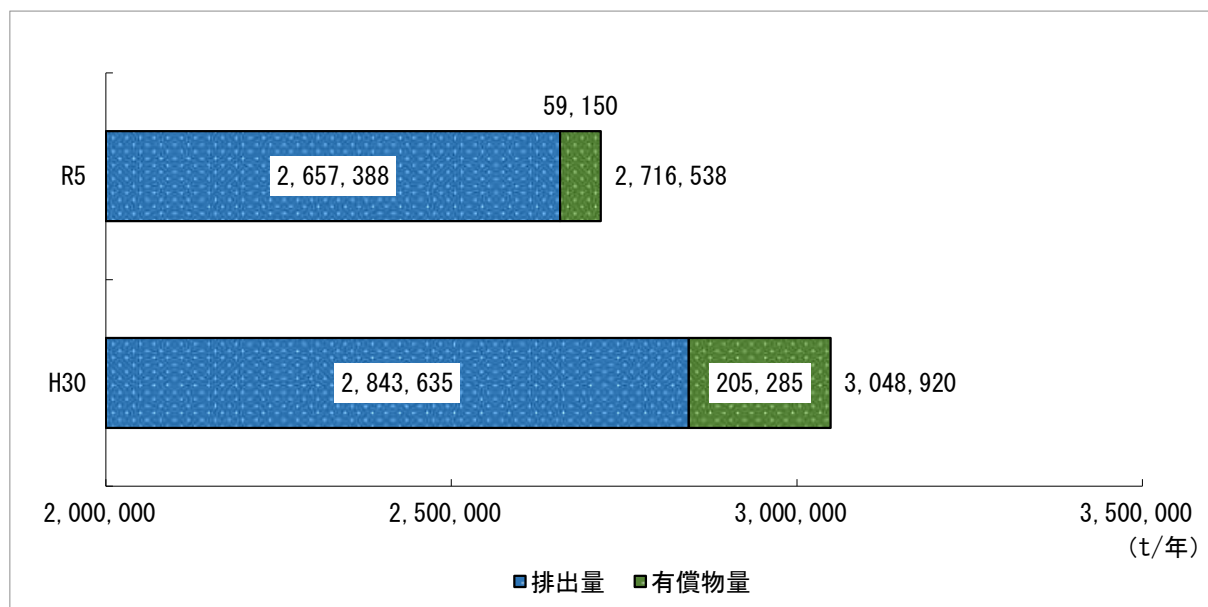


図 19 発生・排出量の推移

表 11 発生・排出状況の比較

	H30 (t/年)	R5 (t/年)	増減率
発生量	3,048,920	2,716,538	－10.9%
有価物量	205,285	59,150	－71.2%
排出量	2,843,635	2,657,388	－6.5%

なお、全国における産業廃棄物の排出量の推移は図 20、全国の業種別排出量は図 21 に示すとおりです。

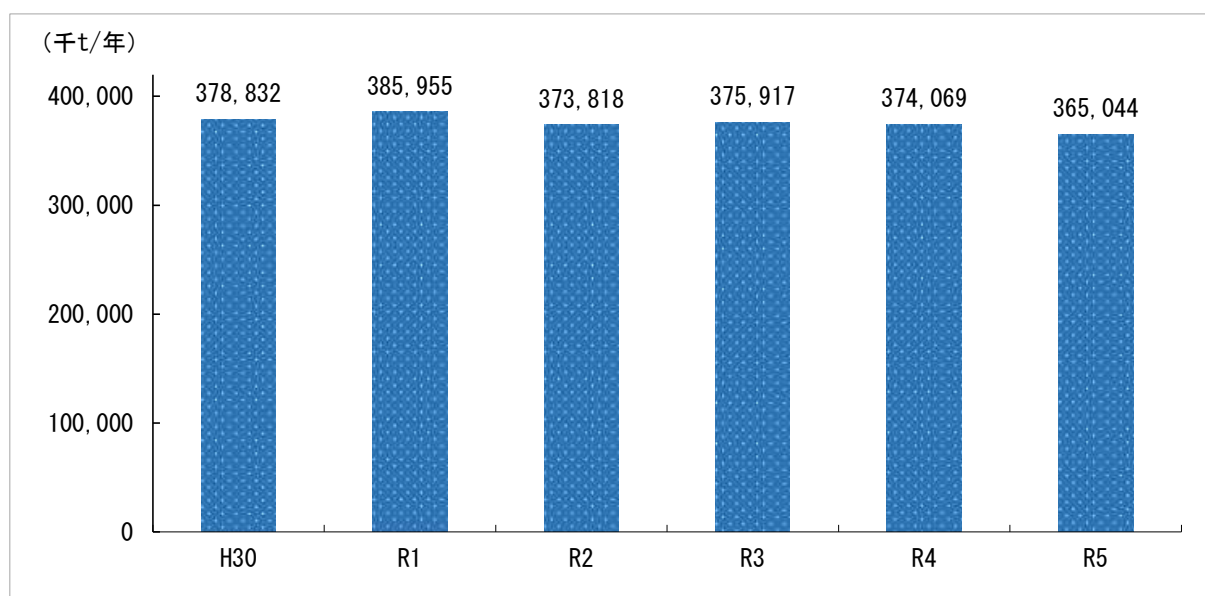


図 20 全国の排出量の推移

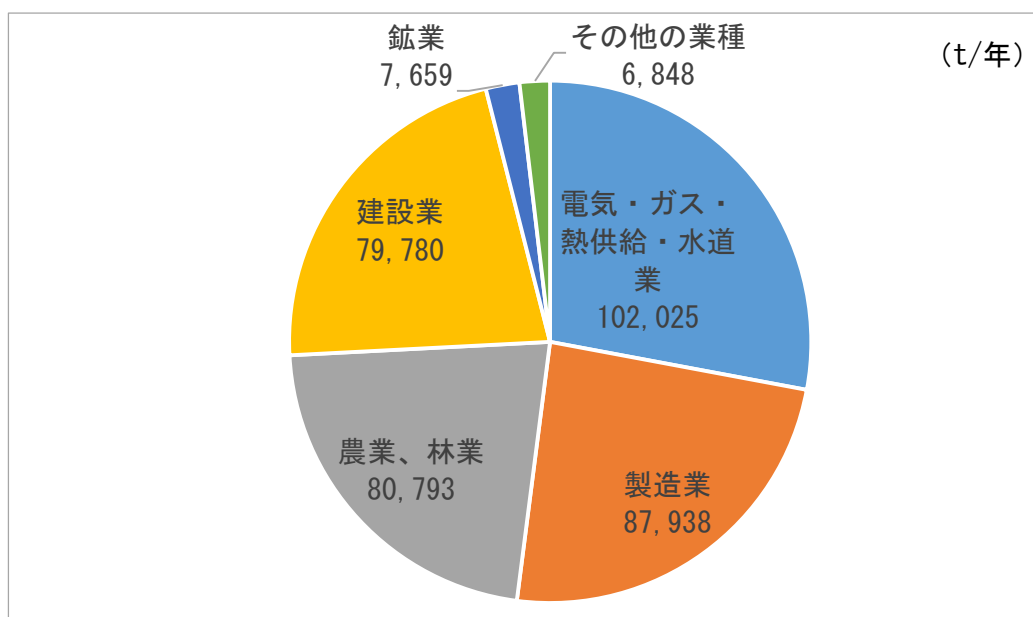


図 21 全国の業種別排出量（令和 5 年度）

(2) 業種別・種類別の排出状況

本県における業種別の排出量は、図 22 に示すとおりです。

本県の業種別排出量は、製造業が 4 割を占めており、次いで建設業、電気・水道業、農林水産業の順になっています。

各業種の種類別排出量は、図 23～図 26 に示すとおりです。

製造業の種類別排出量は、汚泥が 7 割を占めており、次いで鉱さい、廃アルカリ、廃プラスチック類の順になっています。

建設業の種類別排出量は、がれき類が 8 割を占めており、次いで木くず、汚泥の順になっています。

電気・水道業の種類別排出量は、ばいじんが 6 割を占めており、汚泥、燃え殻の順になっています。

農林水産業の種類別排出量は、ほとんどが動物のふん尿であり、ごく一部が廃プラスチック類となっています。

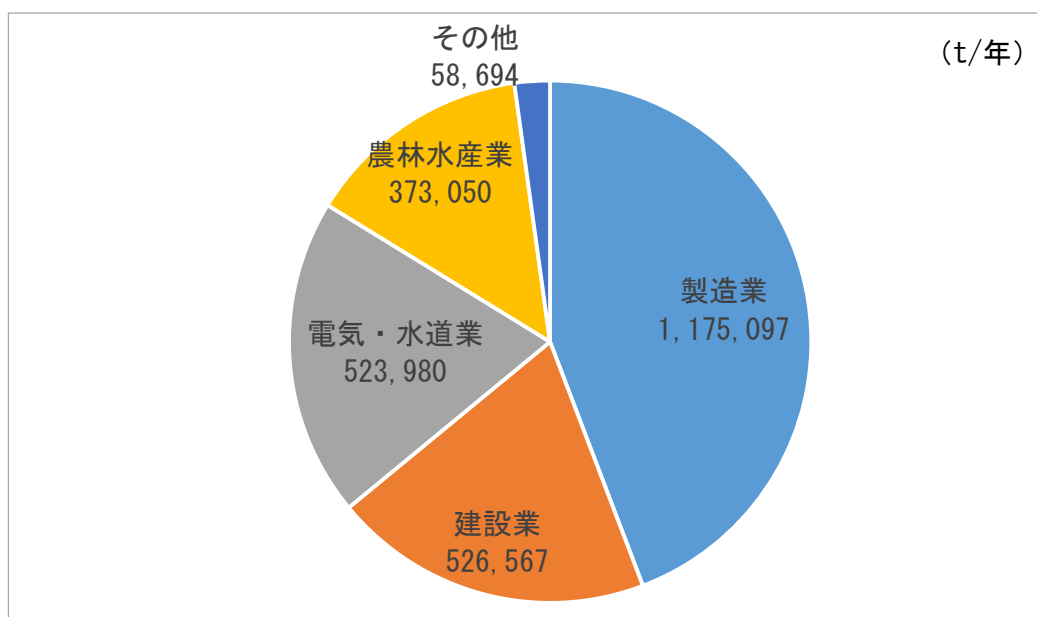


図 22 本県における業種別排出量（令和 5 年度）

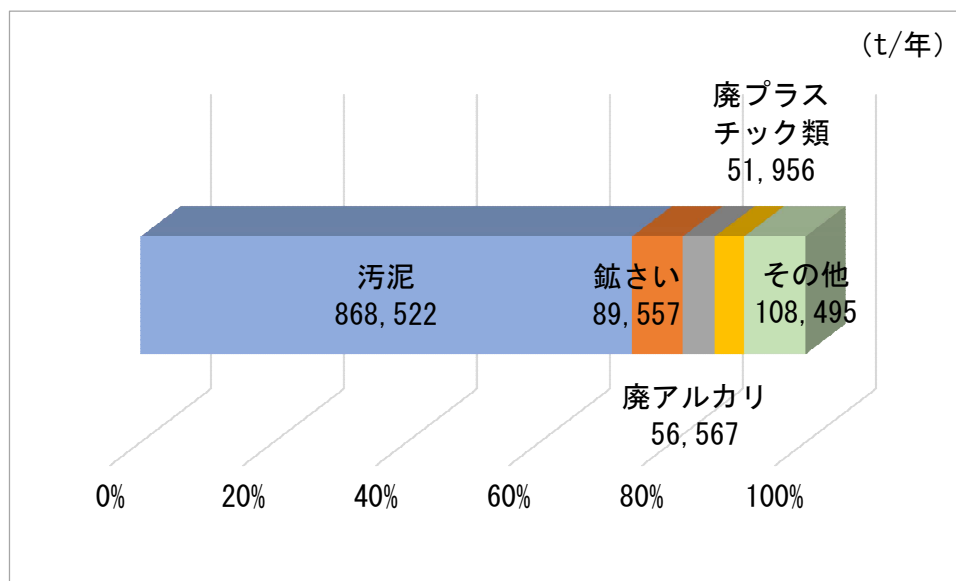


図 23 製造業の種類別排出量（令和5年度）

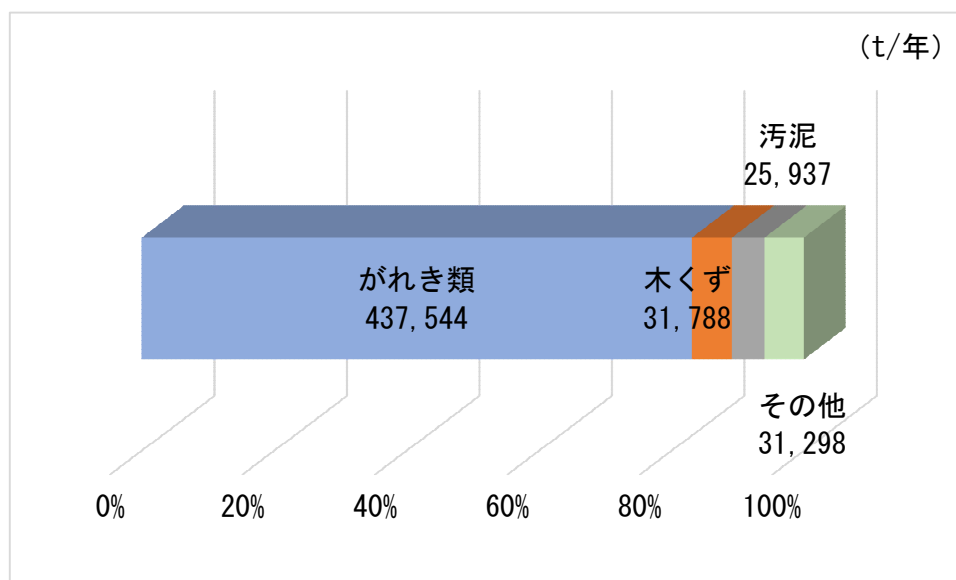


図 24 建設業の種類別排出量（令和5年度）

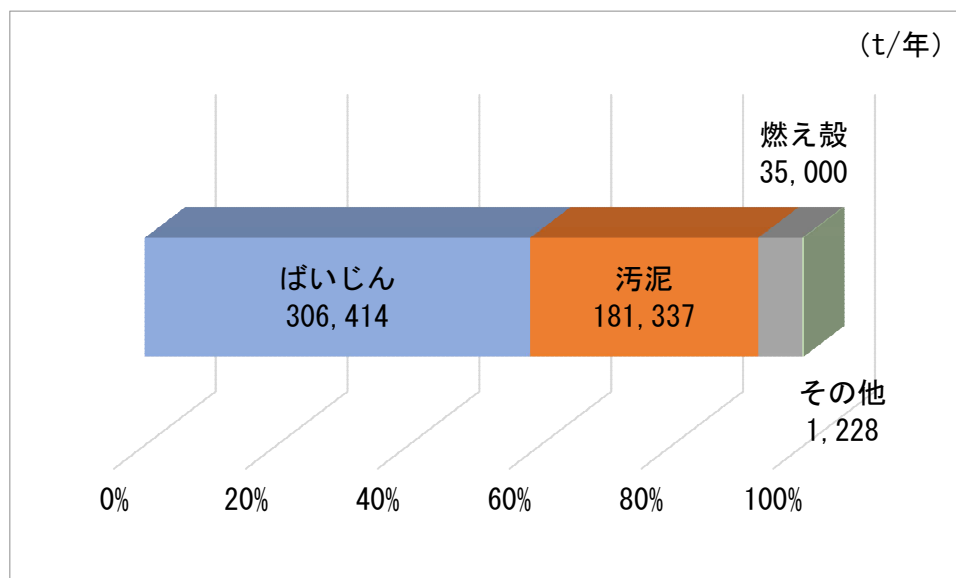


図 25 電気・水道業の種類別排出量（令和 5 年度）

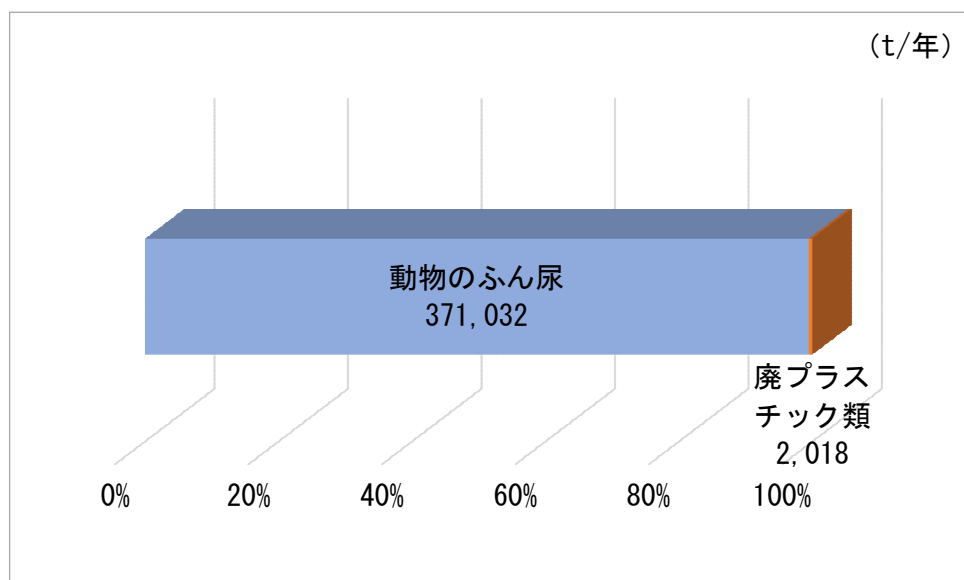


図 26 農林水産業の種類別排出量（令和 5 年度）

2 処理・処分状況

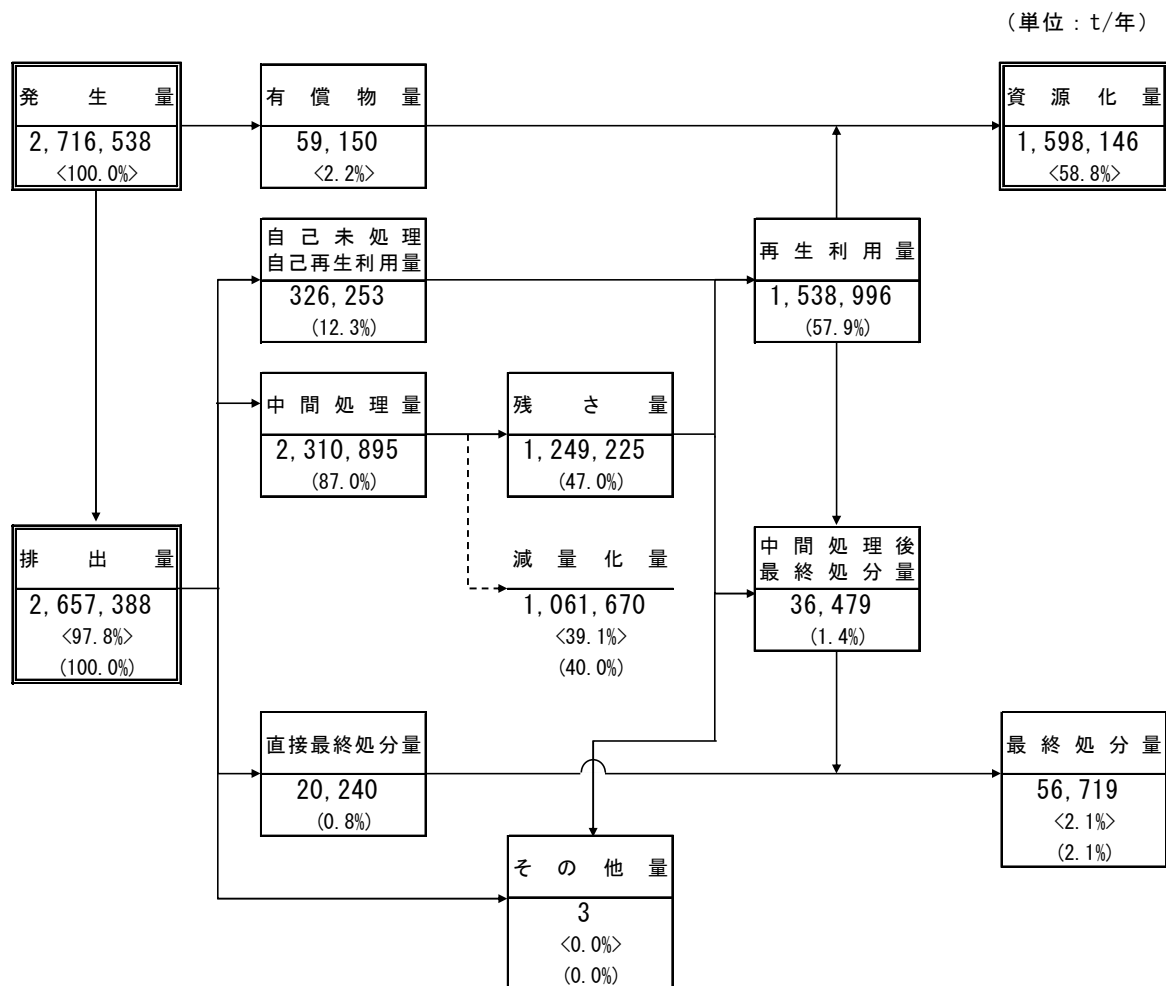
(1) 処理・処分フロー

令和5年度における本県の産業廃棄物の処理・処分フローは、図27に示すとおりです。

発生量271万7千tのうち、有価物量5万9千tを除いた産業廃棄物の排出量は265万7千tです。

排出量265万7千tのうち87.0%にあたる231万1千tは中間処理され、12.3%にあたる32万6千tは未処理のまま自己再生利用されています。また、中間処理により40.0%にあたる106万2千tが減量化されており、中間処理後の残さ量は47.0%にあたる124万9千tとなっています。

一方、処分状況でみると、再生利用量が57.9%にあたる153万9千t、最終処分量が2.1%にあたる5万7千tとなっています。



※< >は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示している。

※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

図27 産業廃棄物の処理・処分フロー（令和5年度）

(2) 種類別の処理・処分状況

本県における令和5年度産業廃棄物の種類別の処理・処分状況は、表12に示すとおりです。

表12 種類別の処理・処分状況（令和5年度）

(t/年)

	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	2,657,388	1,538,996	1,061,670	56,719
燃え殻	41,288	39,050	0	2,239
汚泥	1,080,324	133,773	929,899	16,652
廃油	13,979	9,740	4,110	130
廃酸	2,948	1,461	1,400	88
廃アルカリ	56,741	5,698	51,036	8
廃プラスチック類	82,737	58,828	18,204	5,705
紙くず	14,400	10,853	3,341	205
木くず	47,993	36,010	10,156	1,827
繊維くず	1,832	1,386	439	7
動植物性残さ	8,801	2,871	5,640	289
動物系固形不要物	790	790	0	0
ゴムくず	2,206	2,178	0	28
金属くず	15,972	14,428	9	1,535
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	16,086	9,254	2,590	4,243
鉱さい	89,728	89,415	0	313
がれき類	452,986	437,075	300	15,611
動物のふん尿	371,032	356,644	14,388	0
動物の死体	874	416	453	4
ばいじん	325,712	323,630	943	1,140
感染性廃棄物	12,793	1	11,513	1,279
その他	18,166	5,499	7,249	5,418

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

※表中の種類は中間処理による種類変化（例：木くず→焼却処理→燃え殻）を考慮していない。

(3) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物処理業者に係る状況は、表 13 に示すとおりです。

産業廃棄物処理業者は、平成 30 年度の 1,345 業者から令和 5 年度には 1,551 業者に増加しています。

表 13 産業廃棄物処理業者の状況

許可の種類			H25	H30	R5
収集運搬業	中間処理業	最終処分業			
○			1,150	1,244	1,448
	○		21	16	14
		○	2	1	1
○	○		82	80	84
○		○	1	1	1
	○	○	0	0	0
○	○	○	3	3	3
合計			1,259	1,345	1,551

(4) 最終処分の状況

本県における産業廃棄物最終処分場の状況は、表 14 に示すとおりです。

令和 6 年度末現在、最終処分場は 7 箇所あり、残余容量は安定型最終処分場が 6 万 5 千 m^3 、管理型最終処分場が 63 万 3 千 m^3 となっています。

表 14 最終処分場の残余容量

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
安定型処分場	69,729 (4)	67,751 (4)	66,417 (4)	65,426 (4)	64,920 (4)	64,742 (4)	64,579 (4)
管理型処分場	237,229 (3)	192,730 (3)	225,551 (3)	392,193 (3)	941,638 (3)	829,069 (3)	683,043 (3)
計	306,958 (7)	260,481 (7)	291,968 (7)	457,619 (7)	1,006,558 (7)	893,811 (7)	747,622 (7)

※残余容量 (m^3) () 内は施設数

(5) 産業廃棄物処理施設の分布状況

本県で現在稼働中の産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）について、ブロックごとに分布状況を整理すると図 28 に示すとおりです。

焼却施設は東部ブロックに 8 割が集中していますが、最終処分場は安定型、管理型とも全ブロックに分布しています。



	東部	南部	西部	計
焼却施設	9 (7)	1 (1)	1 (1)	11 (9)
最終処分場 (安定型)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	4 (3)
最終処分場 (管理型)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
計	11 (9)	3 (3)	4 (3)	18 (15)

※稼働中の許可施設数。（ ）内は自己処理を除く数値である。

図 28 産業廃棄物処理施設の分布状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

第4節 その他の現状

1 不法投棄等の現状及び対策

(1) 産業廃棄物不法投棄件数の状況

産業廃棄物不法投棄件数の推移は、表 15 に示すとおりです。

産業廃棄物不法投棄件数は増減を繰り返しており、令和 6 年度に県内で発生した不法投棄件数は、産業廃棄物が 2 件、産業廃棄物と一般廃棄物の混合物が 4 件となっています。

表 15 産業廃棄物不法投棄件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	7 年間計	7 年間平均
産業廃棄物	4	1	2	3	3	6	2	21	3
産業廃棄物及び 一般廃棄物	8	4	9	7	9	8	4	49	7

※投棄量 3t 以上、若しくは投棄面積 5m² 以上

(2) 不法投棄苦情件数の状況

不法投棄苦情件数の状況は、表 16 に示すとおりです。

本県に寄せられる不法投棄、野外焼却及び不適正保管等の苦情件数は増減を繰り返しており、令和 6 年度には 65 件となっています。

表 16 不法投棄苦情件数の状況

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	7 年間計	7 年間平均
不法投棄	26	8	23	37	58	31	36	219	31.3
野外焼却	20	12	18	14	32	23	14	133	19.0
不適正保管等	48	36	44	32	30	34	15	239	34.1
計	94	56	85	83	120	88	65	591	84.4

(3) 環境監視員による監視・立入調査状況

環境監視員による監視・立入調査件数は、表 17 に示すとおりです。

廃棄物の排出者及び処理業者に対して、積極的に立入調査を行い、廃棄物の適正処理について効果的な指導を行うことにより、監視体制の強化に努めています。

表 17 環境監視員による監視・立入調査件数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	7 年間計	7 年間平均
監視・立入	5,919	5,498	5,662	5,780	5,699	5,703	5,697	39,958	5,708

(4) 徳島県の不法投棄対策

① 監視活動

不法投棄対策として、以下の監視活動を行っています。

- ・環境監視員による排出事業者や産業廃棄物処理事業者への立入及び不法投棄の監視
- ・夜間・早朝・休日監視パトロール
- ・防災ヘリコプターを活用した「空中監視」等

② 不法投棄等撲滅啓発リーダーの養成

県民ボランティア（徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー）の養成を行っています。《416 名（令和 7 年 3 月 31 日現在）》

③ 「徳島県における産業廃棄物の不法投棄の通報等に関する協定」の締結

企業もしくは団体との通報協定締結により、行政の目が行き届かない場所の監視体制の強化を図っています。《協定締結 40 団体 令和 7 年 3 月 31 日現在》

④ 不法投棄等通報専用フリーダイヤル《0120-381-347（サンパイサヨナラ）》の設置

専用フリーダイヤル《0120-381-347（サンパイサヨナラ）》の設置に加え、令和 7 年 5 月に実施された「不法投棄・不適正処理撲滅共同宣言」を契機に、徳島県公式 LINE「不法投棄 110 番」の開設を行い、通報の利便性及び情報の正確性の向上を図っています。

不法投棄等の通報は、上記の電話及び LINE 等で情報提供があり、60 件/年程度で推移しています。令和 7 年度における状況は 32 件です。（令和 7 年 10 月 22 日現在）

⑤ 監視カメラによる不法投棄多発箇所の重点監視

不法投棄多発箇所には監視カメラを 20 台程度設置しており、今後も増設予定です。（令和 7 年 11 月 1 日現在）

⑥ 関係団体、ボランティア団体等との協働による清掃活動

(一社)徳島県産業資源循環協会をはじめとする各種団体との協働による一斉清掃を行っています。

⑦ 徳島県・兵庫県連携による産業廃棄物運搬車両合同検問

警察の協力により、本四架橋を挟んだ徳島県と兵庫県（淡路島）での産業廃棄物収集運搬車両の合同検問を行っています。

⑧ とくしまエコサポート事業

不法投棄物への対応に主体的に取り組む市町村に対する(一社)徳島県産業資源循環協会及び地域住民との協働・連携により、不法投棄物撤去支援を行っています。

第 3 章

第五期徳島県廃棄物処理計画 の点検・評価

第3章 第五期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価

第1節 一般廃棄物の目標達成に関する点検・評価

1 一般廃棄物の目標達成見込み

第五期徳島県廃棄物処理計画の一般廃棄物処理の目標値の達成見込みは、表 18 及び以下に示すとおりです。

第五期徳島県廃棄物処理計画では、「ごみ排出量」、「県民1人1日当たりのごみ排出量」、「県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の5項目について、国の目標値を前倒しで達成することを目指して目標値を設定していました。

しかし、基準年度となる平成30年度と直近年度となる令和5年度の数値を比べると、ごみ排出量や県民1人1日当たりのごみ排出量、県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び最終処分量について減少が見られたものの、令和7年度の目標値の達成は困難と見込まれます。

また、リサイクル率については、平成30年度より令和5年度で数値が下がっていることから、令和7年度の目標値の達成には、さらなる取組強化が必要と考えられます。

表 18 第五期徳島県廃棄物処理計画の一般廃棄物の目標値と現状

			基準年度	現状	第五期計画目標値 (平成30年度比)
			平成30年度	令和5年度	令和7年度
(単位)					
人口		(人)	750,853	710,171	687,680
第五期計画目標値	ごみ排出量	(t/年)	261,417	236,674	212,000 (約19%削減)
	県民1人1日当たりのごみ排出量	(g/人・日)	954	911	845 (約11%削減)
	県民1日1人当たりの生活系ごみ排出量	(g/人・日)	708	676	605 (約15%削減)
	リサイクル率	(%)	16.6	15.8	30.0 (約13.4ポイント増加)
	最終処分量	(t/年)	29,293	26,246	19,900 (約32%削減)

2 目標達成度の評価

(1) ごみ排出量

① 県全体における達成度

県全体におけるごみ排出量の達成度は、図 29 に示すとおりです。

ごみ排出量では、平成 30 年度から令和元年度にかけてやや増加したものの、以降は減少傾向で推移しています。また、令和 5 年度では、第五期計画で定めた中位推計（中間的なごみ量となる推計）及び高位推計（ごみ量が最も多くなる推計）を下回っているものの、目標値の達成に向けては、更なる削減が求められる状況にあります。

また、ごみ種別の達成度は、表 19 に示すとおりです。

生活系ごみは、全てのごみ種が減少し、資源である集団回収量も大きく減少しています。

一方、事業系ごみは、可燃ごみ及び粗大ごみが減少し、不燃ごみ及び資源ごみが増加しています。

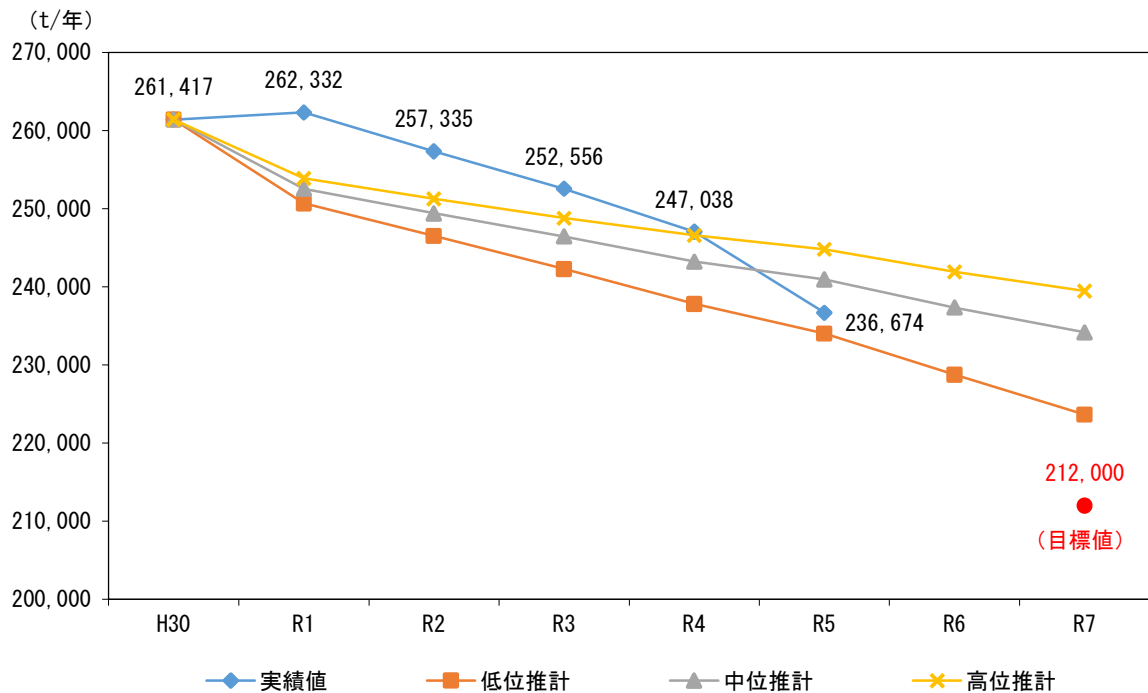


図 29 県全体における達成度（ごみ排出量）

表 19 県全体における達成度（ごみ種別）

	平成 30 年度 実績値 (t/年)	令和 5 年度 実績値 (t/年)	対平成 30 年度比	
			増減量 (t/年)	増減率 (%)
ごみ排出量	261,417	236,674	−24,743	−9.5
生活系ごみ	194,138	175,706	−18,432	−9.5
可燃ごみ	135,588	123,798	−11,790	−8.7
不燃ごみ	15,886	13,516	−2,370	−14.9
資源ごみ	28,455	27,127	−1,328	−4.7
粗大ごみ	6,139	6,040	−99	−1.6
その他	1,147	1,002	−145	−12.6
集団回収量	6,923	4,223	−2,700	−39.0
事業系ごみ	67,279	60,968	−6,311	−9.4
可燃ごみ	66,314	59,822	−6,492	−9.8
不燃ごみ	482	653	+171	35.5
資源ごみ	228	259	+31	13.6
粗大ごみ	254	234	−20	−7.9
その他	1	0	−1	−100.0

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しない場合がある。

② 個別市町村における達成度

個別市町村におけるごみ排出量の達成度は、表 20 に示すとおりです。

大多数の市町村において、ごみ排出量が減少しているものの、第五期計画で掲げている目標値（平成 30 年度比で約 19%削減）を達成している市町村は見られなかった状況にあります。

一方、ごみ排出量が増加している市町村も見られたことから、目標値の達成に向けては、市町村とも連携した更なる減量化施策の拡充・強化が求められます。

表 20 個別市町村における達成度（ごみ排出量）

市町村	平成 30 年度 実績値 (t/年)	令和 5 年度 実績値 (t/年)	対平成 30 年度比	
			増減量 (t/年)	増減率 (%)
徳島市	97,132	85,910	－11,222	－11.6
鳴門市	19,513	18,164	－1,349	－6.9
小松島市	14,695	13,259	－1,436	－9.8
阿南市	27,067	24,948	－2,119	－7.8
吉野川市	14,453	13,242	－1,211	－8.4
阿波市	10,920	10,113	－807	－7.4
美馬市	8,083	7,643	－440	－5.4
三好市	8,946	7,484	－1,462	－16.3
勝浦町	1,330	1,202	－128	－9.6
上勝町	283	239	－44	－15.5
佐那河内村	456	416	－40	－8.8
石井町	9,080	8,061	－1,019	－11.2
神山町	616	643	＋27	＋4.4
那賀町	2,280	2,030	－250	－11.0
牟岐町	1,711	1,445	－266	－15.5
美波町	2,272	2,078	－194	－8.5
海陽町	3,342	2,939	－403	－12.1
松茂町	6,378	5,873	－505	－7.9
北島町	6,748	6,808	＋60	＋0.9
藍住町	10,380	9,863	－517	－5.0
板野町	4,671	4,428	－243	－5.2
上板町	3,755	3,537	－218	－5.8
つるぎ町	2,443	2,226	－217	－8.9
東みよし町	4,863	4,123	－740	－15.2
徳島県	261,417	236,674	－24,743	－9.5

(2) 県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

① 県全体での達成度

県全体における県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の達成度は、図 30 に示すとおりです。

県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 30 年度から令和元年度にかけてやや増加したものの、以降は減少傾向で推移しています。また、令和 5 年度では、第五期計画で定めた低位推計（ごみ量が最も少なくなる推計）と同値となっているものの、目標値の達成に向けては、更なる削減が求められる状況にあります。

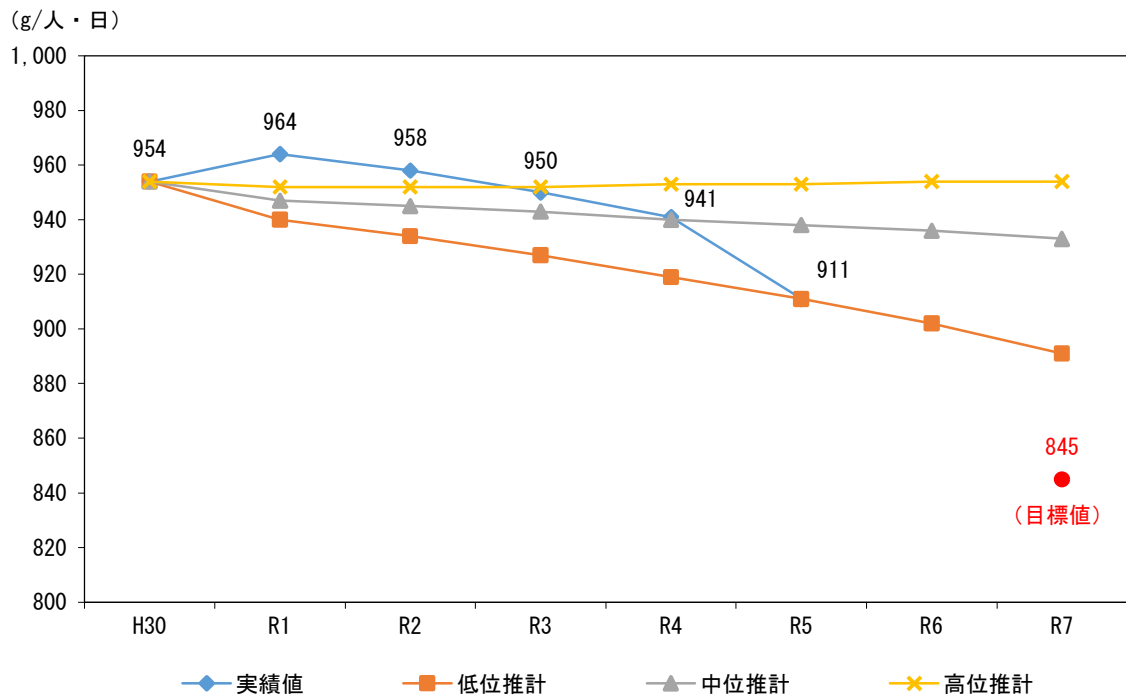


図 30 県全体における達成度（県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量）

② 個別市町村における達成度

個別市町村における県民1人1日当たりのごみ排出量の達成度は、表 21 に示すとおりです。

半数程度の市町村において、県民1人1日当たりのごみ排出量の減少が見られたものの、第五期計画で掲げている目標値（平成 30 年度比で約 11%削減）を達成している市町村は見られなかった状況にあります。

一方、ごみ排出量が増加している市町村も複数見られたことから、目標値の達成に向けては、市町村とも連携した更なる減量化施策の拡充・強化が求められます。

表 21 個別市町村における達成度（県民1人1日当たりのごみ排出量）

市町村	平成 30 年度 実績値 (g/人・日)	令和 5 年度 実績値 (g/人・日)	対平成 30 年度比	
			増減量 (g/人・日)	増減率 (%)
徳島市	1,046	949	-97	-9.3
鳴門市	922	916	-6	-0.7
小松島市	1,057	1,022	-35	-3.3
阿南市	1,006	995	-11	-1.1
吉野川市	970	953	-17	-1.8
阿波市	790	791	+1	0.1
美馬市	757	786	+29	3.8
三好市	929	889	-40	-4.3
勝浦町	688	692	+4	0.6
上勝町	495	466	-29	-5.9
佐那河内村	528	530	+2	0.4
石井町	958	883	-75	-7.8
神山町	315	365	+50	15.9
那賀町	739	773	+34	4.6
牟岐町	1,128	1,097	-31	-2.7
美波町	916	953	+37	4.0
海陽町	968	948	-20	-2.1
松茂町	1,149	1,097	-52	-4.5
北島町	795	788	-7	-0.9
藍住町	808	761	-47	-5.8
板野町	943	932	-11	-1.2
上板町	850	852	+2	0.2
つるぎ町	741	792	+51	6.9
東みよし町	918	837	-81	-8.8
徳島県	954	911	-43	-4.5

(3) 県民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量

① 県全体での達成度

県全体における県民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の達成度は、図 31 に示すとおりです。

県民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向で推移したものの、以降は減少傾向で推移しています。また、令和 5 年度では、第五期計画で定めた中位推計（中間的なごみ量となる推計）及び高位推計（ごみ量が最も多くなる推計）を下回っているものの、目標値の達成に向けては、更なる削減が求められる状況にあります。

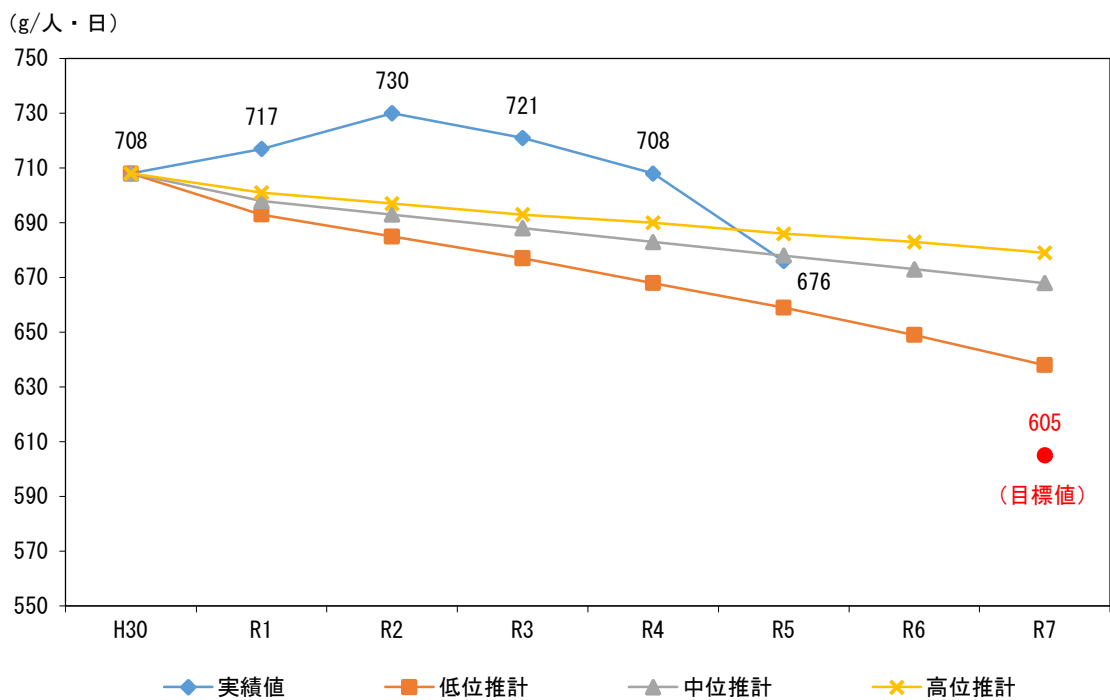


図 31 県全体における達成度（県民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量）

② 個別市町村における達成度

個別市町村における県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量の達成度は、表22に示すとおりです。

半数程度の市町村において、県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量の減少が見られたものの、第五期計画で掲げている目標値（平成30年度比で約15%削減）を達成している市町村は見られなかった状況にあります。

一方、ごみ排出量が増加している市町村も複数見られたことから、目標値の達成に向けては、市町村とも連携した更なる減量化施策の拡充・強化が求められます。

表22 個別市町村における達成度（県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量）

市町村	平成30年度 実績値 (g/人・日)	令和5年度 実績値 (g/人・日)	対平成30年度比	
			増減量 (g/人・日)	増減率 (%)
徳島市	715	653	-62	-8.7
鳴門市	679	654	-25	-3.7
小松島市	813	790	-23	-2.8
阿南市	838	825	-13	-1.6
吉野川市	682	677	-5	-0.7
阿波市	563	567	+4	+0.7
美馬市	571	611	+40	+7.0
三好市	744	678	-66	-8.9
勝浦町	675	692	+17	+2.5
上勝町	404	390	-14	-3.5
佐那河内村	528	530	+2	+0.4
石井町	724	672	-52	-7.2
神山町	307	355	+48	+15.6
那賀町	586	532	-54	-9.2
牟岐町	828	805	-23	-2.8
美波町	768	773	+5	+0.7
海陽町	827	810	-17	-2.1
松茂町	908	868	-40	-4.4
北島町	645	640	-5	-0.8
藍住町	649	613	-36	-5.5
板野町	764	750	-14	-1.8
上板町	598	612	+14	+2.3
つるぎ町	568	597	+29	+5.1
東みよし町	728	659	-69	-9.5
徳島県	708	676	-32	-4.5

(4) リサイクル率

① 県全体での達成度

県全体におけるリサイクル率の達成度は、図 32 に示すとおりです。

リサイクル率は、平成 30 年度から令和 3 年度にかけてほぼ横ばいで推移したものの、以降はやや低下傾向で推移しています。また、令和 5 年度では、第五期計画で定めた高位推計（ごみ量が最も多くなる推計）と同程度の数値となっているものの、目標値の達成に向けては、大幅なリサイクル率の向上が求められる状況にあります。

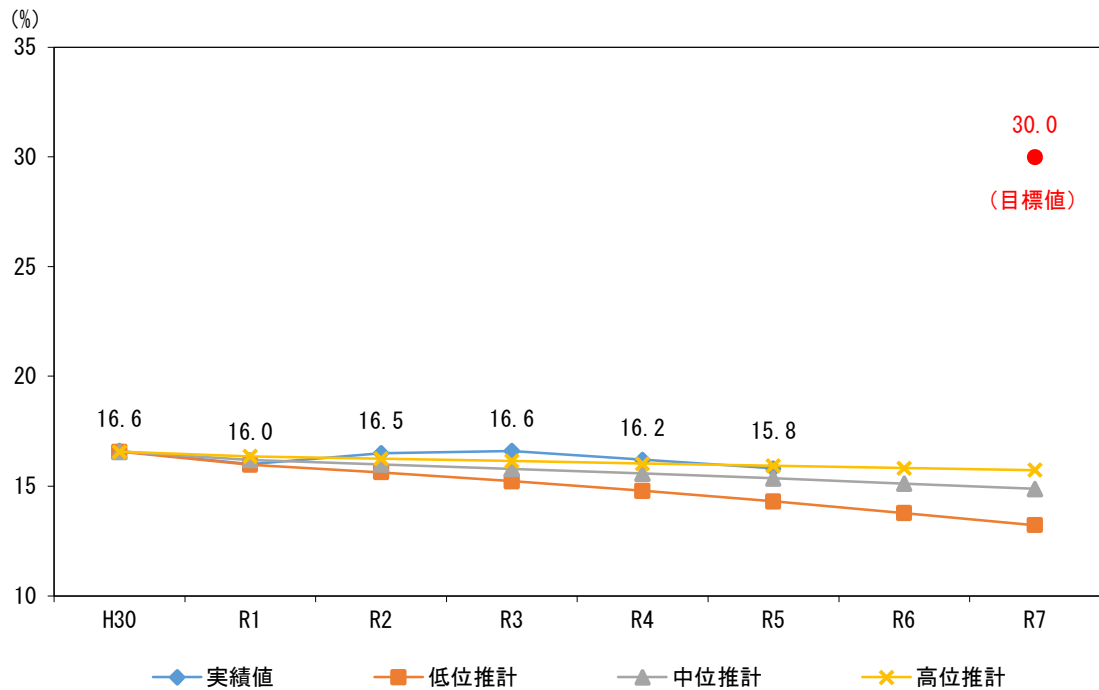


図 32 県全体における達成度（リサイクル率）

② 個別市町村における達成度

個別市町村におけるリサイクル率の達成度は、表 23 に示すとおりです。

半数の市町村において、リサイクル率の向上が見られたものの、第五期計画で掲げている目標値（平成 30 年度比で約 13.4 ポイント増加）を達成している市町村は見られなかった状況にあります。

一方、リサイクル率が低下している市町村も複数見られたことから、目標値の達成に向けては、市町村とも連携したリサイクル率向上に向けた施策の拡充・強化が求められます。

表 23 個別市町村における達成度（リサイクル率）

市町村	平成 30 年度 実績値 (%)	令和 5 年度 実績値 (%)	対平成 30 年度比
			増減量 (ポイント)
徳島市	14.4	13.2	－1.2
鳴門市	20.0	14.4	－5.6
小松島市	13.4	13.0	－0.4
阿南市	21.4	20.2	－1.2
吉野川市	18.7	18.8	＋0.1
阿波市	13.1	15.1	＋2.0
美馬市	14.7	12.2	－2.5
三好市	11.8	12.1	＋0.3
勝浦町	19.1	21.5	＋2.4
上勝町	80.7	76.2	－4.5
佐那河内村	31.4	28.4	－3.0
石井町	25.4	20.5	－4.9
神山町	47.0	49.0	＋2.0
那賀町	25.7	24.6	－1.1
牟岐町	11.3	11.6	＋0.3
美波町	7.2	10.1	＋2.9
海陽町	9.8	9.5	－0.3
松茂町	14.6	16.9	＋2.3
北島町	20.9	20.8	－0.1
藍住町	21.0	22.2	＋1.2
板野町	16.9	21.8	＋4.9
上板町	17.9	24.7	＋6.8
つるぎ町	14.9	12.6	－2.3
東みよし町	9.4	10.9	＋1.5
徳島県	16.6	15.8	－0.8

(5) 最終処分量

① 県全体での達成度

県全体における最終処分量の達成度は、図 33 に示すとおりです。

最終処分量は、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加したものの、以降は減少傾向で推移しています。また、令和 5 年度では、第五期計画で定めた高位推計（ごみ量が最も多くなる推計）を下回っているものの、目標値の達成に向けては、大幅な最終処分量の削減が求められる状況にあります。

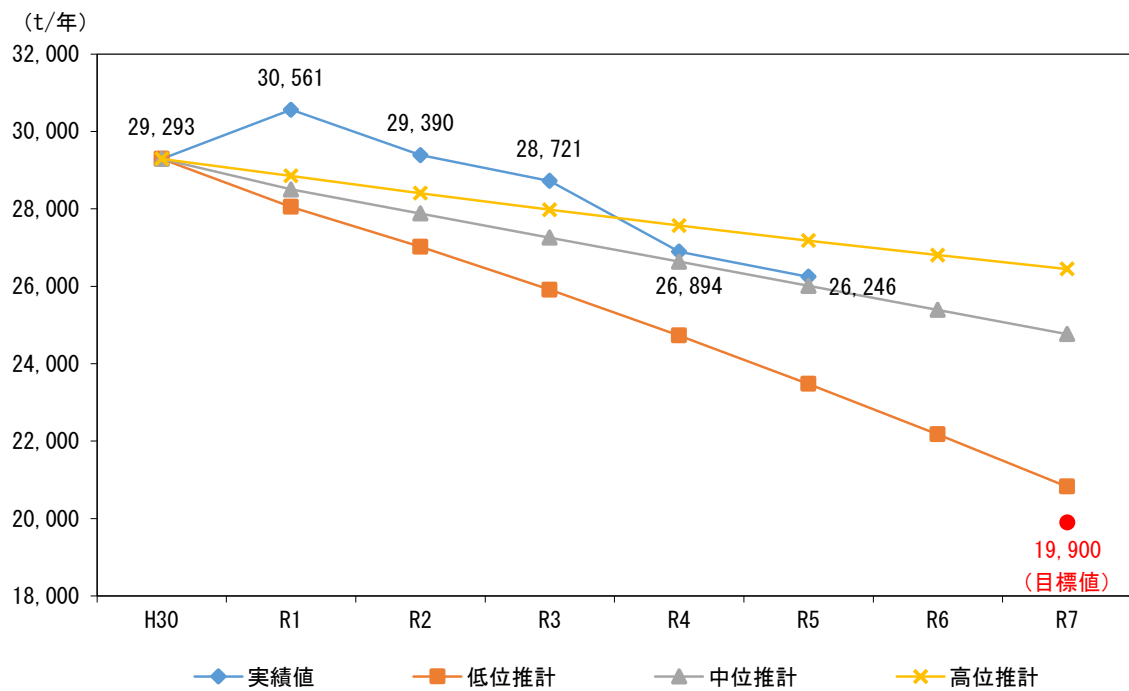


図 33 県全体における達成度（最終処分量）

② 個別市町村における達成度

個別市町村における最終処分量の達成度は、表 24 に示すとおりです。

大多数の市町村において、最終処分量の削減が見られたものの、第五期計画で掲げている目標値（平成 30 年度比で約 32%削減）を達成している市町村は板野町のみ状況にあります。

一方、最終処分量が増加している市町村も見られたことから、目標値の達成に向けては、市町村とも連携した最終処分量削減に向けた施策の拡充・強化が求められます。

表 24 個別市町村における達成度（最終処分量）

市町村	平成 30 年度 実績値 (t/年)	令和 5 年度 実績値 (t/年)	対平成 30 年度比	
			増減量 (t/年)	増減率 (%)
徳島市	16,877	14,452	-2,425	-14.4
鳴門市	908	1,570	+662	+72.9
小松島市	1,417	1,398	-19	-1.3
阿南市	1,440	1,476	+36	+2.5
吉野川市	169	125	-44	-26.0
阿波市	152	119	-33	-21.7
美馬市	984	902	-82	-8.3
三好市	1,048	912	-136	-13.0
勝浦町	149	152	+3	+2.0
上勝町	6	7	+1	+16.7
佐那河内村	54	38	-16	-29.6
石井町	1,132	858	-274	-24.2
神山町	42	29	-13	-31.0
那賀町	273	225	-48	-17.6
牟岐町	250	192	-58	-23.2
美波町	348	284	-64	-18.4
海陽町	491	393	-98	-20.0
松茂町	628	542	-86	-13.7
北島町	836	832	-4	-0.5
藍住町	1,151	954	-197	-17.1
板野町	9	2	-7	-77.8
上板町	45	34	-11	-24.4
つるぎ町	298	259	-39	-13.1
東みよし町	586	491	-95	-16.2
徳島県	29,293	26,246	-3,047	-10.4

3 一般廃棄物に関する課題

(1) ごみ関係

① 排出抑制推進の課題

- 本県のごみ排出量は、令和 5 年度で 23 万 7 千 t であり、平成 30 年度（26 万 1 千 t）と比較して 9.5%減、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和 5 年度で 911g であり、平成 30 年度（954g）と比較して 4.5%減となっていますが、一層の削減に向け今後も更なる発生・排出抑制をはじめとした 3R の推進を図っていく必要があります。
- 排出形態別では、生活系ごみは 9.5%減、事業系ごみは 9.4%減となっていますが、一層の削減に向け、生活系ごみについては食品ロスの削減及び生ごみの水切り等により、事業系ごみについては食品ロスの削減等事業者自らによる減量化により、更なる発生・排出抑制が必要です。

② 循環的利用推進の課題

- 本県のリサイクル率は、令和 5 年度で 15.8%であり、平成 30 年度（16.6%）と比較して 0.8 ポイント減となっており、リサイクル率を向上させる取組等を検討していく必要があります。
- リサイクル率を向上させるためには、分別の徹底、集団回収の活用及び分別品目の検討等、資源化へとつなげる取組を推進していく必要があります。

③ 最終処分量の削減に関する課題

- 本県最終処分量は、令和 5 年度で 2 万 6 千 t であり、平成 30 年度（2 万 9 千 t）と比較して 10.4%減となっていますが、今後も更なる最終処分量削減に向けた取組を実施する必要があります。
- 最終処分量を削減するためには、焼却残さを溶融スラグ化し土木資材等として利用する技術、セメント原料として利用する技術、焼成し人工砂として利用する技術等、リサイクル率の向上にも資する技術を推進していく必要があります。

④ 施設整備に関する課題

- 市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されており、民間活力の活用等、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築が必要です。
- リサイクルの推進や最終処分量の削減、高度な余熱利用が可能な施設を整備するため、広域化による施設の集約等施設の高度化を推進していく必要があります。

(2) 生活排水関係

① 生活排水の課題

- 本県の汚水処理人口普及率は、着実な増加傾向を示していますが、全国平均と比較すると約 25 ポイントの差があるため、生活排水処理施設整備手法のベストミックスによる早期の向上に取り組む必要があります。
- し尿処理施設や浄化槽、下水道等から排出される汚泥については、今後堆肥化、バイオガス化、燃料化等の資源化について検討していく必要があります。

第2節 産業廃棄物の目標達成に関する点検・評価

1 産業廃棄物の目標達成状況

「第五期徳島県廃棄物処理計画」に示された、産業廃棄物の目標及び令和 5 年度時点の実績を整理すると表 25 に示すとおりです。

表 25 第五期徳島県廃棄物処理計画 産業廃棄物の目標と現状

				基準年度	第五期計画 目標値	現状
				平成 30 年度	令和 7 年度	令和 5 年度
(単位)						
年間量	発生・排出量	排出量	(千 t)	2,844	2,840	2,657
	処理処分量	出口側循環利用量	(千 t)	1,285	1,420	1,216
		最終処分量	(千 t)	59	44	57
処理比率	発生・排出量	排出量	(%)	100.0	100.0	100.0
	処理処分量	出口側循環利用量	(%)	45.2	50.0	45.8
		最終処分量	(%)	2.1	1.5	2.1

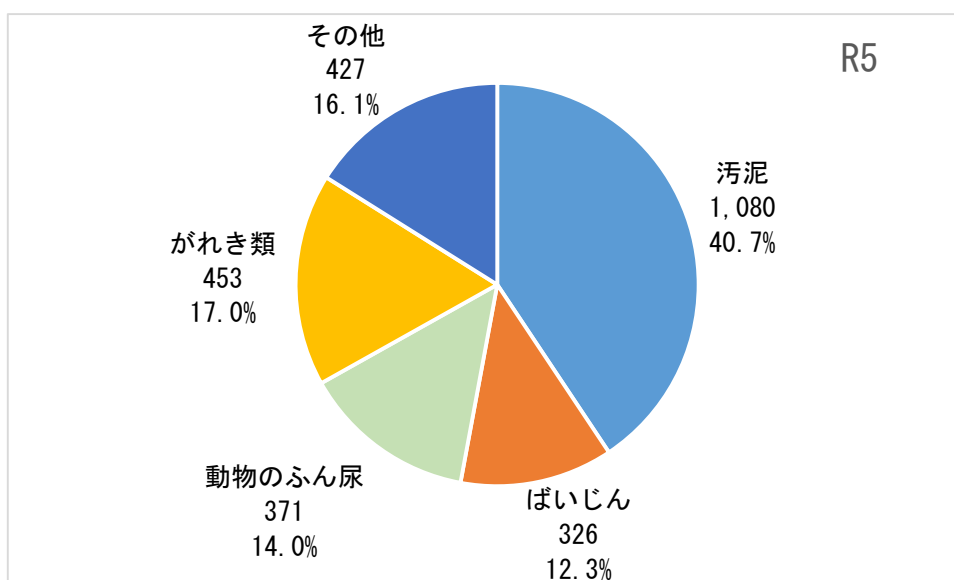
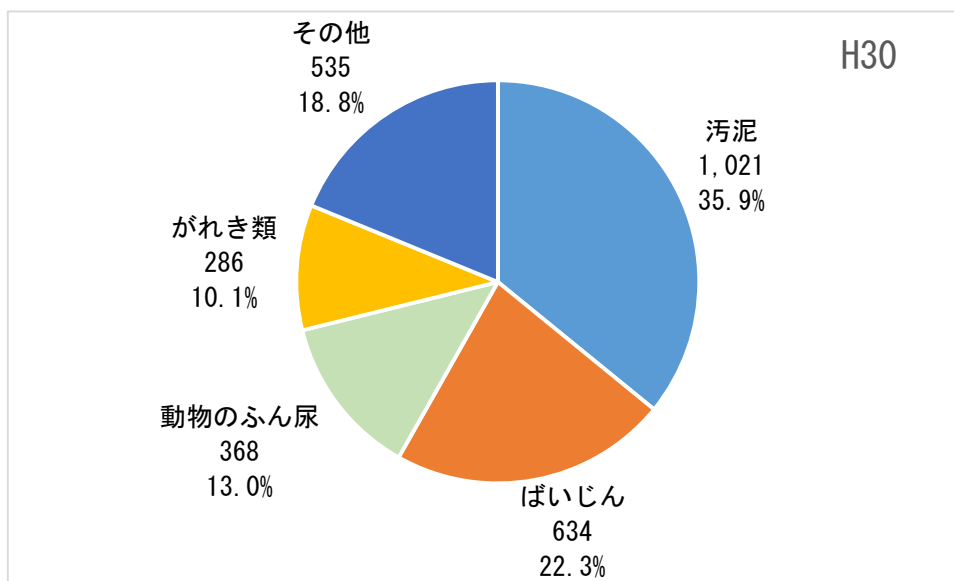
※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

2 目標達成度の評価

(1) 排出量

排出量については、現状（令和 5 年度）が 265 万 7 千 t で、基準年度（平成 30 年度）より 6.5%の減少となっており、目標値（令和 7 年度）284 万 t は達成しています。

前回調査（平成 30 年度）と比較すると、汚泥、動物のふん尿及びがれき類の排出量が増加し、ばいじんの排出量が減少しています。



※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

図 34 種類別排出量の推移

表 26 種類別排出量の推移

(t/年)

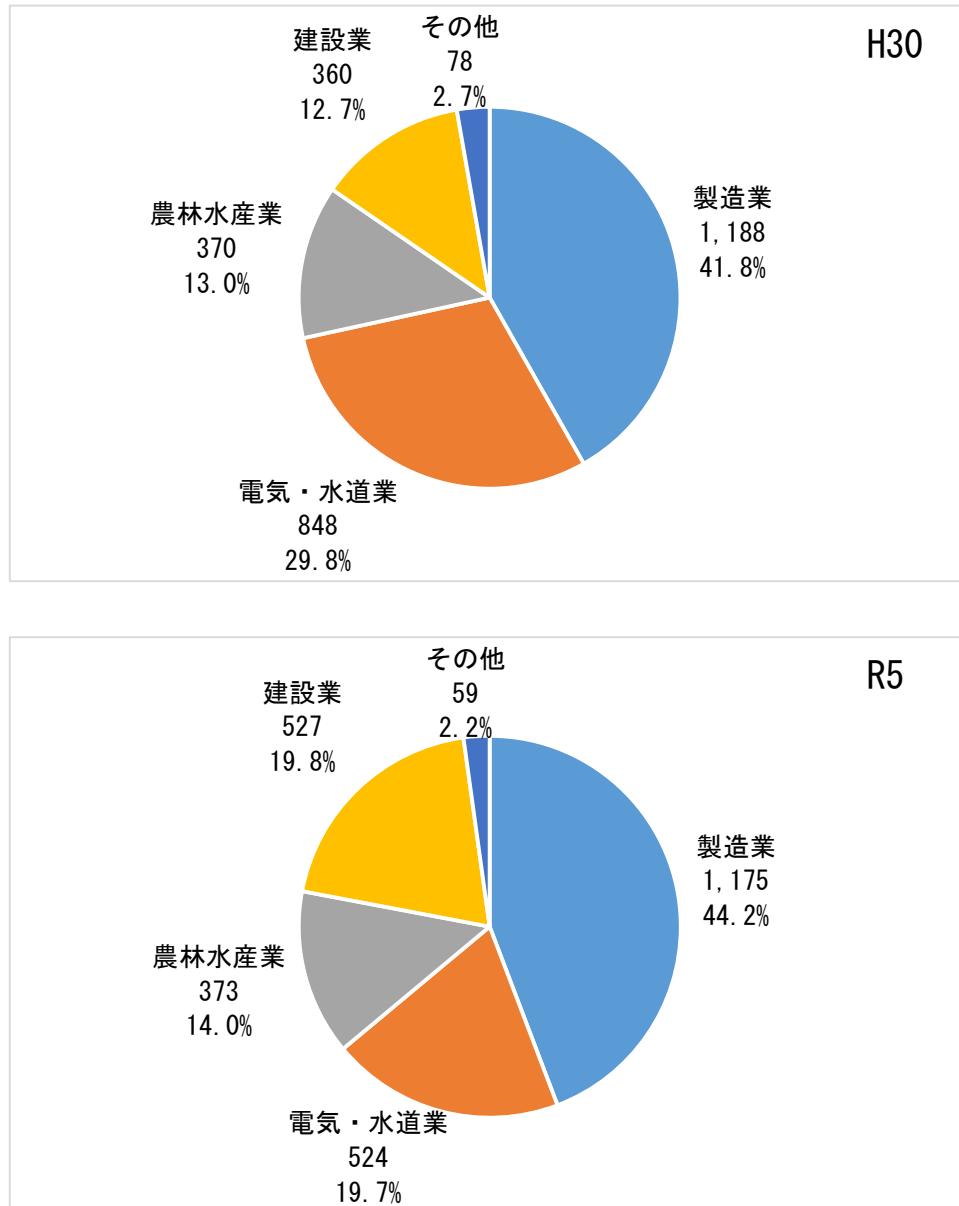
種類	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	平成 30 年度比
	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	増減量
合計	2,926,771 100%	2,837,847 100%	2,843,635 100%	2,657,388 100%	－186,246
燃え殻	100,789 3.4%	97,904 3.4%	118,969 4.2%	41,288 1.6%	－77,680
汚泥	1,175,298 40.2%	1,161,183 40.9%	1,020,845 35.9%	1,080,324 40.7%	＋59,479
廃油	94,231 3.2%	12,435 0.4%	27,101 1.0%	13,979 0.5%	－13,122
廃酸	3,003 0.1%	4,506 0.2%	9,758 0.3%	2,948 0.1%	－6,810
廃アルカリ	3,010 0.1%	21,939 0.8%	25,623 0.9%	56,741 2.1%	＋31,118
廃プラスチック類	24,202 0.8%	41,319 1.5%	42,064 1.5%	82,737 3.1%	＋40,673
紙くず	14,320 0.5%	6,334 0.2%	17,552 0.6%	14,400 0.5%	－3,153
木くず	18,814 0.6%	40,341 1.4%	35,934 1.3%	47,993 1.8%	＋12,058
繊維くず	13 0.0%	1,834 0.1%	2,617 0.1%	1,832 0.1%	－785
動植物性残さ	7,771 0.3%	17,064 0.6%	19,683 0.7%	8,801 0.3%	－10,882
動物系固形不要物	3,423 0.1%	2,309 0.1%	6,318 0.2%	790 0.0%	－5,528
ゴムくず	59 0.0%	72 0.0%	0 0.0%	2,206 0.1%	＋2,206
金属くず	12,021 0.4%	23,360 0.8%	45,484 1.6%	15,972 0.6%	－29,512
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	29,996 1.0%	12,543 0.4%	16,167 0.6%	16,086 0.6%	－81
鉱さい	65,597 2.2%	96,101 3.4%	154,505 5.4%	89,728 3.4%	－64,777
がれき類	254,095 8.7%	333,442 11.7%	285,962 10.1%	452,986 17.0%	＋167,024
動物のふん尿	623,889 21.3%	442,965 15.6%	368,335 13.0%	371,032 14.0%	＋2,697
動物の死体	241 0.0%	542 0.0%	51 0.0%	874 0.0%	＋822
ばいじん	491,047 16.8%	518,381 18.3%	633,727 22.3%	325,712 12.3%	－308,015
その他（感染性廃棄物を含む）	4,952 0.2%	3,273 0.1%	12,939 0.5%	30,959 1.2%	＋18,020

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

業種別排出量の推移は、図 35 及び表 27 に示すとおりです。

令和 5 年度の排出量は、製造業が 4 割を占めており、次いで、建設業、電気・水道業、農林水産業となっています。

平成 30 年度と比較すると、農林水産業及び建設業の排出量が増加し、製造業及び電気・水道業の排出量が減少しています。



※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

図 35 業種別排出量の推移

表 27 業種別排出量の推移

(t/年)

種類	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	平成 30 年度比
	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	増減量
合計	2,926,771 100%	2,837,847 100%	2,843,635 100%	2,657,388 100%	−186,247
農林水産業	626,534 21.4%	445,860 15.7%	369,960 13.0%	373,050 14.0%	+3,090
鉱業	77,926 2.7%	72,542 2.6%	12,784 0.4%	14 0.0%	−12,769
建設業	326,066 11.1%	375,144 13.2%	360,316 12.7%	526,567 19.8%	166,251
製造業	1,146,495 39.2%	1,049,762 37.0%	1,187,567 41.8%	1,175,097 44.2%	−12,470
電気・水道業	723,295 24.7%	836,637 29.5%	847,864 29.8%	523,980 19.7%	−323,884
情報通信業	110 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 0.0%	+11
運輸業	4,709 0.2%	3,541 0.1%	7,938 0.3%	8,934 0.3%	+996
卸売・小売業	9,193 0.3%	42,923 1.5%	30,579 1.1%	22,135 0.8%	−8,445
医療、福祉	3,711 0.1%	70 0.0%	17,335 0.6%	19,053 0.7%	+1,718
教育、学習	3,248 0.1%	4,177 0.1%	3,425 0.1%	2,921 0.1%	−504
サービス業	5,484 0.2%	7,190 0.3%	5,867 0.2%	5,626 0.2%	−241

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

(2) 出口側循環利用量（出口側循環利用量割合）

出口側循環利用量の推移は、表 28 に示すとおりです。

令和 5 年度の出口側循環利用量は、121 万 6 千 t（出口側循環利用率：45.8%）となっており、基準年度（平成 30 年度）より 26 万 2 千 t 減少しています。なお、令和 7 年度の目標値（量：142 万 t、率：50.0%）と比較すると、量では 20 万 4 千 t 下回り、率では 4.2 ポイント下回っており、達成にはさらなる取組強化が必要となります。

表 28 出口側循環利用量の推移

(t/年)

種類	平成 30 年度	令和 5 年度	平成 30 年度比
	出口側循環利用量 (出口側循環利用量割合)	出口側循環利用量 (出口側循環利用量割合)	増減量
合計	1,285,019 100%	1,215,681 100%	－69,338
燃え殻	110,705 8.6%	39,050 3.2%	－71,655
汚泥	39,139 3.0%	133,773 11.0%	＋94,634
廃油	4,725 0.4%	9,740 0.8%	＋5,014
廃酸	2,190 0.2%	1,461 0.1%	－729
廃アルカリ	6,038 0.5%	5,698 0.5%	－340
廃プラスチック類	24,500 1.9%	58,828 4.8%	＋34,328
紙くず	2,365 0.2%	10,853 0.9%	＋8,488
木くず	17,314 1.3%	36,010 3.0%	＋18,696
繊維くず	323 0.0%	1,386 0.1%	＋1,063
動植物性残さ	2,664 0.2%	2,871 0.2%	＋208
動物系固形不要物	6,318 0.5%	790 0.1%	－5,528
ゴムくず	0 0.0%	2,178 0.2%	＋2,178
金属くず	42,900 3.3%	14,437 1.2%	－28,464
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	13,639 1.1%	11,844 1.0%	－1,795
鉱さい	154,336 12.0%	89,415 7.4%	－64,920
がれき類	264,746 20.6%	437,375 36.0%	＋172,629
動物のふん尿	3,034 0.3%	30,427 2.5%	＋27,393
動物の死体	51 0.0%	416 0.0%	＋365
ばいじん	589,849 45.9%	323,630 26.6%	－266,220
その他（感染性廃棄物を含む）	3 0.0%	5,500 0.5%	＋5,497

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

(3) 最終処分量（最終処分率）

最終処分量の推移は、表 29 に示すとおりです。

令和 5 年度 of 最終処分量は、5 万 7 千 t（最終処分率：2.1%）となっており、基準年度（平成 30 年度）より 2 千 t 減少しています。なお、令和 7 年度の目標値（量：4 万 4 千 t、率：1.5%）と比較すると、量では 1 万 3 千 t 上回り、率では 0.6 ポイント上回っており、達成にはさらなる取組強化が必要となります。

表 29 最終処分量の推移

(t/年)

種類	平成 30 年度		令和 5 年度	
	排出量	最終処分量 (最終処分量割合)	排出量	最終処分量 (最終処分量割合)
合計	2,843,635	58,571 2.1%	2,657,388	56,719 2.1%
燃え殻	118,969	2,644 2.2%	41,288	2,239 5.4%
汚泥	1,020,845	13,420 1.3%	1,080,324	16,652 1.5%
廃油	27,101	2,035 7.5%	13,979	130 0.9%
廃酸	9,758	358 3.7%	2,948	88 3.0%
廃アルカリ	25,623	618 2.4%	56,741	8 0.0%
廃プラスチック類	42,064	7,081 16.8%	82,737	5,705 6.9%
紙くず	17,552	692 3.9%	14,400	205 1.4%
木くず	35,934	1,516 4.2%	47,993	1,827 3.8%
繊維くず	2,617	280 10.7%	1,832	7 0.4%
動植物性残さ	19,683	455 2.3%	8,801	289 3.3%
動物系固形不要物	6,318	0 0.0%	790	0 0.0%
ゴムくず	0	0 0.0%	2,206	28 1.2%
金属くず	45,484	2,584 5.7%	15,972	1,535 9.6%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	16,167	2,528 15.6%	16,086	4,243 26.4%
鉱さい	154,505	170 0.1%	89,728	313 0.3%
がれき類	285,962	21,217 7.4%	452,986	15,611 3.4%
動物のふん尿	368,335	0 0.0%	371,032	0 0.0%
動物の死体	51	0 0.0%	874	4 0.5%
ばいじん	633,727	1,420 0.2%	325,712	1,140 0.4%
その他（感染性廃棄物を含む）	12,939	1,553 12.0%	30,959	6,697 21.6%

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

3 産業廃棄物に関する課題

(1) 排出抑制推進の課題

- 県内企業の大多数を占める中小零細企業においては、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する認識のレベルにおいて事業者間で格差があり、中小零細事業者全般にわたるリサイクル意識の向上のため、なお一層の意識啓発を図る必要があります。

(2) 循環的利用・減量化推進の課題

- 廃棄物の発生抑制と減量化に向け、再使用・再生利用・熱回収等、できる限り循環的な利用促進を図るため、循環的利用に係る技術開発や設備導入等を積極的に図る必要があります。
- 建設現場から発生する汚泥、がれき類等については、発生量が多く、かつ最終処分される量も多いことから、公共事業のみならず民間工事においても、適正な管理を前提とした循環的利用を推進していく必要があります。
- 廃プラスチック類は、リサイクルされる一方で、最終処分される量も多いことから、排出事業者、処分業者への分別強化の取組を更に促進する必要があります。

(3) 適正処理推進の課題

- 法知識の希薄さ等に起因し、排出事業者が不適正な処理を行う事案が散見されることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理に係る排出事業者責任の原則の徹底を図り、処理を委託した場合においても、排出から最終処分まで責任を持って管理するよう排出事業者の自覚と責任を強く促す必要があります。
- 排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、国の優良認定制度や本県独自の優良認定制度の認定取得に向けた意欲的な取組を処理業者に促し、優良認定処理業者の育成による適正処理の推進を図る必要があります。
- 国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき PCB 廃棄物及び PCB 使用製品等の計画的な処理を推進していますが、法で定める処理期限の令和 9 年 3 月までに適正処理を行うため、PCB 廃棄物の保管事業者・PCB 使用製品等の所有事業者に対し、更に徹底した周知・啓発及び指導が必要です。
- 本県で発生する産業廃棄物の不法投案件数は、関係団体や住民ネットワーク等の協力もあり、近年において減少傾向を示しているものの、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であることから、監視カメラを活用した集中監視等不法投棄の未然防止や早期発見になお一層の取組が必要です。

(4) 処理施設に係る課題

- 産業廃棄物の将来にわたる安定的かつ継続的な適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解が前提となります。このため、産業廃棄物処理業者による施設見学受付や維持管理情報のインターネット公表等によって施設の見える化を図るとともに、施設周辺の清掃活動を実施するなど地域住民との交流を深める取組を継続していくことが求められます。

第 4 章

排出量及び処理量の見込み

第4章 排出量及び処理量の見込み

第1節 一般廃棄物（ごみ）の将来予測

1 推計方法

将来の排出量等は、表 30 に示す手法により推計します。

表 30 一般廃棄物（ごみ）の推計方法

推計対象	推計方法
人口	国立社会保障・人口問題研究所に示された将来推計人口を採用。将来推計人口が示されていない年度は、年度間案分により設定。
生活系ごみ	過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の県民1人1日当たりの排出量を基に「トレンド法」により推計。（ごみ排出量は人口の将来推計値と県民1人1日当たりの排出量を乗じることにより算出）
事業系ごみ	過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の1日当たりの排出量を基に「トレンド法」により推計。（ごみ排出量は1日当たりの排出量に年間日数を乗じることにより算出）
総資源化量	過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の県民1人1日当たりの総資源化量を基に「トレンド法」により推計。（リサイクル率は総資源化量をごみ排出量で除して算出）
最終処分量	過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の県民1人1日当たりの最終処分量を基に「トレンド法」により推計。（最終処分率は最終処分量をごみ排出量で除して算出）
焼却処理量	過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の県民1人1日当たりの焼却処理量原単位を基に「トレンド法」により推計。（焼却処理量は人口の将来推計値と県民1人1日当たりの焼却処理量原単位を乗じることにより算出）

※「トレンド法」とは、過去の実績の傾向を基に、複数の推計式より将来予測を行う方法。

2 推計結果

(1) 人口

人口の推計結果は図 36 に示すとおりであり、減少傾向で推移する見込みです。

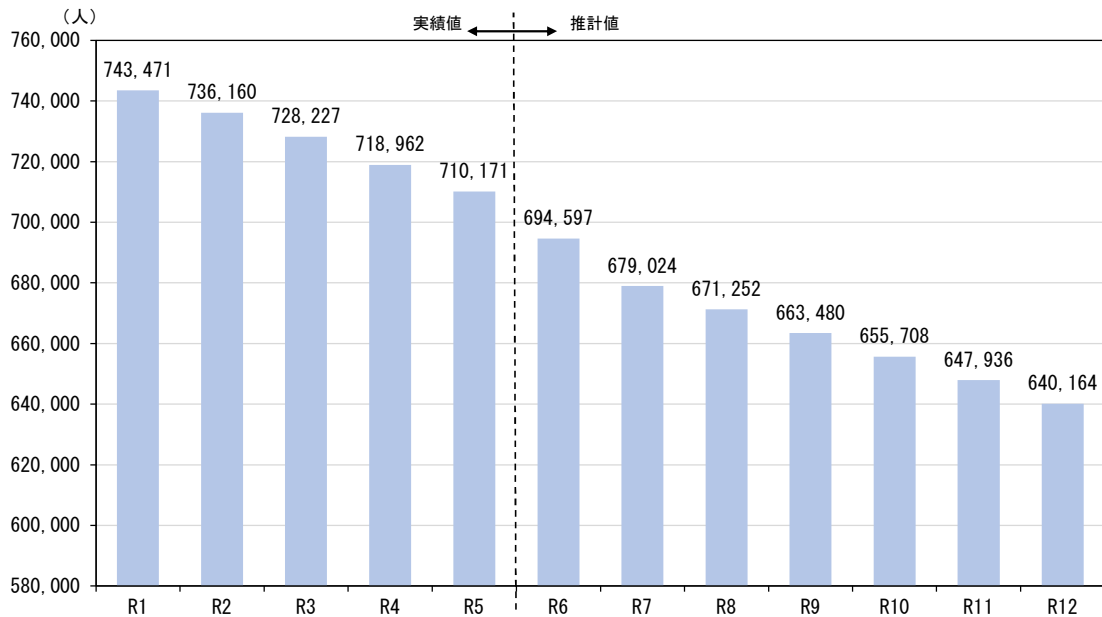


図 36 人口の推計結果

(2) ごみ排出量等

ごみ排出量及び県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推計結果は図 37、生活系ごみ排出量及び県民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推計結果は図 38、事業系ごみ排出量及び 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果は図 39 に示すとおりです。

生活系ごみ及び事業系ごみともに減少傾向で推移するため、ごみ排出量及び県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も減少傾向で推移する見込みです。

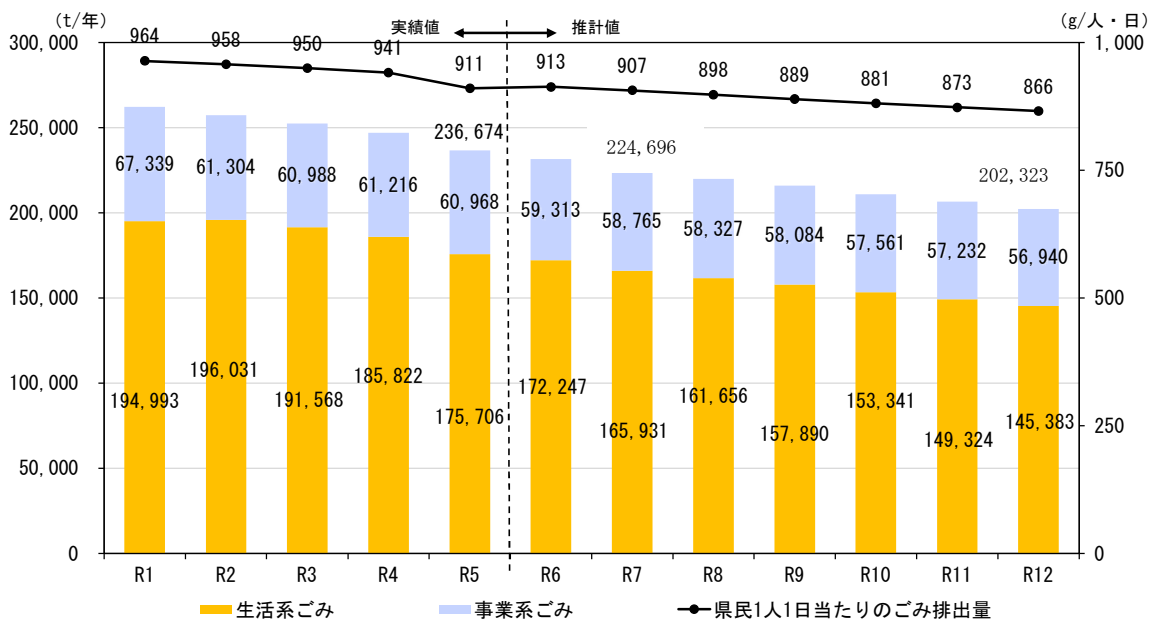


図 37 ごみ排出量及び県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推計結果

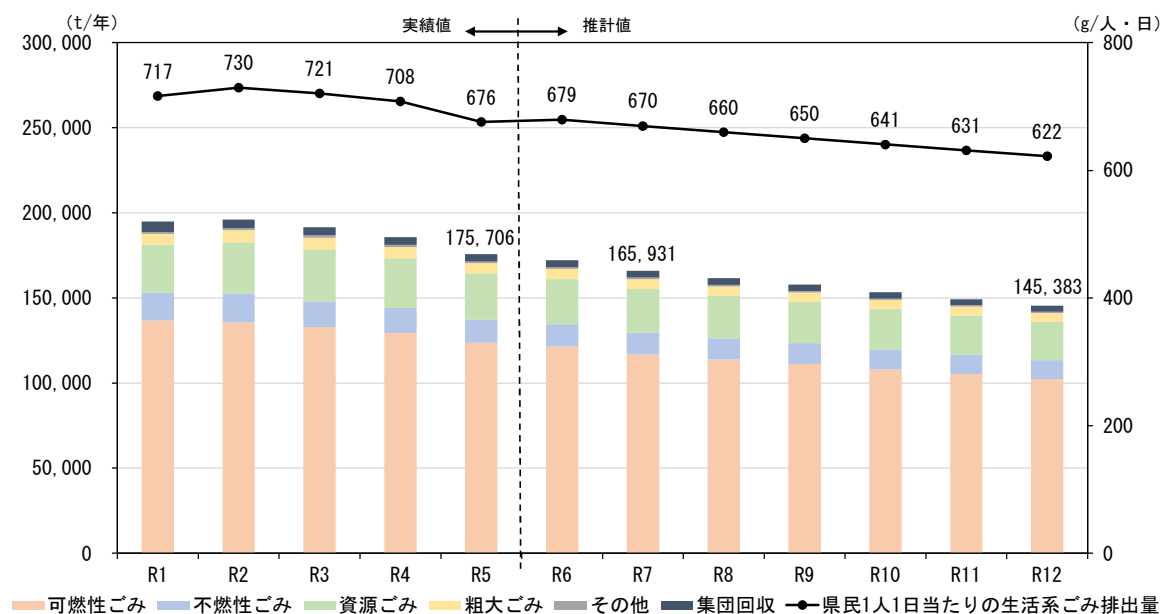


図 38 生活系ごみ排出量及び県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推計結果

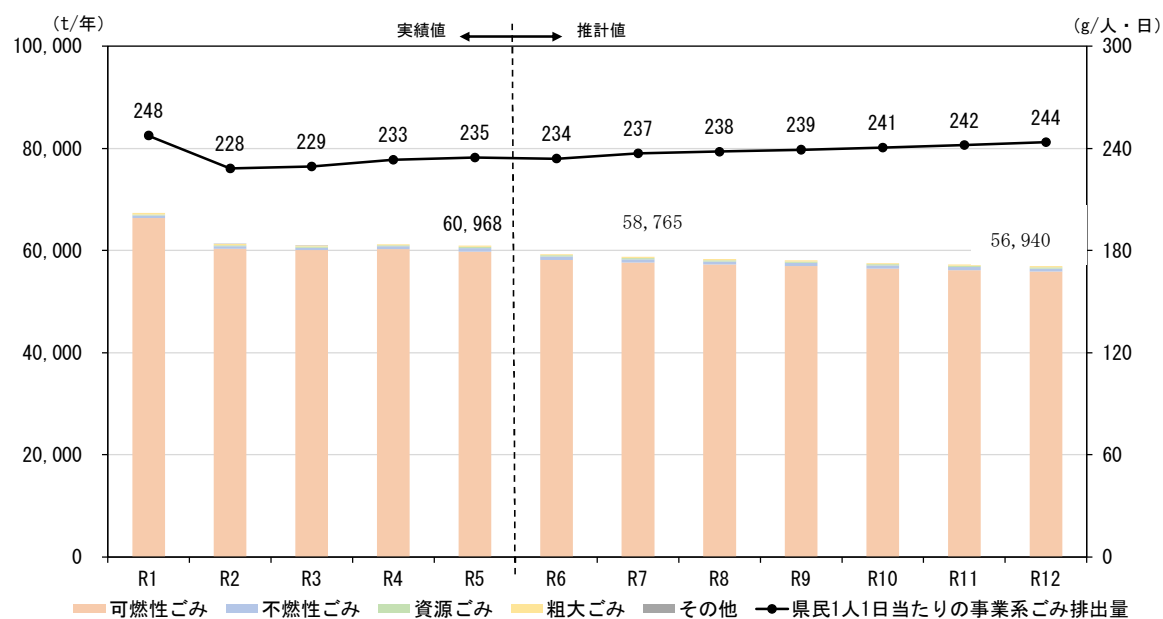


図 39 事業系ごみ排出量及び県民1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果

(3) 総資源化量及びリサイクル率

総資源化量及びリサイクル率の推計結果は、図 40 に示すとおりです。

ごみ排出量の減少に伴い、総資源化量も減少傾向で推移するものの、リサイクル率は減小傾向で推移する見込みです。

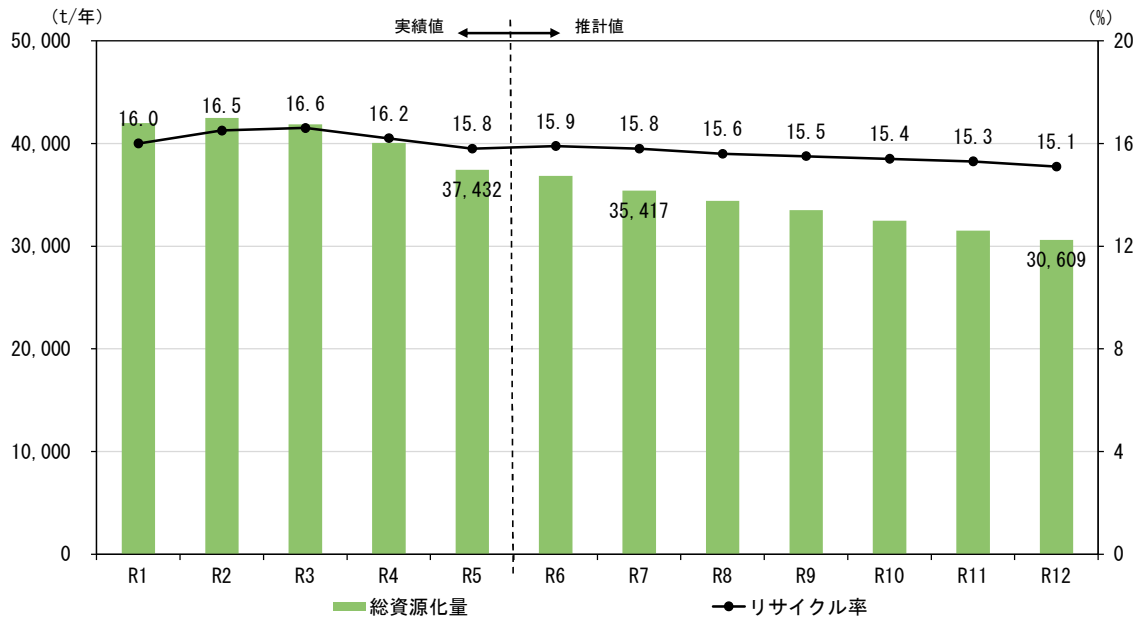


図 40 総資源化量及びリサイクル率の推計結果

(4) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率の推計結果は、図 41 に示すとおりです。

ごみ排出量の減少に伴い、最終処分量も減少傾向で推移するものの、最終処分率は減少傾向で推移する見込みです。

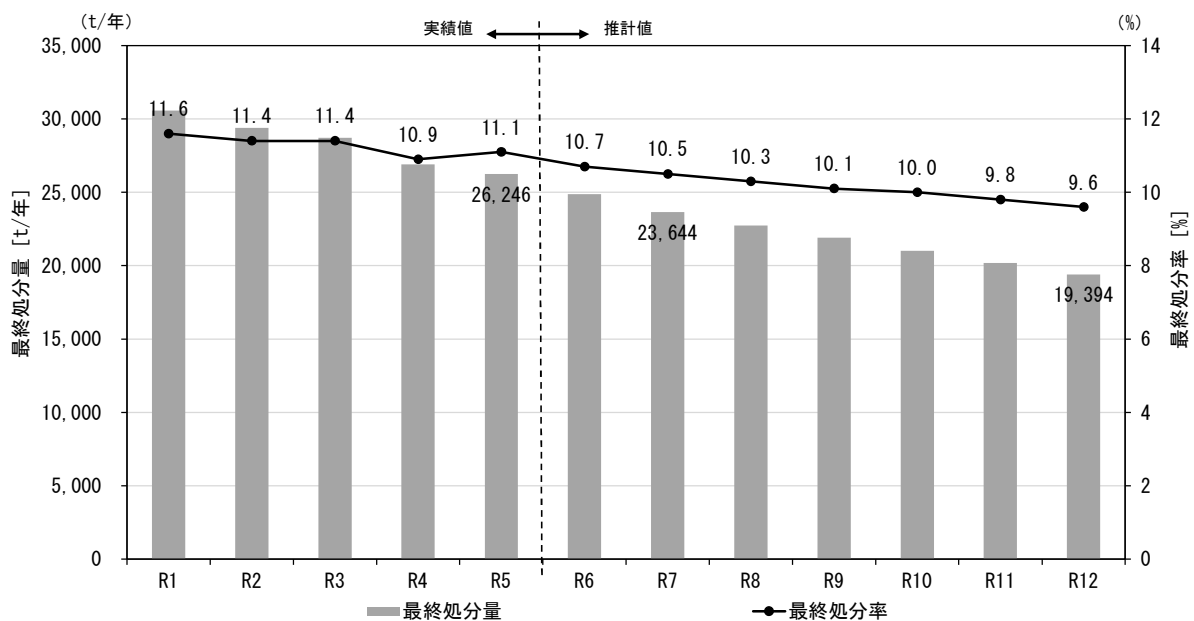


図 41 最終処分量及び最終処分率の推計結果

(5) 焼却処理量

焼却処理量及び県民1人1日当たりの焼却処理量の推計結果は、図42に示すとおりです。

ごみ排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少傾向で推移する見込みです。

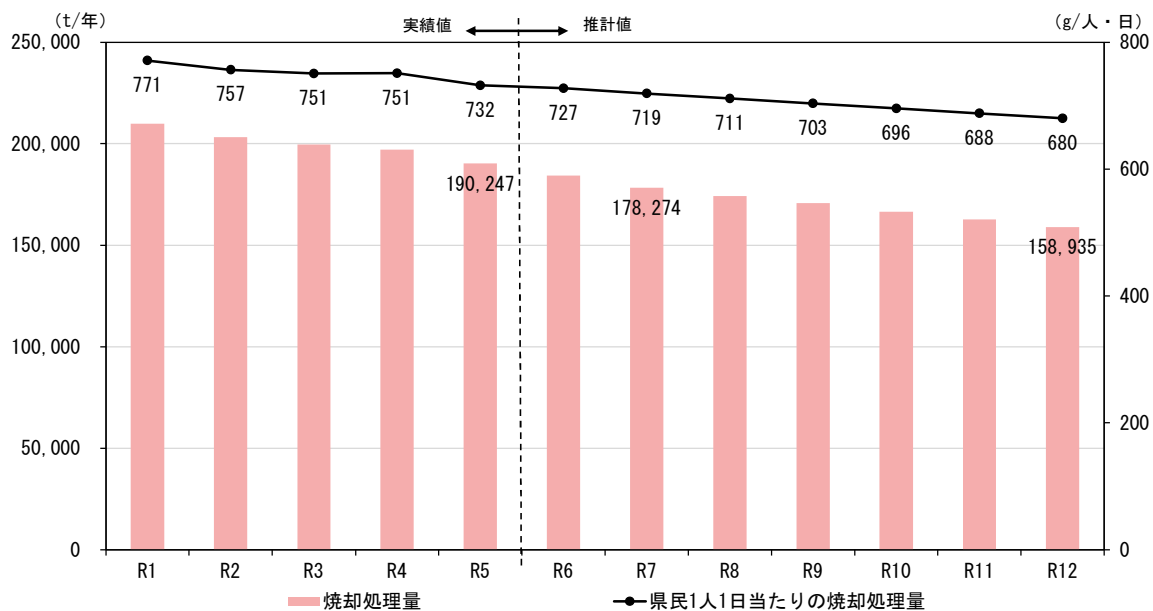


図42 焼却処理量及び県民1人1日当たりの焼却処理量の推計結果

第2節 産業廃棄物の将来予測

1 推計方法

排出量の予測は、次に掲げる2点を前提条件とし、産業廃棄物実態調査で把握した排出量原単位に、業種ごとに算出した活動量指標の将来予測値を乗じて求めるものとします。

①廃棄物の発生量等は、業種ごとに特定の指標（活動量指標）に比例する。

②上記指標ごとの排出量原単位は、将来予測の期間内は一定不変である。

活動量指標値の将来予測方法は、令和5年度の活動量指標値に業種ごとに設定した経済成長率（県内総生産の増加率）を乗じることにより算出しています。

排出量の増減率は、各業種の経済成長率の増減率をそのまま反映したものとします。

なお、以下に示す3ケースを想定し、現状の成長率により近いと考えられる期待値による推計結果を将来予測とします。

①低位推移：平成24年度から令和3年度の10年間の増加率と令和元年度から令和3年度の3年間の増加率を比較して低い値を採用

②高位推移：平成24年度から令和3年度の10年間の増加率と令和元年度から令和3年度の3年間の増加率を比較して高い値を採用

③期待値：平成24年度から令和3年度の間の実績の増加率を採用

なお、処理・処分状況の予測については、発生した産業廃棄物に対する中間処理、再生利用、最終処分等の処理体系が各業種・種類において、現状と変わらないものとして仮定して算出しています。

2 業種別排出量

産業廃棄物の排出量は、図 43 及び表 31 に示すとおりであり、令和 12 年度において 327 万 9 千 t と見込まれます。

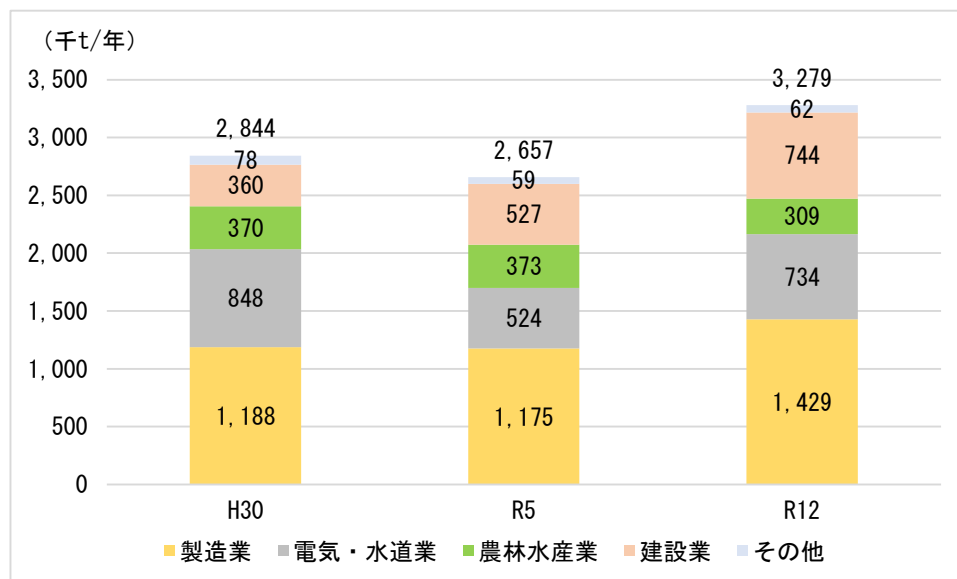


図 43 業種別排出量の推計結果

表 31 業種別排出量の推計結果

(千 t/年)				
業種	H30	R5	R12	
製造業	1,188 (41.8%)	1,175 (44.2%)	1,429 (43.6%)	
電気・水道業	848 (29.8%)	524 (19.7%)	734 (22.4%)	
農林水産業	370 (13.0%)	373 (14.0%)	309 (9.4%)	
建設業	360 (12.7%)	527 (19.8%)	744 (22.7%)	
その他	78 (2.7%)	59 (2.2%)	62 (1.9%)	
合計	2,844	2,657	3,279	

※図表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

3 処理処分量の将来予測

処理処分量は、図 44 及び表 32 に示すとおりであり、再生利用量、減量化量、最終処分量は、増加すると予測されます。

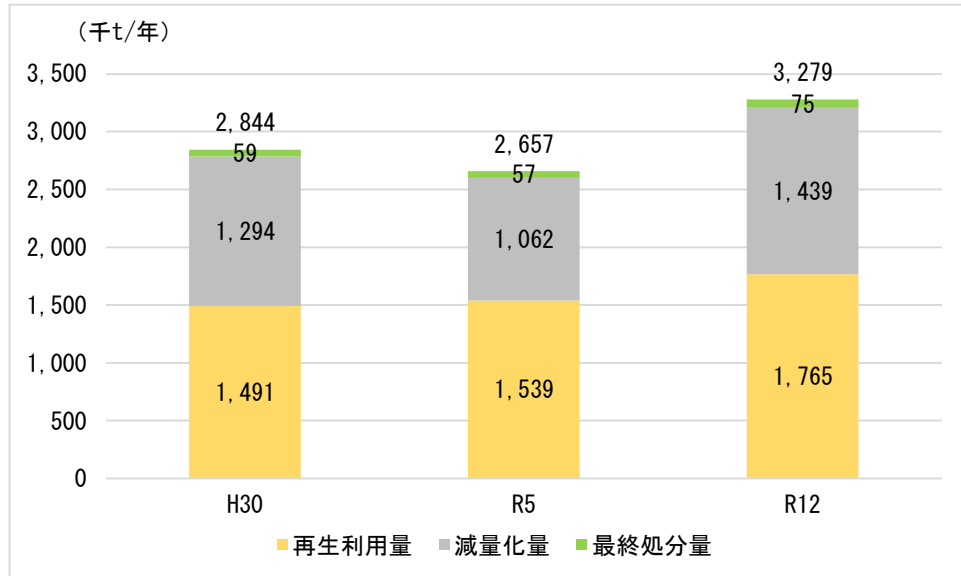


図 44 処理処分量の推計結果

表 32 処理処分量の推計結果

	(千 t/年)		
	H30	R5	R12
排出量	2,844	2,657	3,279
再生利用量	1,491 (52.4%)	1,539 (57.9%)	1,765 (53.8%)
出口側循環利用量	1,285 (45.2%)	1,216 (45.8%)	1,506 (45.9%)
減量化量	1,294 (45.5%)	1,062 (40.0%)	1,439 (43.9%)
最終処分量	59 (2.1%)	57 (2.1%)	75 (2.3%)

※図表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

第3節 今後影響を与える要因

1 政策による要因

(1) SDGs 持続可能な開発目標

SDGs とは、環境・経済・社会をめぐる複数の課題の総合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030 年を目標年として 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。

本県では、令和 6 年 3 月に「第 4 次徳島県環境基本計画」を策定し、一つの課題解決が実は複数の課題を統合的に解決することにつながる SDGs の考え方を取り入れ、環境保全と経済成長が両立した持続可能な社会の構築を目指すこととしています。本計画と関連する主な SDGs は、以下のとおりです。

【関連する主な SDGs】



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

(2) パリ協定 地球温暖化対策の国際枠組み

平成 27 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑える」こと等を掲げた「パリ協定」が採択され、平成 28 年 11 月に発効しました。パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速しており、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが急激に強まっています。

国は、令和 7 年 2 月に策定した最新の「地球温暖化対策計画」において、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、温室効果ガス排出量を令和 12 年度に平成 25 年度比で 46%削減することを目指しています。このような中、本県においては、平成 28 年 10 月に「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定するとともに、令和 6 年 3 月には地球温暖化対策とエネルギー対策を一体的かつ計画的に進めるために「徳島県 GX 推進計画」を策定し、脱炭素社会実現を目指しています。

(3) 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行

事業者や消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年 10 月に施行されました。本県においては、令和 3 年 3 月に「徳島県食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、令和 5 年 2 月に県内の 6 社と「食品ロス削減の推進に向けた取り組みに関する協定」を締結し、フードバンク活動が拡がりを見せる等、食品ロス削減に向けた取組が大きく加速しています。

今後も本計画の補章のとおり「徳島県食品ロス削減推進計画」を改定し、食品ロスの削減へ向けた取組を推進します。

(4) 循環型社会形成推進基本計画

平成 15 年 3 月に策定された循環型社会形成推進基本計画は、概ね 5 年ごとに見直しが行われ、令和 6 年 8 月に第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。この第五次計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、その実現に向けて令和 12 年度までに国が講ずべき施策が示されています。

本県においても、こうした国の施策に呼応して対策を検討していく必要があります。

(5) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行

事業者や消費者等の多様な主体が連携し、プラスチックの資源循環を推進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されました。本県においては、令和3年3月に「とくしまプラスチックごみ削減プログラム」を取りまとめるともに、「とくしまエコパートナー協定」を締結し、プラスチックの削減・回収活動が拡がりを見せる等、プラスチックの資源循環に向けた取組が大きく加速しています。

(6) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

国や自治体、事業者が積極的取組による高度な資源循環を推進する「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が令和6年5月に公布されました。本法律の施行により、「ペットボトル to ペットボトル」及び「太陽光パネルの完全リサイクル」等、資源循環に向けた取組が加速する見込みです。

2 社会的な要因

(1) 人口減少

図45に本県の人口の推移を示します。

本県の人口は減少しており、令和5年度には71万人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所に示された将来推計人口では、今後も減少が続き、令和12年度には64万人になる見込みです。

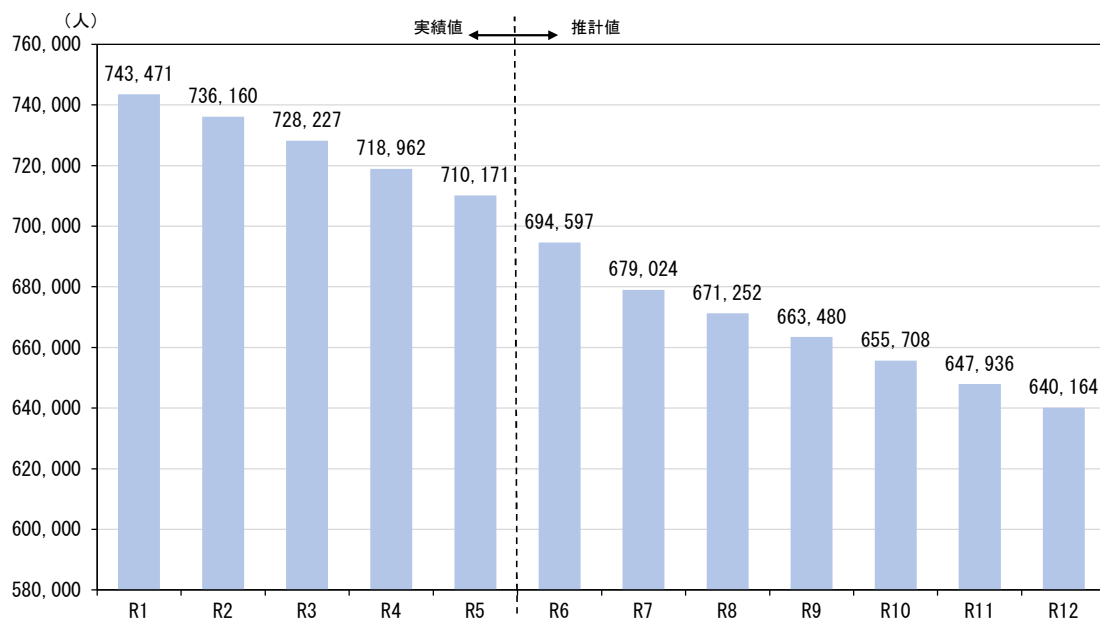


図 45 人口の推移

(2) ライフスタイルの変化

経済のグローバル化、情報化社会の進展、少子・高齢化等の進行等、経済・社会状況の変化に伴い、人々のくらし、地域社会、職場環境等の枠組は大きく変わりつつあります。

ごみ問題についても、地方の過疎化が進み、関係する地方の自治体では、ごみの収集・処理に充てられる財源が減少する一方で、高齢者のごみ出し支援等を進めていくことが求められています。また、核家族や一人暮らしの増加に伴い、商品の販売形態も大きく変わってきています。このような社会状況やライフスタイルの変化を受けて、ごみの収集・処理の仕組みの見直しを検討する必要があります。

3 技術的な要因

(1) AI、IoT の推進

廃棄物処理・リサイクル業界においても、サービスの付加価値を高めるための設備投資や、ビジネスモデルのイノベーションが求められています。少子高齢化を背景とした労働力人口の減少が、業界の人手不足に繋がる可能性も高く、業務の効率化が不可欠であると考えられます。

AI や IoT 等新技術の普及拡大は、循環型社会形成に向けた最重要課題の一つに位置付けられます。

(2) 廃棄物エネルギーの利用

2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、廃棄物の排出抑制の取組により焼却処理等に伴う温室効果ガス排出量を削減するほか、エネルギー回収の高度化が必要です。

国内では、廃棄物焼却施設で得られる余熱による発電が主流ですが、熱としての利用、生ごみ等の発酵によるメタンガス化や堆肥化等も行われています。

4 その他の要因

(1) 自然災害の頻発化・激甚化

近年、世界各地で異常気象が発生し、我が国においては、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和 2 年 7 月豪雨等、毎年のように記録的な台風や豪雨に見舞われています。今後、地球温暖化の進行に伴い台風・豪雨災害のリスクが更に高まる可能性が指摘されており、災害廃棄物の処理体制の構築や処理計画の策定をはじめ、過去の災害対応のノウハウを活かした取組が行われています。本県においても、台風・豪雨災害に加え近い将来の発生が予想されている南海トラフ巨大地震に備え災害廃棄物処理体制を見直す等、今後の災害に備えていく必要があります。

第 5 章

廃棄物の減量等目標値

第5章 廃棄物の減量等目標値

第1節 目標値設定の考え方

第3章記載のとおり、「第5期徳島県廃棄物処理計画」における目標値に対して、一般廃棄物、産業廃棄物とも、現時点では目標に達していない一方で、持続可能性の高い社会づくりに向けて、限りある資源を有効に使い、ごみの発生を最小限に抑える「循環型社会」が益々重要視される現状を踏まえ、第6期計画においては、国の基本方針に基づく形で、高い目標値を設定することとします。

本目標達成に向けては、官民が力を合わせ、様々な主体との連携、県民の行動変容、人材育成を図るなど、これまでの廃棄物対策に関する取組を一層強化する必要があります。

第2節 一般廃棄物（ごみ）の目標値

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標値については、国の基本方針※に基づき、次のとおり設定するものとします。

※廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月）

指標	目標値の考え方	将来推計 (令和12年度)	目標値 (令和12年度)	現状 (令和5年度)
ごみの排出量	国の目標値（R12：3,700万t）と同水準に設定	202,323t/年	197,000t/年	236,674t/年
1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量	全体排出量に合わせて1人あたりの家庭系ごみ排出量を算出	511g/人・日	498g/人・日	555g/人・日
リサイクル率	国の目標値（R12：26%）を踏まえ、現行目標を継続	15.1%	30%	15.8%
1人1日当たりごみ焼却量	令和5年度比で14.6%削減	680g/人・日	625g/人・日	732g/人・日
最終処分量	現目標値から5%削減	19,394t/年	18,900t/年	26,246t/年

※家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ排出量－集団回収量－資源ごみ排出量

【参考：国の基本方針の目標値】

指標	目標値（令和12年度）	備考
ごみの排出量	令和12年度において令和4年度比で約9%削減	—
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和12年度において約478g/人・日	令和4年度は496g/人・日
リサイクル率	令和12年度において約26%	令和4年度は約20%
1人1日当たりごみ焼却量	令和12年度において580g/人・日	・令和4年度は679g/人・日 ・580g/人・日：令和4年度比で14.6%削減
最終処分量	令和12年度において令和4年度比で約5%削減	—

第3節 産業廃棄物の目標値

産業廃棄物の減量化等に関する目標値は、国の基本方針に基づき、次のとおり設定するものとします。

(単位)				基準年度	目標年度	備考
				令和 5 年度	令和 12 年度	
年間量	発生・排出量	排出量	(千 t)	2,657	2,684	国の目標に準じて令和 5 年度比 1 %増加に抑制
	処理処分量	出口側循環利用量	(千 t)	1,216	1,342	—
		最終処分量	(千 t)	57	51	国の目標に準じて令和 5 年度比 10%削減
処理比率	発生・排出量	排出量	(%)	100.0	100.0	—
	処理処分量	出口側循環利用量	(%)	45.8	50.0	前計画目標の 50%を維持
		最終処分量	(%)	2.1	1.9	—

【参考：国の基本方針の目標値】

指標	目標値（令和 12 年度）	備考
排出量	令和 12 年度において 令和 4 年度比で約 1%増加に抑制	—
出口側循環利用率	令和 12 年度において約 37%	本県は令和 5 年度に 45.8%
最終処分量	令和 12 年度において 令和 4 年度比で約 10%削減	・ 本県は令和 4 年度実績値なし ・ 国の基本方針の目標値を最終処分率で示すと 2.0% (7.8 百万 t ÷ 374 百万 t)

第 6 章

基本施策

第6章 基本施策

第1節 基本施策の体系

本計画に基づく目標達成に向けて基本施策について、テーマごとに次のとおり体系化し、市町村や事業者など各主体とともに推進を図ることで、「循環型社会」実現に向けて強力に取り組みます。

1 排出抑制の推進
(1) 県民の取組
(2) 行政の取組
(3) 事業者の取組促進
2 適正処理の推進
(1) 不法投棄等の不適正処理の防止
(2) 排出事業者及び処理業者への指導強化
(3) 海岸漂着物等の適正処理の推進
(4) リチウムイオン電池の適正処理の推進
(5) 優良産業廃棄物処理業者の育成
(6) PCB廃棄物の適正処理のための指導啓発
3 資源循環の推進
(1) 地域における「資源循環」の推進
(2) 高度化・強靱化等による処理施設の充実強化
(3) 環境啓発・人材育成の推進
4 とくしまプラスチックスマートプログラム
(1) 家庭ごみ対策
(2) 産業廃棄物対策
(3) 環境保全活動
(4) 環境学習・教育啓発
(5) プラスチック代替製品の開発・普及促進
5 災害廃棄物対策の推進
(1) 災害廃棄物処理体制の整備
(2) 情報収集・連絡体制の構築
(3) 一般廃棄物処理施設の耐震化等
(4) 産業廃棄物処理施設の整備等

1 排出抑制の推進

(1) 県民の取組

① 県民生活での対策推進

ごみの排出抑制に向けては、ごみ自体を出さないための暮らしの工夫が必要です。レジ袋削減のためのマイバッグ持参、ごみ減量化に直結するマイボトル使用、簡易包装の推進、繰り返し使える容器の使用、生ごみの家庭での堆肥化など、日常生活や事業活動における、ごみ削減の工夫によって、環境に優しいライフスタイルへの転換を推進します。

② グリーン志向消費の推進

エシカル消費の中でも特に環境面に着目し、消費者が環境に配慮された製品・サービスを理解し選択することで、ごみの減量化や資源循環の促進につなげることができます。持続可能な社会づくりに向けた消費者の行動変容が求められており、環境負荷の考慮による使い捨てプラスチックの使用見直しや再使用可能な製品の積極使用のほか、ごみとして処分する前には、資源として再利用できないか考えた上で、リユース・リサイクル活用を検討する、また、購入時には、手放すことを考え、ごみになる量が少ない、リペアして使用ができるなど、環境に配慮した消費行動であるグリーン志向の消費行動を推進します。

③ 食品ロスの削減

家庭から発生する食品ロスの削減を推進するため、調理くずを減らし、食べ残しをしないことや買い過ぎに注意し、消費期限前の消費に努める等身近なところから取り組んでいきます。

(2) 行政の取組

① 関係機関や団体と連携した取組の推進

廃棄物の排出抑制に向け、講習会や出前講座等の機会、ホームページにより、効果的な取組となる優良事例の情報発信や普及啓発活動を実施するとともに、ごみの削減に取り組む住民団体やNPO等との連携を図り、情報共有や意見交換を行いながら、地域に根ざした活動に対して支援を行います。

② インフラの長寿命化の推進

県及び市町村は、既存ストックの有効活用や橋梁や防波堤等において劣化が進み過ぎないうちに計画的に修繕する長寿命化の促進等により、公共事業の実施や公共施設の維持管理等において、廃棄物の排出抑制を率先して進めます。

③ エコイベントの開催

各種イベントにおけるリユース容器、リサイクル容器の使用やリサイクル可能な資材の導入等、環境に配慮したエコイベントの推進に努めます。

④ ごみの有料化の推進

市町村は排出者責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみの有料化を一層推進し、ごみの排出抑制に努めます。

(3) 事業者の取組促進

① 事業者に対する意識啓発の推進

県民の日常生活において、さらなる行動変容を促すには、販売時の過剰包装の削減や量り売りの実施など、事業者側のサービス共有体制の改善・改革が重要となります。廃棄物の排出抑制や循環的利用に関する認識や取組姿勢については、業態や事業規模等によって、事業者間の格差が大きく、環境意識の底上げに向け、業界団体等の協力のもと、出前講座の開催等、意識啓発に努め、具体的な取組について助言・指導を行います。

② 多量排出事業者に対する指導啓発の強化

多量排出事業者が策定する「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の公表について、県が積極的に取り組むとともに、計画の進行管理を徹底し、排出抑制について、多量排出事業者の意欲的な取組を加速します。

- ・産業廃棄物処理計画等の県によるインターネットでの公表
- ・産業廃棄物処理計画等に係る立入検査及びヒアリングの実施

2 適正処理の推進

(1) 不法投棄等の不適正処理の防止

○ 不適正処理に関わる措置命令や罰則の強化等、法令の内容を周知・啓発するとともに、放置自動車の撤去の推進等、廃棄物に関連する規定について、適正な運用に努めます。

○ 令和7年5月、県が、県内全市町村、国や県警、県漁連とともに宣言した「不法投棄撲滅に向けた共同宣言」に基づき構築したネットワーク会議を最大限活用し、連携を密にし、県民への啓発活動および監視体制の強化等により、不法投棄や野外焼却の未然防止と早期発見に努めます。

○ 不適切な不用品回収やヤード業者に対しての取締り及び監視強化を行います。

○ 環境監視員等による立入調査及び巡回監視、夜間パトロール及び休日パトロール、監視カメラによる不法投棄多発箇所の重点監視等を行います。

○ 不法投棄通報協定を締結している民間企業等の協力による監視活動等を行います。

- 県と市町村の連携強化を図るため、市町村職員に対し、県職員としての身分を併任発令します。
- 一般財団法人徳島県環境整備公社及び一般社団法人徳島県産業資源循環協会と連携し、NPO等による清掃美化活動や不法投棄廃棄物の撤去活動の支援をします。
- 兵庫県（淡路）との連携による産業廃棄物運搬車両の車体表示等に係る一斉検問等、保管場所や車体表示など、県民の安全安心確保へ、廃棄物事業者の情報開示について監視・指導を徹底します。

（２）排出事業者及び処理業者への指導強化

- 排出事業者や処理業者による産業廃棄物の不適正処理等を未然に防止するため関係機関・関係部局と連携し、事業所や処理施設（焼却施設・最終処分場）に対する立入調査や定期検査を実施することで、適正な廃棄物処理を指導します。
- 電子マニフェスト制度の利便性や有用性について、排出事業者、処理業者への、一層の周知に努め、加入率向上を目指します。

（３）海岸漂着物等の適正処理の推進

- 県は、海岸管理者として「海岸漂着物処理推進法」の趣旨を踏まえ、海岸漂着物等の適切かつ迅速な回収を行い、市町村は海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等に協力し、処理・処分・資源化を行う等、連携して処理を行います。
- 県では、海岸漂着物問題の解決に向け、市町村をはじめ、民間団体や、研究機関、関係者の相互連携を図るため、プロジェクトチームを組織し、回収処理の推進や教育啓発の充実強化など対策の深化を図ります。

（４）リチウムイオン電池の適正処理の推進

リチウムイオン電池に起因する、廃棄物処理施設や収集運搬車での火災事故発生が社会問題となっており、安全・安心の確保のため、適正排出による事故防止対策の徹底と排出先の確保が求められており、県は、国、市町村、関係団体等と連携して、リチウムイオン電池等の発火の危険性や、適切な廃棄方法等の周知・啓発を行うとともに、回収手段の充実による適正処理を推進します。

（５）優良産業廃棄物処理業者の育成

排出事業者責任に基づき、発生から最終処分に至るまで産業廃棄物を適正に処理するために、排出事業者が自らの判断で優良な処理業者を選別できるよう、国の「優良産廃処理業者認定制度」の取得促進を図るとともに、本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」のより一層の普及により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。

（６）ＰＣＢ廃棄物の適正処理のための指導啓発

「国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、微量ＰＣＢ混入廃電気機器をはじめとした低濃度ＰＣＢ廃棄物について、関係団体と連携して潜在的保有事業者の把握に努め、適正保管・適正処理について指導助言を行います。

３ 資源循環の推進

（１）地域における「資源循環」の推進

① サークュラーエコノミーへの移行の推進

新たな経済的資源の創出に結びつく「サーキュラーエコノミーへの移行」を見据え、廃棄物の適正排出の徹底と再資源化の高度化を推進するとともに、静脈物流の強化に向けた官民連携や動静脈連携の構築に向けたデジタル技術の活用等について、情報収集や情報共有を図ります。

② 各種リサイクル法による循環利用の推進

各種リサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等）による循環利用を推進するため、制度や対象品目の周知など普及啓発のほか、市町村による回収等が円滑に進むよう、技術的な支援や助言を実施します。

③ 地域の状況や特性に応じたリサイクルの推進

資源回収ステーションの設置、住民団体による集団回収、事業者が独自に実施する資源回収など、地域で実施される資源化の取組について、市町村、事業者と連携しながら、より効率的な仕組みづくりに向け、先進事例等の情報提供や導入手法等の助言を行うなどリサイクルを推進します。特に、事業者による資源化の取組では、ごみ処理経費の削減にもつながることから、県は資源回収業者や廃棄物再生事業者等に関する情報提供に努めるとともに、周辺事業者等の連携による収集運搬コストの圧縮等の助言により取組を支援します。

また、間伐材や竹材等の未利用のバイオマス資源を、地域の特性を活かして効率的かつ総合的に利活用するシステムの構築を推進します。

④「徳島県リサイクル認定制度」の普及啓発

「徳島県リサイクル認定制度」により、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や3Rに積極的に取り組む事業所を認定・普及するとともに、認定したリサイクル製品の利用促進についても、普及・啓発活動を実施します。

なお、徳島県認定リサイクル製品については、優先的な調達に配慮するとともに、市町村をはじめとする関係機関にも協力を呼びかけていくほか、四国4県で連携してリサイクル認定製品の相互推奨を行います。

また、グリーン購入法に基づき、再生材を利用した製品等、環境負荷の低減に寄与する環境配慮型製品の利用促進に向け、情報提供等を行います。

⑤ 小型家電リサイクルの推進

資源の乏しい我が国において、小型家電に含まれる有用金属は重要な資源である一方、国内全体で回収が進んでいない状況となっています。県では独自の回収目標を定め、国に対しては、回収量拡大に向けた政策の提言や財政支援を要望するとともに、「小型家電リサイクル推進会議」を立ち上げ、市町村、国、関係事業者と連携協力しながら、小型家電リサイクルの推進に取り組みます。周知啓発を行うとともに、県民が資源循環を実感できる、利便性の高い回収体制の構築を目指します。

⑥ 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築

国が廃棄物処理法に基づく基本方針により定めた「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により、市町村は、現在策定している一般廃棄物処理計画を分析し、一般廃棄物処理システムの改善と新たな目標値の検討を行うこととします。

特に、「一般廃棄物の標準的な分別収集区分」及び「適正な循環的利用及び適正処分の方法」を将来的な目標として、一般廃棄物処理システムの再構築を目指すよう県としても技術的助言を行います。

⑦ 建設工事から発生する建設副産物の循環的利用の促進

建設工事から発生する建設系廃棄物は、建設リサイクル法に基づき再資源化が進んでいるものの、排出量全体に占める排出量も多く、更なる再資源化や有効利用が求められており、関係機関や関係部局と連携を図りながら、がれき類等の建設副産物の再生利用を更に推進するために、普及啓発を図ります。

発生量も多くかつ利用の用途も限られている汚泥について、事業者との事前協議等により、適正な取扱いを担保した上で循環的な利用を加速するため、公共事業から排出される建設汚泥について、多様の活用方策について検討します。

⑧ 家畜排泄物の循環的利用の促進

家畜排せつ物について、バイオマス資源として循環的利用を図るため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、地域ごとの家畜排せつ物の需給状況を踏まえた循環的利用や熱資源としてのエネルギー利用を含めた肥料化以外の循環的利用の推進を図る等、適正な管理のもとで家畜排せつ物の有効利用を進めます。

⑨ リサイクル性の高い品目の循環的利用の促進

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずは、焼却の際に発生するエネルギーを利用するサーマルリカバリーや、原料として利用するマテリアルリサイクル等に利用しやすい、リサイクル性の高い品目であるため、業界団体等の協力のもと、循環的利用の推進に努めます。

(2) 高度化・強靱化等による処理施設の充実強化

① 循環型社会形成推進交付金制度等による施設整備の推進

市町村等が整備する処理施設に対し、高度な技術の導入等によるリサイクル率の向上、災害対策の強化など、資源循環に資する施設の高度化を図れるよう、技術的助言や国の循環型社会形成推進交付金制度の活用に向けた調整を行います。

施設の計画的かつ効率的な維持管理に関しても、ストックマネジメントに基づく長寿命化・延命化を図るよう、市町村等に対し、技術的助言や交付金制度の活用を調整します。

また、施設整備にあたっては、持続可能な社会の形成を見据え、エネルギー回収型廃棄物処理施設やリサイクル能力の高いマテリアルリサイクル推進施設など、処理の高度化や脱炭素化に貢献する施設整備が図れるよう、技術的援助としての助言を行います。

事業者が先進的なリサイクル施設の設置に取り組む場合、あるいはエネルギー回収可能な焼却施設を整備する場合等においては、環境関連産業の振興のため、低利融資や補助制度等により積極的に支援します。また、国と連携し再資源化事業等高度化法の認定に向けた産業廃棄物処理業者の取組を支援します。

② 生活排水対策

生活排水対策のため、国や市町村と連携して、下水道、農業集落排水施設等の汚水処理施設の効率的な整備を促進するとともに、浄化槽の普及を推進します。

浄化槽の普及については、パンフレット・街頭キャンペーン等により、浄化槽管理者に対する適切な維持管理の啓発を図るとともに法定検査、清掃、保守点検の維持管理一括契約制度や、浄化槽教室の開催等により、法定検査の受検率の向上に努めます。

また、浄化槽関係業者や指定検査機関と連携し、浄化槽管理者等に対して適正管理の指導を徹底します。

③ 適正処理に資する産業廃棄物処理施設（最終処分場）の確保

循環的利用の促進に伴い、最終処分される産業廃棄物は減少傾向にあるものの、一定容量の最終処分場の安定的確保は、適正処理を進める上で重要であり、排出事業者に対し減量化・再生利用の更なる向上を促し、最終処分量の抑制に努めつつ、いわゆるストックマネジメント手法による既存施設の有効活用を図り、中長期的な視点で最終処分場の必要な容量確保に努めます。

（３）環境啓発・人材育成の推進

① 環境教育・学習の推進

持続可能な循環型社会を構築するためには、早期に環境教育を行うことが重要であることから、小中学校におけるごみ問題に関する出前授業や、親子一緒に取り組む学習をはじめ、環境啓発活動を推進する等、学校や地域等の場における体験や実践を重視する環境教育・学習の普及を図ります。

② 環境コミュニケーションの推進

県民、事業者、市町村、県それぞれが、相互に情報提供・交換し、廃棄物に関する課題の認識を全体で共有し、コミュニケーションを通じて協働して循環型社会を担う人材の育成を図ります。

また、県は、廃棄物の排出・処理状況やその処理による環境負荷、再生品や再生利用技術、県の計画等について、パンフレットやホームページ等を通じて県民や事業者、市町村に情報提供を行います。県及び市町村は、廃棄物に関するイベント、講習会、施設見学会等を開催します。

4 とくしまプラスチックスマートプログラム

＜対策の必要性＞

プラスチックは現代社会において幅広い用途で汎用される有用な素材である一方、不適正処理の結果、海など環境中への放出による海洋汚染や、焼却による気候変動などが問題となっている。海洋汚染では、2050年までに魚の重量を上回るとの予測やマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されることから、海洋プラスチック問題の解決に向け、適正処理の徹底が不可欠であり、また、処理のあり方についても、有用資源としての積極活用や焼却処理からの脱却による脱炭素化の観点から、使用済みプラスチックの再資源化・再生利用の促進が求められています。

このため、プラスチック対策として、製品設計から処理・再資源化に至るライフサイクル全般に及び、様々な主体によって包括的に取り組む必要があります。

本県においても、循環型社会の構築に向け、関係者団体と連携した「マイバッグ持参運動」や国に先駆けて実施したレジ袋有料化等により、消費者のライフスタイルの変革を促してきました。

さらに、プラスチックの持続可能な利用と海洋プラスチックごみの削減に向け、これまでの取組を一層加速し、県民総ぐるみの運動を展開していくため、令和２年１０月２３日に関係する団体と「思い」を一つにした「『プラごみゼロ』とくしまスマート宣言」を行い、各種対策に取り組んでいます。

＜基本方針＞

３Ｒの概念を基に、プラスチックごみの削減、分別徹底によるリサイクルの促進など、プラスチックごみの適正処理について、県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進し、使用から処理に至るまでプラスチックスマートを実践することで循環型社会の構築を目指します。

＜取組内容＞

（１）家庭ごみ対策

① 大規模小売店における店頭回収の支援

使用済みのプラスチックを、可能な限り資源として有効利用するため、大規模小売店を中心に、使用済みの食品トレーやペットボトル等の店頭回収が行われています。

一方で、回収ボックスには、洗浄されず汚れたままの容器や回収対象以外の家庭ごみが投棄される等、心ない消費者による回収ルールを無視した行動が、店頭回収に取り組む店舗にとって大きな負担となっています。

使用済みのプラスチックを資源として有効利用するためには、分別に加え、汚れのないきれいな状態で回収する必要があります。

県では、マナーの向上や回収ルールの周知を図る等、大規模小売店における店頭回収を支援していきます。

② 分別の徹底によるリサイクルの促進

「分ければ資源、混ぜればごみ」の考えに立って、資源化のために必要な分別回収・リサイクル等の徹底を推進するとともに、分別・選別されるプラスチック資源の品質・性状に応じて、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図る必要があります。

県では、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力し、分別の徹底によるリサイクルの促進を図るとともに、飲料メーカーによるペットボトルの水平リサイクルである「ボトル to ボトル」やハブラシメーカーによる使用済みハブラシのリサイクルなどの普及啓発を行います。

③ 新たな「プラ資源回収」制度の率先導入

家庭のプラスチックごみについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」により、市町村がペットボトルやプラスチック製の容器・

包装を分別収集しています。

令和4年には、新たに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村は従来の容器包装プラのほか、製品プラを含めた、プラスチック全般を対象に、分別収集と再商品化によるリサイクルを図ることとなっています。

県は、市町村と情報提供、意見交換等を行いながら、プラスチック資源循環の促進に向け、技術的支援等を行います。

（２）産業廃棄物対策

東アジア各国による輸入規制や改正バーゼル条約の発効により、プラスチックごみの国内処理量は増大することになりますが、プラスチック資源の回収やリサイクルを拡大していく上で、回収・リサイクル設備の効率性向上と処理能力の確保が不可欠となります。

また、最終処分場の残容量には限りがあるため、プラスチックごみの発生抑制やリサイクル、適正処理により最終処分量を減らす必要があります。このため、県は、（一社）徳島県産業資源循環協会と連携して、リサイクルの推進に努めていきます。

（３）環境保全活動

① 環境保全活動の促進

本県では、民間団体や企業がボランティアで行政と連携し、地元の道路や河川、公園等の清掃を行う「アドプト・プログラム制度」が定着し、令和5年度末現在、吉野川や那賀川等、県内で711団体3万3千人が参加し、活動を行っています。

また、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、国の補助金（地域環境対策補助金）を活用して、毎年、海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る施策（環境学習、啓発、調査等）を実施しており、令和元年度は4,294人が参加し、海岸漂着物457.3トンを回収しています。

今後とも、これらの美化活動や陸域でのごみの回収・処理による海洋汚染防止を促進していきます。

② 不法投棄撲滅に向けた取組強化

不法投棄の傾向としては、大規模な産業廃棄物の投棄は減少しているものの、夜間や早朝、山間部や河川敷等、人目につきにくい時間帯や場所を狙って、一部の心ない者により、廃家電等の不法投棄や、ペットボトル、空き缶、弁当の空箱等の家庭ごみのポイ捨てが、後を絶たない状況です。

県では、行政による監視体制を強化するとともに、県民ボランティアや民間企業の協力を得て、行政と県民が一丸となって不法投棄撲滅に取り組んでおり、今後もその取組を強化していきます。

③「とくしまSATOUMI（里海）」づくりに向けた取組

県では、山・川・里・海の水循環及び物質循環を一体的に捉え、県民総ぐるみによる、水質が良好で、生物多様性・生物生産性の確保された、きれいで豊かな「とくしまのSATOUMI」の実現を目指しています。藻場や干潟等の保全、再生、創出に影響するプラスチックごみの発生抑制に向け、「徳島県湾・灘協議会」を通じた、多様な主体との連携強化や、海洋プラスチックごみに関するカリキュラムを組み込んだ「とくしまSATOUMIリーダー育成講座」の開設による実践力のある人材育成など、里海づくりに向けた取組の中でプラスチックごみ対策を推進します。

（４）環境学習・教育啓発

プラスチックごみの削減に向け、消費者である県民一人ひとりの意識・行動が変わっていくことが重要と考えられることから、県は、エシカル消費としての「脱使い捨てプラスチック」の流れを加速させるため、「エコみらいとくしま」の環境学習講座等による環境教育の実施、各種イベントを利用した選択消費の啓発等の取組を進めています。

（５）プラスチック代替製品の開発・普及促進

県では、産官学により新製品・新技術の開発等を加速し、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境に配慮した産業の創出を図っています。事業者への直接的支援や新たなマッチング機会の創出を通じて、ビジネス主導による徳島ならではのプラスチック代替製品社会浸透モデルの構築を図っています。

5 災害廃棄物処理対策

（１）災害廃棄物処理体制の整備

- 南海トラフ巨大地震や近年大型化する傾向にある台風、多発する集中豪雨等の災害から速やかに復旧、復興を進めるため、災害時における資機材の提供について、関係団体の協力を求める協定を締結する等、連携・協力体制の整備を図るとともに各市町村が策定している「災害廃棄物処理計画」の内容を精査し、より実効性のある計画になるよう技術的支援及び助言をしていきます。
- 災害廃棄物等の処理は自区内処理を原則とし、市町村は、平常時において、巨大災害発生に備え、粗選別・保管を行う一次集積所、一次集積所で選別した廃棄物を再選別・保管する二次集積所を想定し、仮置場候補地の選定を進めます。なお、県においては、未利用の県有地や国有地の情報を取りまとめるとともに、市町村における選定が円滑に進むよう支援します。

仮置場における石綿含有廃棄物等を含めた受入基準の設定、管理運営についての必要な資機材や人材の確保についても事前に検討を行うよう市町村に対して情報提供を行います。

- 広域的な連携体制の構築や、災害時を想定した図上訓練を実施する等、市町村等と連携して災害時の廃棄物の迅速かつ適正な処理に備えます。

さらに、広域での災害廃棄物対策を強化するため、本県も構成メンバーである「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」において、連携を図るほか、国や関西広域連合と連携し、中国地方や近畿地方との災害廃棄物の処理応援体制を構築します。

- 早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標とし、県、市町村、関係事業者、県民が一体となって処理を進めるため、これに即した処理スケジュールを策定します。

災害廃棄物等の再資源化を積極的に行うことにより、最終処分量を減少させ、最終処分場の延命化を図るとともに、災害廃棄物等の処理期間の短縮を図ります。

- 損壊家屋の解体・撤去に関して、県は市町村の要請に基づき、協定締結団体による支援の調整を行います。損壊家屋等は、私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合においては、市町村は、所有者の意思を確認した上で、公費による解体・撤去など、適切な対応を行います。

なお、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意を取得することが困難な場合は、公費による解体・撤去に向けた手続きを迅速にするため、建物滅失登記（登記官職権滅失登記）や所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用します。また、公費による解体・撤去のほか、所有者が自ら費用負担して解体・撤去を行った場合に備え、市町村は、所有者に対して解体・撤去費用を償還する自費解体（費用償還）の申請受付体制を整備します。

（２）情報収集・連絡体制の構築

- 県は、災害発生時に情報収集・連絡が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から、県内市町村をはじめ、関係する行政機関、県外の地方公共団体、民間事業者団体との連携ネットワーク体制を整えます。

また、災害時は、「災害時情報共有システム」により情報収集を行うとともに、災害対策本部と連携し、災害廃棄物に関する情報を一元管理します。

- 市町村は、災害廃棄物を適正に処理するため、住民や事業者に対し、平常時から分別を徹底するよう広報誌や、ごみ出しカレンダー等を通して意識の啓発等を行います。

- ・ 仮置場への搬入に際しての分別方法
- ・ 腐敗性廃棄物等の排出方法
- ・ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄等の不適正な処理の禁止
- ・ 感染性廃棄物の取扱い、排出方法

- ・石綿含有廃棄物の取扱い、排出方法

- PCB 廃棄物保管及び処分状況届出制度、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等により、有害物質の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者へ協力を要請し、災害発生後速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

（３）一般廃棄物処理施設の耐震化等

市町村がごみ処理施設を新設、更新又は改修する際に、情報提供や助言を行い、浸水対策や耐震化を促します。

また、エネルギー回収機能を備えることで、大規模災害時にも施設の稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等地域の防災拠点としての活用を図ります。

（４）産業廃棄物処理施設の整備等

大規模災害時における災害廃棄物の処理を想定し、平常時から産業廃棄物の処理業者や処理施設及びその処理能力の把握に努めるとともに、各市町村との情報共有を図ります。

第２節 関係者の役割

（１）県民の役割

大量消費・大量廃棄型の生活様式を資源循環・環境低負荷型へと見直し、製品やサービスの購入にあたっては環境に配慮したものを選択することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境負荷の低減を図ります。また、不要となったものは資源として、各市町村の運用に即した形で分別排出し、県及び市町村が実施する廃棄物に関する施策に積極的に協力します。

- ・市町村の集団回収等への協力やグリーン購入の実施

地域で実施されている各種のリサイクルシステム（市町村、町内会等）に対しては、積極的に参加・協力するとともに、物品等の購入にあたっては、エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択するグリーン購入に努めます。

- ・廃棄物に対する正しい理解

家庭の日常生活から出る家庭系一般廃棄物や家屋の改築や建て替え時のように一時的に発生する一般廃棄物はもとより、家屋の解体廃棄物（木くず、がれき類）、上・下水道汚泥、医療系廃棄物（感染性廃棄物）等県民の生活に密着した事業活動に伴って発生する産業廃棄物の発生及び処理状況を正しく理解し、廃棄物の適正処理並びに処理施設の必要性、発生抑制・再生利用の重要性を認識するよう努めます。

- ・行政への協力

県民は自らが所有する土地の清潔の保持（土地所有者責任の徹底）に努めるとともに、不適正に処理された廃棄物を発見した土地所有者等は、速やかに県又は市町村に通報を行い、早期の再発防止を図ることに努めます。また、野外焼却や不法投棄等の不適正処理を発見した場合にも、速やかに関係機関に連絡する等、地域の環境保全に主体的に取り組めます。

- ・不法投棄防止等への地域が一体となった取組の推進

行政（市町村・県）、関係機関と一体となって、地域住民自らが主体的に不法投棄防止等の活動に取り組めます。

（２）事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、原材料の選択や製造過程の工夫等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その廃棄物の適正な処理及び再資源化に努めます。また、その産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者等に委託する場合は、自らの責任において優良な処理業者を選択し、その産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保します。

なお、物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合の排出抑制、循環的な利用等につながる容器包装の簡素化、リサイクルの容易な商品開発、建物の長寿命化等に努めます。

- ・排出抑制及び循環的利用の推進

原製品や容器等が廃棄物となった場合には適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、原材料の選択や製造工程の創意工夫を図るとともに、D Xにより、ペーパーレスをはじめとした作業過程の効率化を進め、廃棄物の排出抑制に努めます。

また、循環型社会形成に重要と認められるものについては、極力自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めます。

- ・適正処理の推進と産業廃棄物処理計画の作成

事業者自らが排出した産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければなりません。排出の抑制や循環的な利用を促進した上で、それでもなお残る廃棄物については、数量・性状及び将来見込み等を的確に把握し、計画的かつ安全・適正な処理をします。

- ・適正な処理委託の実施

廃棄物処理を委託する時は、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより不適正処理が行われるリスクを低減する必要があります。

また、廃棄物の処理を委託する場合は、書面による委託契約の締結やマニフェストの使用はもとより、定期的に自らが処理状況を確認すること等によって、産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理が適正に行われるよう責任を持たせるようにしていきます。

なお、産業廃棄物処理の委託にあたっては、マニフェストによって発生から最終処分に至るまでの全ての処理工程を的確に把握し管理を徹底します。また、処理業者からのマニフェストが所定の期間内に返送されない場合は、自ら状況把握を行うとともに、速やかに行政に報告します。

- ・特別管理廃棄物の適正な保管・処理

特別管理廃棄物については、その性状に応じた適正な処理を確実に行うこととし、処理を委託する場合においては、他の廃棄物との分別を徹底する等、委託基準を厳格に遵守しなければなりません。

特に、P C B廃棄物の保管事業者は、定められた処理期限内に適正処理を完了しなければなりません。

微量P C B混入廃電気機器をはじめとした低濃度P C B廃棄物の把握の推進、適正保管・適正処理に努めます。

- ・処理施設の安定的確保

事業者処理責任の原則のもと、廃棄物の種類や性状に応じた処理施設の整備を進め、廃棄物の減量化、安定化、無害化に努めます。

- ・グリーン購入の促進

製品やサービス等の購入・調達にあたっては、環境負荷の軽減のため、環境配慮型製品等の積極的な購入・調達に努めます。

- ・行政への協力

県や市町村等が実施する廃棄物等の各種調査に協力し、的確な情報提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力します。

- ・環境に配慮した事業活動

環境管理システム（ISO14001 等）を積極的に導入し、製造・販売等環境に配慮した事業活動の展開に努めます。

（３）処理業者の役割

万全の環境保全対策を講じ、廃棄物の適正な処理・保管、処理施設の適正な維持管理を行うとともに、可能な限りの循環的利用に努め、循環型社会構築に向けた一翼を担います。

- ・適正処理の推進

排出事業者から産業廃棄物処理を受託する場合には、マニフェストにより産業廃棄物の種類や性状、適正処理にあたっての注意事項等必要な情報を得た上で、書面による契約を行い、廃棄物処理法で定める処理基準に従って、適正な処理をします。

- ・減量化・リサイクルの促進

産業廃棄物の処理にあたっては、許可の範囲内で、再使用、再生利用等リサイクルが可能なものは、極力その有効利用が図られるよう努めます。

また、多種多様な廃棄物を適正に再生利用するため、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図る等、再生品の利用促進へ処理技術の高度化を推進します。

- ・特別管理廃棄物の処理

P C B 廃棄物、感染性廃棄物等の「特別管理廃棄物」については、特に高い注意義務を持って、その性状に応じた適正な処理を確実に行う必要があります。

- ・周辺環境への配慮と信頼性の向上

処理施設の設置にあたっては、周辺環境及び地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策を講じるものとし、計画の段階から地域住民の理解と協力が得られるよう十分な情報開示と説明に努めます。また、処理施設の維持管理情報の主体的な公表を行い、地域住民に対する信頼性の向上に努めます。

- ・計画的な事業経営

排出事業者との緊密な情報交換に努め、産業廃棄物処理の最新の動向を十分に把握し、長期的な展望に立って計画的な事業経営を図り、経営基盤の強化に努めます。

- ・行政への協力

県や市町村等行政が実施する廃棄物等の各種調査に協力し、的確な情報の提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力します。

災害時には、行政と連携し、県民生活の復旧復興に向け、一般廃棄物である災害廃棄物の処理を担います。

(4) 市町村の役割

一般廃棄物処理の事業主体として自ら適正処理に努めることはもちろん、D Xの推進をはじめ、事業の効率化を図るとともに、効率的な資源回収システムを整備して、廃棄物の発生抑制・循環的利用及び減量化を徹底します。また、県民・事業者が排出抑制・循環的利用及び減量化を推進するための仕組みを整備します。

- ・住民や事業者による取組の支援

住民の自発的な環境学習や、環境 NPO の活動支援、事業者による環境管理システムの導入促進、エコイベントやエコショップの普及等地域の住民や事業者の自主的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的行います。

また、家庭ごみをごみ集積場所（ステーション）へ運ぶことが困難な高齢者等を支援するため、収集作業員が個別訪問し、家庭ごみ等を収集する「ふれあい収集」の導入を推進します。

- ・廃棄物等の回収体制の充実

各種廃棄物のリサイクルの促進や、リチウムイオン電池等の危険物を適正処理に繋げるため、廃棄物等の回収体制の充実化に努めます。

- ・グリーン購入の促進

環境配慮型製品等の需要拡大を支援するため、物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入を奨励します。

- ・一般廃棄物とのあわせ処理

市町村の行政区域内から発生した産業廃棄物のうち、一般廃棄物と合わせて処理することが可能なものであって、地域の環境保全や地域産業の育成等公益上の観点から必要と認められる場合には、処理施設の能力、実情に応じて「一般廃棄物処理計画」における位置付けを明確にした上で、適正な処理費用を徴収しながら、その適正処理に努めます。

- ・ 公共事業等に係る廃棄物の適正処理

市町村が行う病院事業や上・下水道事業から排出される産業廃棄物については、民間事業者のモデルとなるよう、適正な処理、リサイクルの推進に努めます。

- ・ 不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見を図るため、県をはじめ関係機関とも連携しながら、定期的な監視活動を行う等、不法投棄防止策を積極的に講じます。

- ・ 災害廃棄物対応

災害時には、県民生活の復旧復興に向け、一般廃棄物である災害廃棄物の処理が円滑に行えるよう、日頃より国、県、事業者と連携し、処理計画の策定をはじめ、体制を整えます。

（５）県の役割

自ら適正処理に努めることはもちろん、ＤＸの推進など事業の効率化を図ることで、さらなる排出抑制を図ります。県民、事業者、市町村等に廃棄物の排出抑制・循環的利用及び減量化に関する情報提供等の支援を行います。また、効率的な回収・資源化システムを構築するとともに、広域化処理の推進により、環境保全対策の徹底と効率的な処理システムを構築していきます。

県民ニーズや市町村の取組状況を常に把握し、廃棄物の適正処理、資源循環の推進へ、必要に応じて国に制度改革についての意見具申や重要要望を実施します。

- ・ 徳島県廃棄物処理計画の策定・推進・進捗管理

県民、事業者、市町村等に本計画を周知・啓発するとともに、基本施策を着実に進め、各主体の自主的な取組を促し、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処分を推進します。

- ・ 市町村との連携・協力

市町村が行う廃棄物の循環的利用や減量化に向けた取組に協力・支援を行います。また、市町村が実施する廃棄物処理対策に対して情報提供や技術的援助としての助言に努めます。

- ・ 災害廃棄物対応

災害時には、県民生活の復旧復興に向け、一般廃棄物である災害廃棄物の処理が円滑に行えるよう、日頃より国、市町村、事業者と連携し、処理計画の策定をはじめ、体制を整えます。

(6) 国の役割

国は、廃棄物に係る情報収集、課題解決に向けた制度設計、国庫支出等により、県や市町村等が取り組む廃棄物処理業務を支援します。

- ・環境問題に係る意識啓発

環境行政における諸問題に係る月間の設定、キャンペーンの実施等により統一的な普及啓発を行います。

- ・災害廃棄物対応

災害時には、県民生活の復旧復興に向け、一般廃棄物である災害廃棄物の処理が円滑に行えるよう、日頃より国、市町村、事業者と連携し、処理計画の策定をはじめ、体制を整えます。

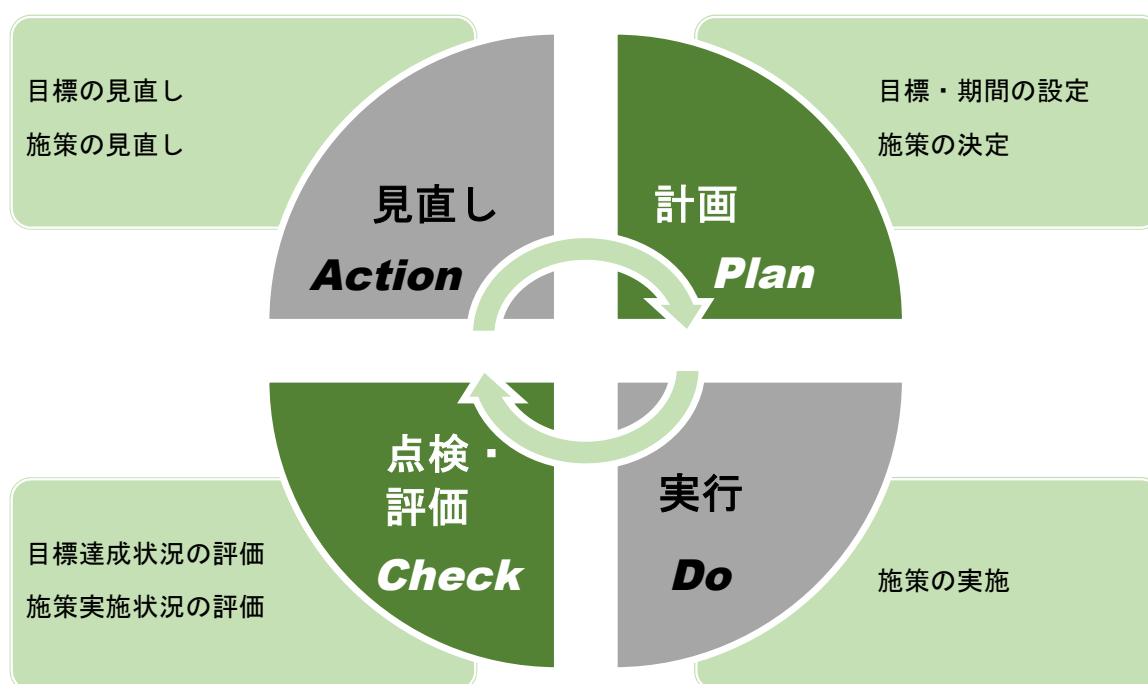
第 7 章

計画の進行管理

第7章 計画の進行管理

この計画の目標達成のため、「徳島環境サステナブルネットワーク」と連携するとともに、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割分担や責任のもと、循環型社会形成に向け、積極的な取組を推進します。

また、本計画の計画管理及び事後評価については、PDCA サイクル（Plan【計画】、Do【施策の実施】、Check【達成状況の確認】、Action【事業の見直し】）により、継続的な改善を図っていくものとします。



補章 1

徳島県食品ロス削減推進計画

補章 1 徳島県食品ロス削減推進計画

第 1 節 計画策定の趣旨

1. 背景及び計画の位置づけ

食品ロスとは、本来食べられるのに廃棄される食品のことをいいます。まだ食べることができる食品が、生産から消費等に至る各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、食糧廃棄の減少が言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国においても、食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置づけました。

食品ロスの削減については、県、市町村、事業者、消費者等のあらゆる主体が連携し、それぞれの立場でこの課題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本県では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 12 条に基づき、令和 3 年 3 月、「徳島県食品ロス削減推進計画」を策定しました。また、令和 7 年 6 月には「第 20 回食育推進全国大会」や「国際消費者シンポジウム in 徳島」を開催し、本県における食品ロス削減に向けた取組をさらに加速させているところです。

この度、本計画が終期を迎えることから、現状の社会情勢や課題を踏まえ、計画の改定を行うこととします。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

第2節 本県における食品ロスの現状

1. 食品ロスの発生状況

令和5年度の県内で発生した食品ロスは2.6万t（H29年度3.2万t）であり、そのうち約62%にあたる1.6万t（H29年度1.9万t）が家庭から、残りの38%にあたる1.0万t（H29年度1.3万t）が食品関連事業者から発生しており、全国の食品ロスに占める家庭からの発生割合（約50%）と比較して家庭からの発生割合が高いことが特徴となっています。

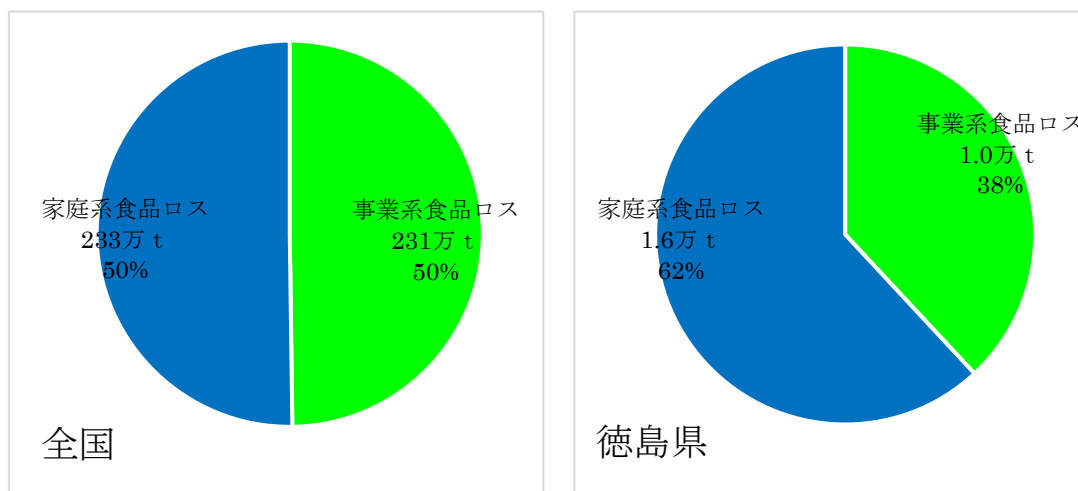


図45 全国、徳島県の食品ロス発生量（令和5年度）

2. 事業系食品ロスの発生状況

事業系食品ロスの発生状況をみると、全国と比較して食品小売業から発生する割合が高くなっています。

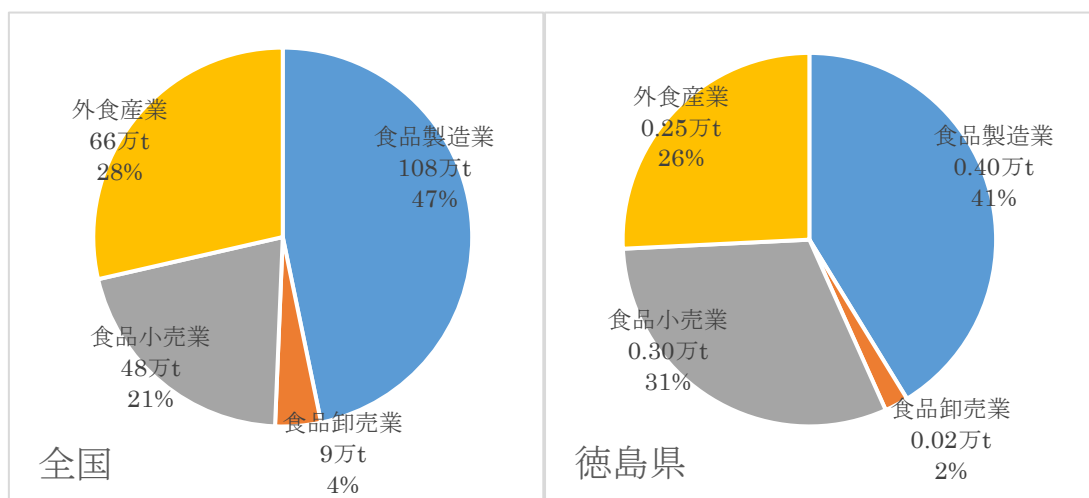


図46 全国、徳島県の事業系食品ロス発生量（令和5年度）

3. 家庭系食品ロスの発生状況

1人あたりの家庭系食品ロスの発生量は、平成29年度と比較して3kg/年減少したものの、23kg/年となっており、全国の1人あたりの家庭系食品ロスの発生量19kg/年と比較して4kg/年（約21%）多くなっています。

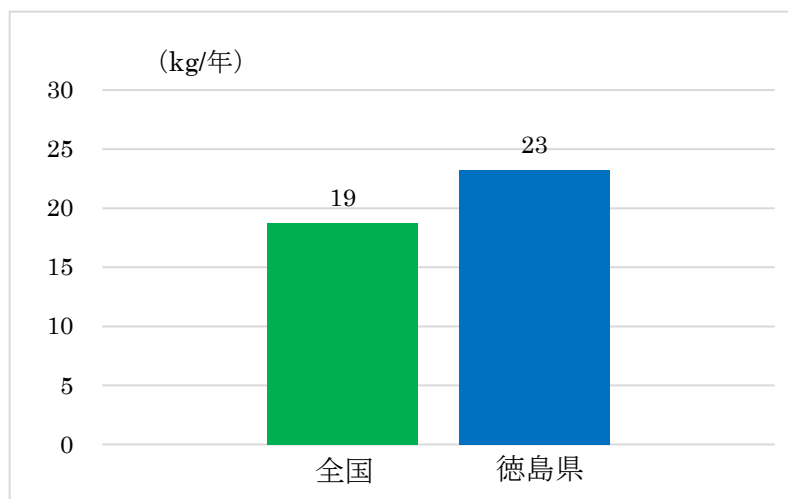


図47 年間1人あたりの家庭系食品ロス発生量（令和5年度）

4. 食品ロスに関する県民意識調査結果

食品ロスに対する認知度を高め食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、食品ロスに関する県民アンケートを実施しました。詳細は下記のとおりです。

《調査の概要》

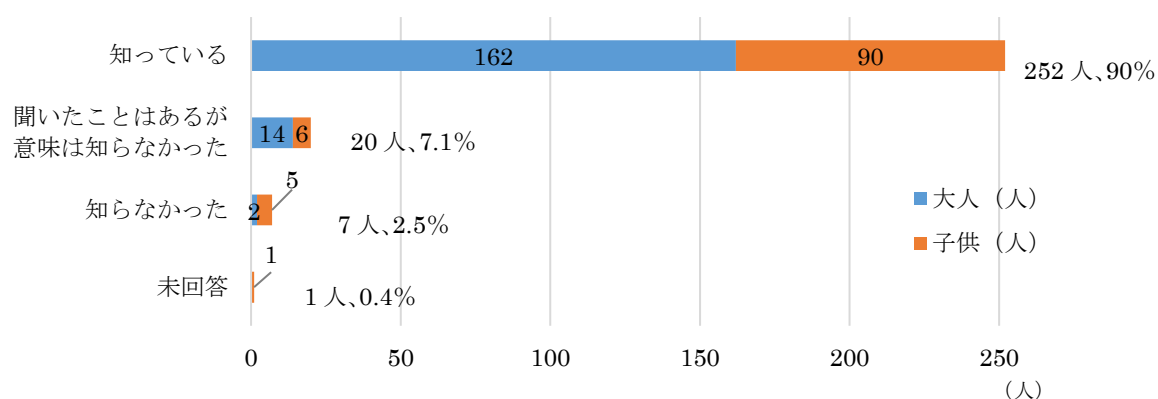
調査期間：令和7年7月～令和7年8月

回答状況：回答者数 280名

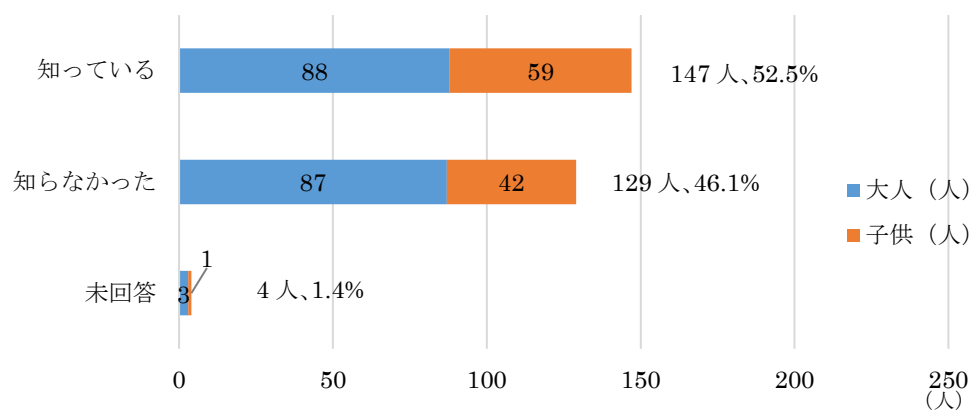
((5)(6)については、子ども（小・中学生）を除く178名）

【調査結果概要】

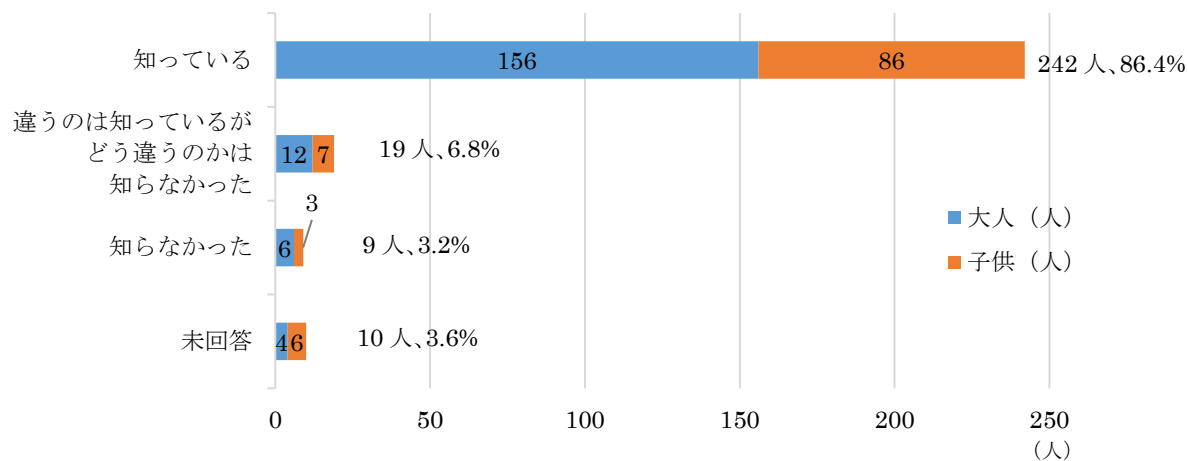
(1) 食品ロスの認知割合



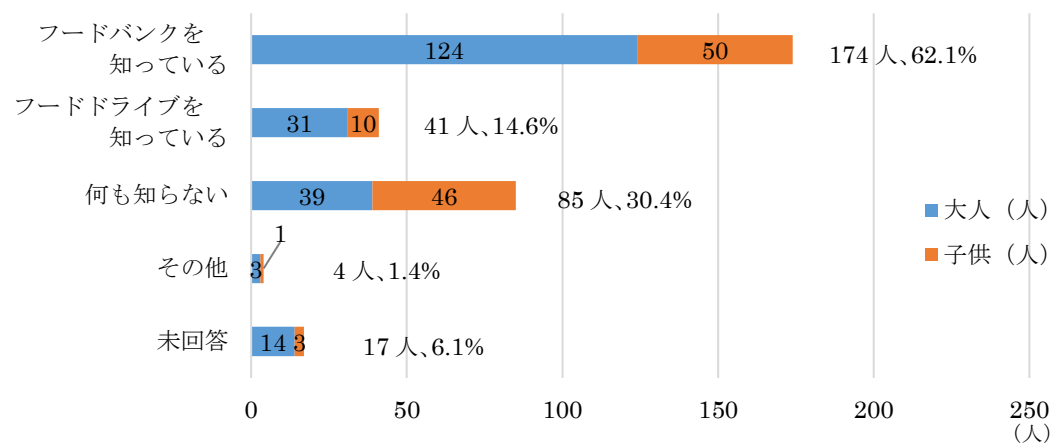
(2) 食品ロスの約半分が家庭から発生していることを知っている人の割合



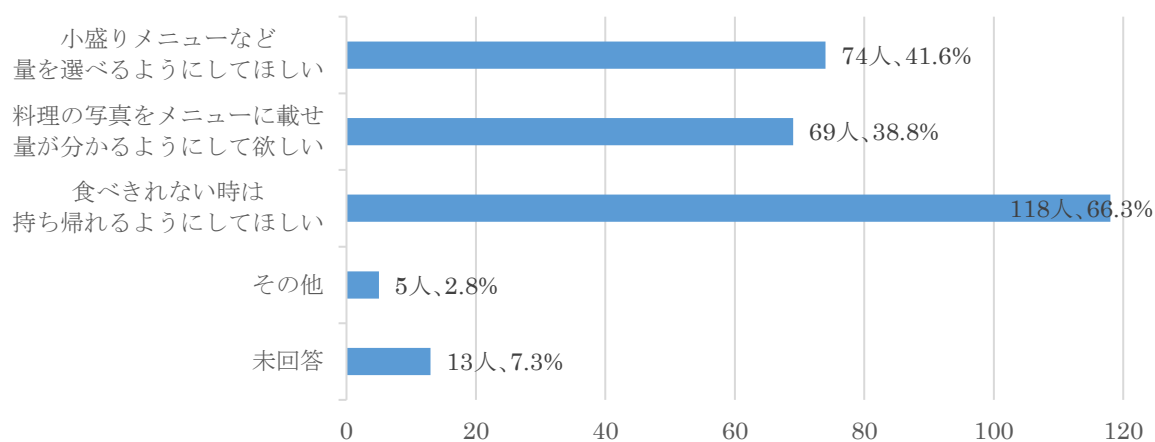
(3) 賞味期限と消費期限の違いの認知割合



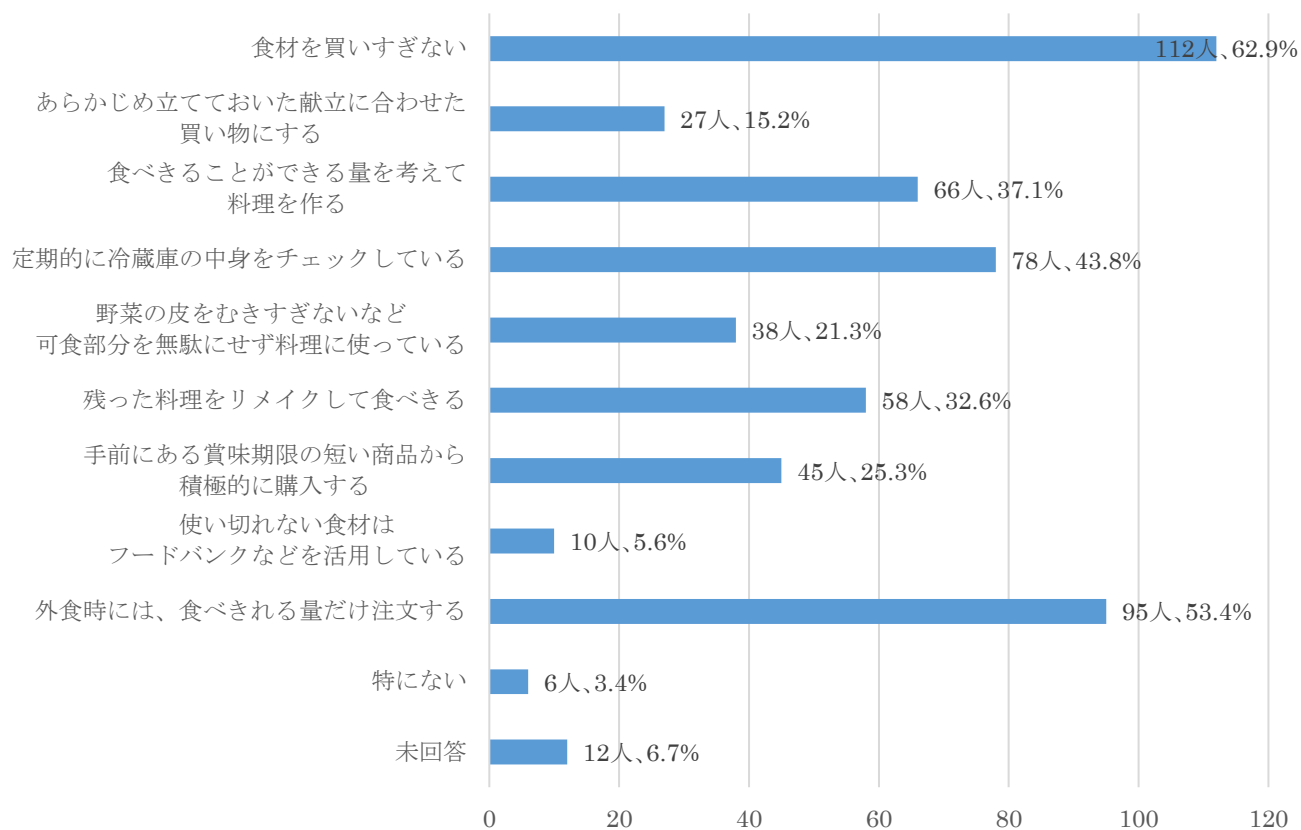
(4) 未利用食品を提供するための活動の認知割合



(5) 外食時の食品ロス削減のために望む取組



(6) 食品ロスを減らすために意識していること



第3節 計画の目標

国においては、2000 年度比で 2030 年度までに、事業系食品ロスを 60%削減、家庭系食品ロスを 50%削減を早期達成、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とするという目標を設定しています。

国の数値目標を踏まえ、徳島県食品ロス削減推進計画の目標を次のとおり設定し、食品ロスの削減を推進します。

1. 2017 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を 30%削減

	基準年 (H29 年度) 2017 年度	現状値 (R5 年度) 2023 年度	目標値 (R12 年度) 2030 年度
事業系食品ロス	1.3 万 t	1.0 万 t	0.9 万 t
家庭系食品ロス	1.9 万 t	1.6 万 t	1.3 万 t
計	3.2 万 t	2.6 万 t	2.3 万 t

【目標設定の考え方】

国は 2000 年度を基準年度として 2030 年度までの 30 年間で事業系食品ロスは 60%減、家庭系食品ロスは 50%減を早期達成という目標を設定していますが、本県においては推計値の算出が可能な平成 29 年度（2017 年度）を基準年度として、2030 年度までの 13 年間で、事業系食品ロス、家庭系食品ロスともに 30%減を目標としました。

2. 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 100%

	現状 令和 7 年度 2025 年度 (%)	目標 令和 12 年度 2030 年度 (%)
消費者数の割合	81.5	100

【目標設定の考え方】

国の 2030 年度目標値は 80%ですが、本県においては、2025 年度に 81.5%であるため、さらに多くの県民の方に取り組んでいただくことを目指し、100%を目標としました。

3. その他の目標

	現状 令和 6 年度	目標 令和 12 年度
「とくしま食べきるんじょ協力店」店舗数（累計）	133	200
食品ロス削減の啓発活動実施数（累計）	277	400
小中学生に対する出前授業実施数（累計）	33	60

第4節 推進事項及び施策

1. 教育及び学習の振興・普及啓発等

各種講座や小中学生を対象とした環境学習出前講座を実施するとともに、外食・宴会時に食べ残しがないように心がける「おいしい徳島！食べきり運動」や、エシカルイベント等における食品ロス削減推進キャンペーンの実施により、普及啓発を行います。また、国の「食べ残し持ち帰りガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りについて周知します。



2. 食品関連事業者等の取組に対する支援

「食べきりの呼びかけ」や「食べきれる量の提供」などの実践を通じ、「エシカル消費」の普及に取り組む飲食店等を「とくしま食べきるんじょ協力店」として登録を促進し、食品関連事業者が取り組む事例の周知を図るほか、消費者の方々に、購入してすぐに食べる場合には商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を呼びかけるキャンペーンを実施するなど、食品関連事業者と一体となった消費者啓発を行います。



3. 未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンク活動や、子ども食堂・支援団体に未利用食品を寄付するフードドライブ活動について積極的な広報による認知度向上を図り、その取組の拡大を推進します。



4. 表彰

食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者・団体、県民等の表彰を行い、その取組を広報します。

5. 調査及び情報の収集・提供

食品ロスに関する県民の意識調査を定期的に行い、食品ロスに取り組む県民割合等を把握します。

また、先進的な取組や優良事例を収集し、県ホームページや SNS 等を通じて情報提供を行います。

第5節 各主体の役割

食品ロス削減のためには、各主体がその役割を理解し、互いに連携・協力し行動することが重要です。

1. 消費者

食品ロスの削減の必要性について理解を深め、日々の生活の中で自らができることを一人ひとりが考え行動します。また、過度な鮮度志向の見直しや賞味期限・消費期限が近い商品の優先購入等を行うことで、事業者の食品ロス削減等の取組を支援します。

2. 農林漁業者

規格外や未利用の農林水産物の有効利用を促進します。

3. 食品製造業者

食品原料の無駄のない利用、コールドチェーンなどの新技術を活用した製造工程、出荷工程における適正管理、鮮度保持を促進します。また、製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長に取り組むとともに、賞味期限表示の大括り化を推進します。

4. 食品卸売・小売業者

納品期限の緩和や、需要予測など DX を活用した適正発注の推進や商習慣の見直し、販売等の工夫、季節商品の予約制等、需要に応じた販売を促進します。また、賞味期限、消費期限に近い食品を売り切るための取組のほか、量り売りなどの少量販売等、消費者が使いきりやすい工夫を促進します。

5. 外食事業者

天候や消費者特性を考慮した仕入れや、食べきれる量を選択できる仕組み等の導入を推進します。また、消費者の「自己責任」を前提に、衛生上の注意事項を説明したうえで、可能な範囲で持ち帰りに協力を行います。

6. 農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う等、食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

7. 関係団体等

消費者団体やNPO等は、これまでに培ってきたネットワーク等を活用し、県や市町村等と連携をしながら、県民や事業者に対し、積極的な普及啓発活動等を行います。

8. 県・市町村

自ら率先して食品ロスの削減へ向けた取組を行い、県民や事業者等の取組に対し、積極的な支援を行います。

補章 2

ごみ処理の広域化・集約化計画

補章 2 ごみ処理の広域化・集約化計画

第 1 節 計画の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）で示された国の方針に基づき、平成 10 年 5 月に「徳島県ごみ処理広域化計画」（以下「前計画」という。）を策定し、スケールメリットによる高性能な施設整備と、それに伴い可能となる高度な環境保全対策により「ごみ処理施設」から排出される排ガス中のダイオキシン類の削減等を図るため、県下全域を「6 ブロック」に分け、各ブロックにおける施設整備の動向も見ながら、「ごみ処理の広域化」を推進・支援してきたところであり、これまでの主な成果としては、平成 17 年 8 月に「東部 3 ブロック」の「中央広域環境施設組合」において、前計画に基づく処理能力が日量 120 t の溶融炉が整備されたことが挙げられます。

また、平成 17 年度に創設された施設整備費等の支援制度である「循環型社会形成推進交付金制度」においては、交付対象要件を原則として「人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上の計画対象地域を構成すること」とし、交付対象事業を実施しようとする市町村に対して、「地域計画」に「ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況」の記載を求める等、循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進が行われています。

こうした中で、国は新たに「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下、「環境省通知」という。）を発出し、

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への新たな価値の創出

の観点から、都道府県に対し、管内市町村と密に連携して、令和 3 年度末を目処に、持続可能な適正処理の確保に向けた新たな「広域化・集約化計画」の策定を求めているところです。

以上のことから、県としては、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向けて、市町村と連携して広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備を推進するため、「第五期徳島県廃棄物処理計画」策定に併せて、環境省通知で示された国の方針に基づき「徳島県ごみ処理広域化計画」を改定することとしました。

第2節 計画期間

計画期間を原則として令和3年度から令和12年度までの10か年とします。

第3節 前計画の点検・評価

1. 計画期間

原則として平成10年度から平成19年度までの10年間。但し、既存施設の耐用年数を考慮し、必要に応じて平成29年度までの実施について検討するとしています。

2. ブロック区割り

地理的・社会的条件を勘案し、100t/日以上全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、広域化ブロック区割りを設定しています。

表34 前計画のブロック区割り

ブロック名	人口(万人)	面積(km ²)	構成市町村・一部事務組合等
徳島市	26.4	191.2	徳島市
東部1ブロック	9.3	468.7	小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町
東部2ブロック	12.9	173.4	鳴門市、松茂町、北島町、藍住町
東部3ブロック	12.1	405.9	吉野川市(鴨島町、川島町、山川町、美郷村)、阿波市(吉野町、土成町、市場町、阿波町)、板野町、上板町、中央広域環境施設組合
南部ブロック	12.4	1,500.2	阿南市(阿南市、那賀川町、羽ノ浦町)、那賀町(鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村)、牟岐町、美波町(由岐町、日和佐町)、海陽町(海南町、海部町、穴喰町)、(阿南市外二町衛生組合、丹生谷環境衛生組合)、海部郡衛生処理事務組合
西部ブロック	10.8	1,406.3	美馬市(脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村)、三好市(三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村)、つるぎ町(半田町、貞光町、一字村)、東みよし町(三好町、三加茂町)、美馬環境整備組合、みよし広域連合、(三好郡行政組合)

※()内は、前計画策定時点(平成10年5月)の市町村・一部事務組合等



図 48 前計画のブロック区割り

※市町村名は、平成 16 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに行われた市町村合併後の市町村名を反映しています。

3. ブロック別ごみ排出量等の推移

ブロックごとのごみ排出量等の推移は、下記のとおりです。

表 35 ブロックごとのごみ排出量

ブロック名	年度	人口 (人)	ごみ排出量		
			(t/年)	家庭系ごみ (t/年)	事業系ごみ (t/年)
徳島市	H10	264,471	126,650	79,813	46,837
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	260,465	117,122	81,261	35,861
		98.5	92.5	101.8	76.6
	H29	255,380	98,123	66,979	31,144
		96.6	77.5	83.9	66.5
東部 1 ブロック	H10	92,701	31,035	25,588	5,447
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	86,896	29,194	22,788	6,406
		93.7	94.1	89.1	117.6
	H29	79,714	25,697	20,171	5,526
		86.0	82.8	78.8	101.5
東部 2 ブロック	H10	129,729	51,670	36,885	14,785
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	133,077	49,441	38,952	10,489
		102.6	95.7	105.6	70.9
	H29	132,139	42,861	33,463	9,398
		101.9	83.0	90.7	63.6
東部 3 ブロック	H10	121,068	30,023	25,450	4,573
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	116,545	36,751	28,827	7,924
		96.3	122.4	113.3	173.3
	H29	106,256	33,699	24,059	9,640
		87.8	112.2	94.5	210.8
南部ブロック	H10	123,527	38,268	29,810	8,458
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	116,173	41,379	34,761	6,618
		94.0	108.1	116.6	78.2
	H29	103,784	36,918	30,600	6,318
		84.0	96.5	102.7	74.7

西部ブロック	H10	107,467	27,419	23,978	3,441
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	95,039	30,786	25,362	5,424
		88.4	112.3	105.8	157.6
	H29	80,945	24,560	19,317	5,243
		75.38	89.6	80.6	152.4
県全体	H10	838,963	305,065	221,524	83,541
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	808,195	304,673	231,951	72,722
		96.3	99.9	104.7	87.0
	H29	758,218	261,858	194,589	67,269
		90.4	85.8	87.8	80.5

※下段は、H10 を 100 とした場合の指数比較

4. 「ごみ焼却施設数」の目標値と実績値

ブロックごとのごみ焼却施設数の目標値と実績値を以下に示します。

表 36 ブロックごとのごみ焼却施設数

処理能力	徳島市				東部1ブロック				東部2ブロック				東部3ブロック			
	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29
30t/日未満						2	1			3	2	2		2		
30～50t/日						1	1	1		1	1	1		1	1	
50～100t/日						1	1	1		1	1	1		1		
100～200t/日		2	2	2	1					1			1		1	1
200～300t/日									1							
300～600t/日	1															
合計施設数	1	2	2	2	1	4	3	2	1	5	4	4	1	4	2	1
処理能力	南部ブロック				西部ブロック				県全体							
	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29				
30t/日未満		1	1	1		3	1			11	5	3				
30～50t/日										3	3	2				
50～100t/日		1	1	2		2	2	2		6	5	6				
100～200t/日		1	1		1				3	3	4	3				
200～300t/日	1								2							
300～600t/日									1							
合計施設数	1	3	3	3	1	5	3	2	6	23	17	14				

5. 評価

前計画策定時（平成 10 年度）と計画終了時（平成 29 年度）を比較すると、人口は「東部 2 ブロック」を除いて減少しており、また、ごみの排出量も「東部 3 ブロック」を除いて減少傾向にあります。市町村の厳しい財政状況や廃棄物処理に係る担い手不足を考慮すると、従来の廃棄物処理体制の継続が困難になることが懸念されます。そのため、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要です。

前計画の主な成果として、平成 17 年 8 月に「東部 3 ブロック」の「中央広域環境施設組合」において、前計画に基づき処理能力が日量 120t の熔融炉が整備されたことが挙げられます。

県内のごみ焼却施設数は、平成 10 年度の 23 施設から平成 29 年度には 14 施設と約 4 割減少し、特に処理能力が日量 30t 未満の施設は 11 施設から 3 施設へと約 7 割減少しています。また、現在、処理能力が日量 30t 未満の 3 施設のうち 2 施設及び処理能力が日量 30t 以上 50t 未満の 2 施設のうち 1 施設について、広域化・集約化計画が進められているところです。

以上のことから、前計画は広域化・集約化に一定の役割を果たしたものと考えられますが、一方で、現在、徳島東部地域において前計画のブロック区割りを超えた枠組みで広域化・集約化計画が進められています。広域化・集約化計画の策定や改定にあたっては、一般廃棄物処理施設の整備主体となる市町村の実情や意向を十分踏まえて行う必要があることから、徳島東部地域を 4 ブロックに分割した前計画のブロック区割りをそのまま維持することが適切かどうかについて、広域化・集約化に向けた取組をかえって阻害するおそれがないかとの観点から十分な検討が必要であると考えられます。

第4節 人口及びごみ排出量の将来予測

1. 人口

○県全体の人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
徳島市	258,554	252,141	244,088	235,296	225,802	215,625	205,058
鳴門市	59,101	56,335	53,262	50,094	46,773	43,292	39,852
小松島市	38,755	36,657	34,437	32,122	29,691	27,191	24,773
阿南市	73,019	69,672	66,093	62,355	58,484	54,467	50,622
吉野川市	41,466	38,936	36,284	33,594	30,878	28,076	25,283
阿波市	37,202	34,805	32,347	29,910	27,507	25,011	22,588
美馬市	30,501	28,374	26,192	24,133	22,161	20,141	18,104
三好市	26,836	23,767	20,963	18,427	16,129	13,972	11,931
勝浦町	5,301	4,802	4,317	3,854	3,424	3,002	2,607
上勝町	1,545	1,351	1,169	1,008	869	744	643
佐那河内村	2,289	2,072	1,860	1,651	1,452	1,257	1,073
石井町	25,590	24,968	24,194	23,310	22,326	21,221	20,086
神山町	5,300	4,553	3,886	3,315	2,816	2,367	1,960
那賀町	8,402	7,367	6,387	5,489	4,678	3,920	3,223
牟岐町	4,259	3,723	3,228	2,772	2,342	1,946	1,603
美波町	7,092	6,378	5,690	5,052	4,454	3,915	3,415
海陽町	9,283	8,185	7,144	6,203	5,345	4,538	3,810
松茂町	15,204	15,025	14,869	14,568	14,177	13,702	13,147
北島町	22,446	23,022	23,335	23,403	23,288	22,980	22,565
藍住町	34,626	35,403	35,741	35,750	35,365	34,628	33,707
板野町	13,358	12,608	11,804	10,966	10,105	9,192	8,277
上板町	12,039	11,310	10,535	9,750	8,947	8,102	7,276
つるぎ町	8,927	7,555	6,355	5,324	4,423	3,628	2,938
東みよし町	14,638	14,078	13,500	12,888	12,250	11,557	10,829
合計	755,733	723,087	687,680	651,234	613,686	574,474	535,370

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」より

○東部ブロックの人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
徳島市	258,554	252,141	244,088	235,296	225,802	215,625	205,058
鳴門市	59,101	56,335	53,262	50,094	46,773	43,292	39,852
小松島市	38,755	36,657	34,437	32,122	29,691	27,191	24,773
吉野川市	41,466	38,936	36,284	33,594	30,878	28,076	25,283
阿波市	37,202	34,805	32,347	29,910	27,507	25,011	22,588
勝浦町	5,301	4,802	4,317	3,854	3,424	3,002	2,607
上勝町	1,545	1,351	1,169	1,008	869	744	643
佐那河内村	2,289	2,072	1,860	1,651	1,452	1,257	1,073
石井町	25,590	24,968	24,194	23,310	22,326	21,221	20,086
神山町	5,300	4,553	3,886	3,315	2,816	2,367	1,960
松茂町	15,204	15,025	14,869	14,568	14,177	13,702	13,147
北島町	22,446	23,022	23,335	23,403	23,288	22,980	22,565
藍住町	34,626	35,403	35,741	35,750	35,365	34,628	33,707
板野町	13,358	12,608	11,804	10,966	10,105	9,192	8,277
上板町	12,039	11,310	10,535	9,750	8,947	8,102	7,276
合計	572,776	553,988	532,128	508,591	483,420	456,390	428,895

○南部ブロックの人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
阿南市	73,019	69,672	66,093	62,355	58,484	54,467	50,622
那賀町	8,402	7,367	6,387	5,489	4,678	3,920	3,223
牟岐町	4,259	3,723	3,228	2,772	2,342	1,946	1,603
美波町	7,092	6,378	5,690	5,052	4,454	3,915	3,415
海陽町	9,283	8,185	7,144	6,203	5,345	4,538	3,810
合計	102,055	95,325	88,542	81,871	75,303	68,786	62,673

○西部ブロックの人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
美馬市	30,501	28,374	26,192	24,133	22,161	20,141	18,104
三好市	26,836	23,767	20,963	18,427	16,129	13,972	11,931
つるぎ町	8,927	7,555	6,355	5,324	4,423	3,628	2,938
東みよし町	14,638	14,078	13,500	12,888	12,250	11,557	10,829
合計	80,902	73,774	67,010	60,772	54,963	49,298	43,802

2. ごみ排出量

ごみ排出量の予測値は、各自治体の過去の実績（ごみ排出量）の傾向（トレンド法）をもとに算出する推計式により将来推計を行い、その後、各ブロックを構成する自治体の予測値を積み上げています。なお、各自治体のごみ減量化やリサイクル率向上に向けた施策等の影響は反映していません。

○県全体のごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	261,417	255,099	244,119	235,138	227,606	221,173	215,547
家庭系ごみ	194,138	187,795	176,815	167,985	160,691	154,537	149,250
事業系ごみ	67,279	67,304	67,304	67,153	66,915	66,636	66,297

○東部ブロックのごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	200,410	194,962	186,193	179,041	173,062	167,969	163,521
家庭系ごみ	144,778	139,802	131,813	125,413	120,145	115,714	111,917
事業系ごみ	55,632	55,160	54,380	53,628	52,917	52,255	51,604

○南部ブロックのごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	36,672	36,067	34,663	33,506	32,528	31,686	30,948
家庭系ごみ	30,369	29,403	27,428	25,830	24,501	23,375	22,402
事業系ごみ	6,303	6,664	7,235	7,676	8,027	8,311	8,546

○西部ブロックのごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	24,335	24,070	23,263	22,591	22,016	21,518	21,078
家庭系ごみ	18,991	18,590	17,574	16,742	16,045	15,448	14,931
事業系ごみ	5,344	5,480	5,689	5,849	5,971	6,070	6,147

第5節 広域化ブロック区割りの設定

1. 設定見直しの基本的な考え方

環境省通知では

- 前計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況評価等
- 人口及びごみの排出量等の将来予測（廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮すること）

をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、ブロック区割りの設定を見直すこととされています。

また、同通知において、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮することとされており、さらに、「広域化・集約化に係る手引き」（令和2年6月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）では、市町村の実状や意向を踏まえて策定又は改定するべきとされています。

県としては、一般廃棄物の整備主体となる市町村の実状や意向を十分尊重することを前提として、環境省通知で示された国の方針に基づき、前計画のブロック区割り設定の見直しが必要かどうかを検討することとします。

2. 設定見直しの検討

本章第4節のとおり、本県の人口は減少局面に入っており、ごみの総排出量も3Rの推進による効果も加わり減少傾向にあります。さらに、市町村の厳しい財政状況や廃棄物処理に係る担い手不足を考慮すると、従来の廃棄物処理体制の継続は困難になることが懸念されるため、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となります。

ごみ処理施設の整備費用、処理費用、維持管理費用や運営に必要な人員等にはスケールメリットが働くことから、処理能力の合計が等しい場合には、小規模な施設を複数整備するよりも、集約した施設を整備する方が、人件費を含む費用の総額はより安価となります。

一方で、ブロック区割り設定見直しにあたっては、「地理的条件」についても十分考慮することが重要です。ごみ処理施設の立地によっては、広域化・集約化に伴い収集運搬距離が増加し、収集運搬費用が増加する市町村が出てくる可能性があります。この場

合には、収集方式の工夫、中継施設の設置等を含め、効率的な収集運搬体制を構築する必要があります。

前計画では、県内を「徳島市」、「東部1ブロック」、「東部2ブロック」、「東部3ブロック」、「南部ブロック」及び「西部ブロック」の「6ブロック」に区割りしていましたが、徳島市単独でのブロック区割りの設定は、「人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましい」とする環境省通知に示された国の方針にそぐわないものとなっています。

さらに、現在東部地域では、徳島市、小松島市（東部1ブロック）、勝浦町（同）、石井町（同）、松茂町（東部2ブロック）及び北島町（同）の2市4町により、前計画の広域化ブロック区割りを超えた枠組みで広域化・集約化計画が進められています。

ブロック区割りは、ごみ処理施設の整備について、特定の施設や場所を念頭に置いて設定されたものではなく、具体的な施設整備にあたっては、広域処理を計画する市町村が、地域の特性や実状に照らし、十分な協議を行い推進されるべきものであることを考慮すると、東部地域を4ブロックに分割した前計画の設定をそのまま維持すべき必要性は乏しく、広域化・集約化に向けた取組をかえって阻害するおそれがあると考えられます。

また、地理的にも、東部圏域を4ブロックに分割した前計画の設定を維持すべき理由はないことから、前計画の東部圏域4ブロックを「東部ブロック」として一つに統合することが妥当です。

前計画の「南部ブロック」及び「西部ブロック」については、前計画のブロック区割りの設定を見直すべき特段の事情はないものと考えられます。

3. ブロック区割りの設定

以上のことから、本計画では、「東部ブロック」、「南部ブロック」及び「西部ブロック」を図49のとおり設定し、各ブロックで既に進められている広域化・集約化計画がある場合はこれを基本とするほか、市町村の実状や意向を十分尊重しながら、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう総合調整に努めて参ります。



図 49 本県の広域化ブロック区割り

表 37 本県の広域化におけるブロック割りの詳細

ブロック名	構成市町村	人口（人）	面積（km ² ）
東 部	徳島市	254,652	191.39
	鳴門市	55,438	135.66
	小松島市	36,207	45.37
	吉野川市	38,826	144.14
	阿波市	34,688	191.11
	勝浦町	4,862	69.83
	上勝町	1,338	109.63
	佐那河内村	2,058	42.28
	石井町	24,920	28.85
	神山町	4,614	173.30
	松茂町	14,719	14.24
	北島町	22,640	8.74
	藍住町	35,208	16.27
	板野町	13,111	36.22
	上板町	11,398	34.58
	計	554,679	1,241.61
南 部	阿南市	69,454	279.25
	那賀町	7,307	694.98
	牟岐町	3,749	56.62
	美波町	6,273	140.74
	海陽町	8,353	327.67
	計	95,136	1,499.26
西 部	美馬市	28,160	367.14
	三好市	23,663	721.42
	つるぎ町	7,615	194.84
	東みよし町	13,843	122.48
	計	73,281	1,405.88
徳島県		723,096	4,146.75

資料：人口は、「徳島県の人口（徳島県推計人口）令和2年6月1日現在」より

面積は、国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調査」より

第6節 各ブロックにおける廃棄物処理体制

1. 広域施設整備計画の概要

令和12年度及び27年度における各ブロックの人口、ごみ総排出量及び各ブロックの施設の種類と目安となるごみ焼却施設の規模等は次のとおりです。

今後、各ブロックにおいて、既存施設の改善等の状況を踏まえつつ、広域処理施設の整備時期を決定していく必要があります。

表38 各ブロックの推計値

	人口		ごみ排出量（t/年）	
	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度
東部ブロック	508,591	428,895	179,041	163,521
南部ブロック	81,871	62,673	33,506	30,948
西部ブロック	60,772	43,802	22,591	21,078

表39 広域施設の整備規模の目安（ごみ焼却施設）

	施設規模（t/日）		施設数	
	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度
東部ブロック	667	608	4～5施設	4～5施設
南部ブロック	125	115	1施設	1施設
西部ブロック	84	79	1施設	1施設

【東部ブロック】

焼却施設

各ブロックにおける廃棄物処理体制は、以下の通りです。

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	エネルギー回収量 (MJ)	発電能力 (kW)	資源化回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等
徳島市	徳島市西部環境事業所	180	1991 (H3)	20			282	2033 (R15)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (第2期) (R5.11)
	徳島市東部環境事業所	190	1979 (S54)	20			(94×3戸)		
鳴門市	鳴門市クリーンセンターごみ焼却場	70	2008 (H20)	3,360		67	—	—	—
小松島市	小松島市環境衛生センター	70	1983 (S58)	20			—	—	EMS方式の検討
石井町	石井町清掃センター	30	1978 (S53)				—	—	—
松茂町	松茂町第二環境センター	20	1999 (H11)				—	—	—
北島町	北島町清掃センター	26	1985 (S60)				282	2033 (R15)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (第2期) (R5.11)
藍住町	藍住町西クリーンステーション	30	1980 (S55)				—	—	—
中央広域環境施設組合 (阿波市、板野町、上板町)	中央広域環境センター	120	2005 (H17)	58,050	1,800	2,582 (26,820m ³ /年 (発生ガス回収量))	40	2028 (R10)	中央広域環境施設組合循環型社会形成推進地域計画 (R4.1)
吉野川市	エネルギー回収型焼却物処理施設	42	2025 (R7)				40	2025 (R7) .11	吉野川市循環型社会形成推進地域計画 (R1.12)

粗大ごみ処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等
松茂町	松茂町第二資源センター	10	併用	2000 (H12)	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	684	—	—	—
中央広域環境施設組合 (阿波市、後野町、上板町)	中央広域資源センター	13	破砕	2005 (H17)	粗大ごみ、不燃ごみ	29	—	—	—

資源化処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物 回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	使用開始時期等	計画等
鳴門市	鳴門市クリーンセンターリサイクルプラザ	25選別、圧縮・梱包		2008 (H20)	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ	911	—	—	—
吉野川市	吉野川市リサイクルセンター	10圧縮・梱包		2014 (H26)	金属類、ガラス類	470	—	—	—
勝浦町	勝浦町リサイクルプラザ	0選別、圧縮・梱包		2007 (H19)	ペットボトル、プラスチック	10	—	—	—
勝浦町	勝浦町不燃物処理場	1選別、圧縮・梱包		1978 (S33)	金属類、ガラス類、その他資源ごみ	36	—	—	—
石井町	石井町リサイクルセンター	5選別、圧縮・梱包		1998 (H10)	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	708	—	—	—
神山町	神山町環境センター前処理施設	4選別、圧縮・梱包、破砕		1996 (H8)	金属類、粗大ごみ	49	—	—	—

中継施設

設置者	施設名	現状			今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間処理量 (t/年)	供用開始時期等	計画等
徳島市	徳島市廃棄物運搬中継施設	30	1999 (H11)	資源ごみ	2,940	—	—

保管施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		島内証種 (㎡)	島外証種 (㎡)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間保管量 (t/年)	年間収容量 (t/年)	供用開始時期等	計画等
徳島市	プラスチック製容器包装廃棄物中間処理施設 ＜㈱三幸クリンサービスセンター＞	100	0	2004 (H16)	プラスチック	3,159	—	—	—
徳島市	不燃物減量再資源化施設 ＜㈱三幸クリンサービスセンター＞	0	39	1991 (H3)	ペットボトル	97	—	—	—
徳島市	不燃物減量再資源化施設(三瓶) ＜㈱三瓶＞	0	39	1991 (H3)	ペットボトル	52	—	—	—
鳴門市	鳴門市クリーンセンター	604	234	2008 (H20)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペット ボトル、プラスチック、その他	1276	—	—	—
吉野川市	吉野川市リサイクルセンター	918	2228	2014 (H26)	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、そ の他	1,557	—	—	—
勝浦町	勝浦町リサイクルプラザ	50	0	2007 (H19)	ペットボトル、プラスチック	10	—	—	—
勝浦町	勝浦町資源ごみ保管場	0	250	1997 (H9)	金属類、ガラス類、その他資源ごみ	50	—	—	—
上勝町	上勝町ゼロ・ウェイストセンター	0	737	2020 (R2)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペット ボトル、プラスチック、布類、その他	240	—	—	—
佐那河内村	岡山建設	60	0	2007 (H19)	ペットボトル	4	—	—	—
佐那河内村	佐那河内村仕出処理場	169	0	1997 (H9)	金属類、ガラス類、その他資源ごみ	27	—	—	—
石井町	石井町リサイクルセンター	1552.67	60	1998 (H10)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペット ボトル、プラスチック、布類	708	—	—	—
神山町	神山町リサイクルセンター	113	100	2000 (H12)	紙類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、布 類	73	—	—	—
松茂町	松茂町第二環境センター	94	338	2000 (H12)	金属類、ガラス類、ペットボトル	164	—	—	—
北島町	北島町清掃センター	18	148	2000 (H12)	金属類、ガラス類	183	—	—	—
藍住町	株式会社サンハイ	60	0	2005 (H17)	ペットボトル	49	—	—	—
藍住町	藍住町西クリーンステーション	832	0	1993 (H5)	紙類、ガラス類	894	—	—	—

最終処分場

設置者	施設名	現況					今後の整備予定			
		埋立開始年度	埋立地面積 (㎡)	施設全体容量 (㎡)	取容量 (㎡)	埋立終了年度	処理対象廃棄物	埋立場所	埋立地面積 (㎡)	施設全体容量 (㎡)
小松島市	小松島市赤石地区一般廃棄物最終処分場	1988 (H10)	20,000	87,000	1,045	2026 (R6)	焼却灰さ（主灰）、不燃ごみ、焼却灰さ（飛灰）、 破砕ごみ、処理灰さ	海面	—	—
吉野川市	鳴島一般廃棄物最終処分場	2003 (H15)	5,000	35,000	3,032	2027 (R9)	不燃ごみ、溶融スラグ	山間	—	—
石井町	石井町一般廃棄物最終処分場(上瀬)	2000 (H12)	7,300	65,000	23,217	2031 (R13)	焼却灰さ（主灰）、不燃ごみ、焼却灰さ（飛灰）	山間	—	—
神山町	神山町環境センター最終処分場	1997 (H9)	4,000	15,400	6,135	2038 (R20)	不燃ごみ、破砕ごみ、処理灰さ	山間	—	—

し尿処理施設

設置者	施設名	現況						今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式		使用開始 年度	し尿処理量 (kl/年)	浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	資源化等	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等
			汚水処理	汚泥処理							
徳島市	徳島市浄水処理第二工場	150槽脱	脱水、乾燥		1984 (S59)	1,212	44,622	—	—	—	—
徳島市	徳島市浄水処理第一工場	120好希釈	脱水		1978 (S53)	926	34,095	—	—	—	—
鳴門市	鳴門市し尿処理施設	85好気、焼却	脱水、乾燥、 焼却		1984 (H6)	2,007	25,057	—	—	—	—
石井町	石井町クリーンセンター	35高負荷、膜分離	脱水、焼却		1988 (H10)	591	10,022	—	—	—	—
松茂町	松茂町環境センター	20好気	脱水、乾燥		1980 (S55)	76	6,280	—	—	—	—
北島町	北島町クリーンセンター	30槽脱	脱水、焼却		1982 (S57)	157	9,005	—	—	—	—
藍住町	藍住町中央クリーンステーション	30槽脱、下水投入	脱水、乾燥、 焼却		1982 (S57)	262	12,447	—	—	—	—
板野町	板野町クリーンセンター	20槽脱	脱水		1983 (S58)	407	6,374	—	—	—	—
阿北環境整備組合 (阿波市、神山町、上坂町)	阿北環境整備組合	147槽脱	脱水		1985 (S60)	1,466	22,654	—	—	—	吉野川は、徳島中央浄化センター（下水）で将来的に処理（基本計画）
小松島市外三町衛生組合 (小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村)	小松島市外三町衛生組合しらさぎ浄園	87高負荷、膜分離	脱水、焼却		2000 (H12)	1,072	20,642	—	—	—	—

コミュニティプラント

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		計画最大汚水量 (m ³ /日)	処理方法	使用開始年度	汚水処理量 (m ³ /年度)	計画最大汚水量 (m ³ /日)	供用開始時期等	計画等	
鳴門市	鳴門市矢倉団地汚水処理場	240	長時間ばっ気	1993 (H5)		—	—	—	
勝浦町	勝浦町玉の木・五十田地域し尿処理施設	34	接触ばっ気	1984 (S59)	74	—	—	—	
北島町	北島町グリーンタウン下水処理場	1,225	長時間ばっ気	1975 (S50)	211,050	—	—	—	

【南部ブロック】

焼却施設

設置者	施設名	現状						今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	エネルギー回収量 (MJ)	発電能力 (kW)	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等	
阿南市	エコパーク阿南	96	2013 (H25)	919,800	1,420	1,366	—	—	—	
那賀町	那賀町クリーンセンター	6	2020 (R2)	265,229			—	—	—	
海部郡衛生処理事務組合 (年岐町、美波町、海陽町)	海部郡衛生処理事務組合海部美化センター	50	1979 (S54)				—	—	海部地域循環型社会形成推進地域計画 (R4, 12)	

粗大ごみ処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	使用開始時期等	計画等
阿南市	エコパーク阿南	13	破碎	2013 (H25)	粗大ごみ、不燃ごみ		—	—	—
那賀町	那賀町クリーンセンター	3	併用	2020 (R2)	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	101	—	—	—

資源化処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物 回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	使用開始時期等	計画等
阿南市	エコパーク阿南	11選別、圧縮・梱包	2013 (H25)	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、 不燃ごみ	3,110	—	—	—	—
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海部町)	海部衛生処理事務組合海部美化センター	20選別、圧縮・梱包	1979 (S54)	金属類、不燃ごみ、粗大ごみ	130	—	—	—	—

保管施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		貯内面積 (㎡)	貯外面積 (㎡)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間保管量 (t/年)	年間保管量 (t/年)	使用開始時期等	計画等
阿南市	エコパーク阿南	671	2,000	2013 (H25)	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	3,110	—	—	—
那賀町	那賀町クリーンセンター	247	0	2020 (R2)	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	259	—	—	—
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海部町)	海部衛生処理事務組合海部粗大ごみ資源化施設	324	0	1997 (H9)	紙類、金属類、ペットボトル、プラスチック	492	—	—	—
海部衛生処理事務組合海部粗大ごみ資源化施設（仮設）		0	340	2024 (R6)	ガラス類、ペットボトル	—	—	—	—

し尿処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定				
		処理能力 (t/日)	処理方式		使用開始 年度	し尿処理量 (k1/年)	浄化槽汚泥処理量 (k1/年)	資源化等	処理能力 (t/日)	作用開始時期等	計画等
			汚水処理	汚泥処理							
阿南市	阿南市クリーンビュー	106	高負荷、膜分離、その他	脱水、焼却	1999 (H11)	2,332	28,618	—	—	—	—
那賀町	那賀町衛生センター	13	高負荷、膜分離	脱水	2012 (H24)	407	3,466	堆肥化 18t/年	—	—	—
海部郡衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海部町)	海部郡衛生処理事務組合第2し尿処理施設	25	高負荷	脱水、焼却	1985 (S50)	1,740	2,546	—	—	—	—
海部郡衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海部町)	海部郡衛生処理事務組合第1し尿処理施設	20	高負荷	脱水、焼却	1988 (S53)	1,120	1,495	—	—	—	—

コミュニティプラント

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		計画最大汚水量 (m ³ /日)	処理方法	使用開始年度	汚水処理量 (m ³ /年度)	計画最大汚水量 (m ³ /日)	供用開始時期等	計画等	
阿南市	阿南市伊島地区コミュニティ・プラント	108	接触ばっ気	2001 (H13)	8,146	—	—	—	
阿南市	阿南市バストラルゆたか野田地生活排水処理施設	266	接触ばっ気	1997 (H9)	37,812	—	—	—	
阿南市	阿南市春日野地域下水道	1,500	長時間ばっ気	1971 (S46)	429,427	—	—	—	
阿南市	阿南市西春日野生活排水処理施設	400	標準活性汚泥	2004 (H16)	59,854	—	—	—	

【西部ブロック】

焼却施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	エネルギー回収量 (MJ)	発電能力 (kW)	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	クリーンセンター美馬	72	1997 (H9)	2,510		10	—	—	新処理施設について検討
みよし広域連合 (三好市、東みよし町)	清掃センター	50	1981 (S56)				—	—	

粗大ごみ処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	クリーンセンター美馬	20	併用	1997 (H9)	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	241	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし町)	清掃センター	15	併用	1981 (S56)	粗大ごみ、不燃ごみ	221	—	—	—

資源化処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物 回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	供用開始時期等	計画等
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	資源ごみ処理施設	3選別、圧縮・梱包		2002 (H14)	ペットボトル、プラスチック	199	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし町)	リサイクルプラザ	16選別、圧縮・梱包		2000 (H12)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペット ボトル、プラスチック、布類	1,149	—	—	—

保管施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間保管量 (t/年)	年間保管量 (t/年)	供用開始時期等	計画等
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	資源ごみ処理施設	138	0	2002 (H14)	ガラス類、ペットボトル、プラスチック	421	—	—	—
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	クリーンセンター美馬	112	34	2000 (H12)	紙類、金属類、その他資源ごみ	736	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし町)	清掃センター・リサイクルプラザ	381	0	2000 (H12)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペット ボトル、プラスチック、希類	1,149	—	—	—

最終処分場

設置者	施設名	現状							今後の整備予定			
		埋立開始年度	埋立地面積 (㎡)	施設全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	埋立終了年度	処理対象廃棄物	埋立場所	埋立地面積 (㎡)	施設全体容量 (㎡)	供用開始時期等	計画等
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	長谷最終処分場	2002 (H14)	7,500	44,000	20,568	2033 (R15)	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、焼却残渣（飛灰）、 磁砕ごみ、処理残渣	山間	—	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし町)	清掃センター・最終処分場	2000 (H12)	11,000	50,000	2,191	2032 (R14)	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、磁砕ごみ・ 処理残渣	山間	—	—	—	—

し尿処理施設

設置者	施設名	現状							今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	汚水処理 高負荷、 43℃水投入	汚泥処理 脱水、下 部、脱水、下	処理方式	使用開始年度	し尿処理量 (kl/年)	浄化槽汚泥処理 量 (kl/年)	資源化等	処理能力 (kl/年)	供用開始時期等	計画等
吉野川環境整備組合 (美馬市、つるぎ町)	汚泥再生処理センター	43	汚水	脱水	脱水	2025 (R7)	—	—	—	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし町)	汚泥再生処理センター	60	高負荷、脱水	脱水	脱水	2025 (R7)	—	—	—	—	—	—

第7節 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化及び ごみ処理施設の集約化について

1. 長期広域化・集約化計画の策定について

国においては、人口減少・少子高齢化、脱炭素化、災害廃棄物処理といった社会情勢を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築する必要があるとし、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(令和6年3月29日環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知、以下「広域化通知」という。)を发出し、県において、市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画(以下「長期広域化・集約化計画」という。)を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を図ることが通知されたところです。

2. 本県の対応

「広域化通知」に基づき、本県においては、2050年(令和32年度)までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」の検討を図るため、令和8年度には、県が主体となって「地区協議会」を設置し、このたび策定する「第6期徳島県廃棄物処理計画」の趣旨を踏まえながら、詳細な現状分析、将来予測に基づき、処理主体となる市町村との合意形成を図りながら、ごみ処理の広域化に向けた、施設の整備計画や処理体制等を検討し、令和9年度内に策定することといたします。

なお、本稿記載の「徳島県ごみ処理広域化計画」については、新たに策定される「長期広域化・集約化計画」の中に統合する予定となっております。